

山崎九郎齋門殿
 今村喜太夫殿
 山村五平殿
 水原清大夫殿
 中孫之丞殿
 石黒彦大夫殿
 齋藤市直殿
 岡田谷右衛門殿

十月十一日。加賀藩の年寄以下蓮池庭にて紅葉を觀賞す。

〔政隣記〕

十月十一日蓮池御庭に、年寄中等・御家老中・若年寄中、紅葉見物依頼、可罷出旨被仰出、御菓子・御茶被下之。急度被下に而は無之故、給仕坊主。右に付中川式部一人御城に相詰。

十月。金澤に送荷すべき魚類の量及び税率に關して令す。

〔眞館留帳抜書〕

珠洲・鳳至郡・新川郡

先達諸浦方に而取揚候鱒等、金澤并他國他領に指遣候分共に、十分一銀高等取立候儀に付、役人指遣候節、浦々に而取揚候鱒等、大概御當地三ヶ一指出候様に申達候得共、享保元年肴之儀に付御年寄衆より一統被仰渡有之由に而、小杉御郡奉行より被申越候趣、能州奥郡・越中新川郡は御當地に程遠き故歟、前々より諸魚之内三ヶ二者御當地に指出、三ヶ一は勝手次第他國に指出申筈に候間、右兩郡より程近き浦々之分は、尙以取揚候諸魚之内、御當地に向可申分不殘爲指出可申旨、御年寄衆各に一統御書立を以被仰渡置候由に而、右御郡奉行より寫被指越候。二ヶ年鱒取揚高之様子に而は、大概三の一指出候はゞ、金澤用事も相辨、相殘分他國他領に遣之候はゞ、浦々鱒網師共潤色も有之、鱒網退轉仕儀有之間敷と遂詮議、右之通先達而申觸候得ども、件之趣御年寄衆御書立有之事に候條、先其通と相心得、新川郡・奥郡は三の二、夫より近浦々之分は、不殘金澤に指出候様に可被申渡候。鱒・鱈之儀、二・三ヶ年已來御當地に諸方より集高程、近年之儀諸方より指出候はゞ、最早金澤に指出候儀者勝手次第に可被致旨、重而相觸可申候。夫迄之内者右御年寄衆御書立之通に可被相心得候。則十分一
 等取、兩人共にも其段申渡候、以上。

未 十月

御 算 用 場

山崎九郎齋門殿 今村喜太夫殿

山村五郎兵衛殿 中 孫之丞殿
 岡田善右衛門殿 長屋八兵衛殿
 澤田十兵衛殿 村井安左衛門殿

〔元祿享保間留記〕

浦々に而取揚候鯽并諸魚、御當地に指出候譯之儀、重而詮議之儀所々奉行中の相觸候處、別紙指遣候間、右紙面之趣得与合点仕、間違無之様に可相心得候。

一、浦々に而捕候諸魚之内、地拂仕候分は、大魚夫々に而口錢取立申儀、此度改正申渡、則六歩・八歩口錢之譯別紙書記遣候間、其所々肝煎共取立、帳面に記、其方共致印形、鯽十分一銀取立、一ヶ月切に御當地に指出、此段支配之十村共にも申渡、猶更其方共より茂嚴重に申渡、聊紛敷儀無之様に爲取立可申候、以上。

未 十月

御 算 用 場

能州口郡・磯波・射水所々魚改相見人中

六歩口錢取立候品々覺

鯽・鱈・鯨・鮪・鮓・鯛・鱈・あら・大はかれい・鮫・鯉・大鮓・鱈・はも・あなご・鱈・さわら・大鰻・しははまち・あんこ・大蛸・鳥類・串海鼠・刺鯖・いるか・わに・川うた・まんたう・鯉節・串貝・かます・

大まな鰹・車鯛。干物固認申分。

右之外にも此書立に有之魚類に准じ、いづれも口錢六歩取立可申候。

八歩口錢取立候品々覺

大小鯛・小あら・はね・小鱈・小しいら・八目鱈・きち鱈・きす・こち・はちめ・ほうく・かながし
ら・しかれい・こしかれい・ふくらぎ・小ふぐ・いせごい・生貝類・かつうそ・かます・さより・うぐひ・鮎・鱈・海老・たりは・小鯛・さわら子・小はかれい。

右の外にも此書立に有之魚に准候分、何茂口錢八歩取立可申候、以上。

未 十月

十一月二日。新たに鑄造せる時鐘を聞き得る距離を録上す。

〔加州郡方舊記〕

覺

御城より西方に相當申候。

一、石川郡 打木村 道程指渡大概一里廿五町程。

同 南の方に相當申候。

一、同 郡 高尾村 道程指渡大概一里半程。

同 東の方に相當申候。

一、河北郡 清水村 道程指渡大概二里程。

同 北の方に相當申候。

一、同 郡 大場村 道程指渡大概一里半程。

一、石川郡竹松村・田中村・吉原村等は、北風・山瀬風之時分聞え申候。御城より道程、指渡二里半より三里程御座候。

一、河北郡松根村・木津村・高松村等へは、南風之時分今般御時鐘相聞え申候。御城より道程、指渡二里半より五里程御座候。

右石川・河北郡村々は、今般御鑄直之御時鐘聞え様相尋、書上申候、以上。

享保十二年十一月二日

石川郡不殘

河北郡不殘

河地・山崎殿

十一月廿一日。大槻朝元の弟長右衛門御歩となる。

〔護國公年譜〕

一、十一月廿一日宮川安右衛門新知百五十石外五十石役料被下、新番小頭被仰付。大槻傳藏弟御持弓

郡彌三兵衛組足輕大槻長右衛門五十石被下、御徒被仰付、六組數之外に而御應方御用に仰付。右傳藏姊聲由比五郎左衛門組御持筒足輕小頭遠田理左衛門四十俵三人扶持被下、御小人頭被仰付。

十二月七日。德川吉宗使者を派して前田吉徳の寒候を問はしむ。

〔徳川實紀〕

十二月七日寒氣を候して、日門・増上寺に檜重をつかはさる。松平加賀守吉徳には驛使にて御たづねあり。

十二月廿九日。前田吉徳、明年以降毎月二次日を期してその居室に老臣等を相會せしむ。

〔政隣記〕

戊申正月より毎月十日・十七日、廿四日。

右三日御居間書院に御出可被遊候間、年寄中御家老中不殘御前可被罷出候。御用番は勿論、其外之面々も可申上品有之候者、相揃可申上候。但正月十日者、十一日与可被相心得候。外之月者右之通に候。御先代にも毎度御直談之趣御聞及被遊。左様に無之而、何と仕候而も

事延々に成申方に有之候故、一ヶ月三ヶ日御定置被遊。

一、右三日之外にも、急に可被申上儀有之時者、御近習頭を以其旨可被申上候。尤於御居間書院被召出、御聞可被遊候、以上。

丁未十二月廿九日

享保十三年

二月十九日。大聖寺侯前田利章柳營に登り參觀の禮を行ふ。

〔大野木克寛日記〕

二月十九日、備後守様昨十八日大聖寺より御出府、今日御登城、御饗應御能御興行。御饗應御相伴大和守貴林。且又御供御家老山崎權丞、御小將頭奥御用人菅谷平太夫、物頭吉田郡司、箆間主税・阿部左兵衛・堀江志摩、物頭並松見主馬。

主馬儀御登城御供者不仕候由。元來金澤町人之忤に而、指物屋新次と申候而、諸橋權進ツレ役仕候。然處大聖寺へ被召出、御ツレ等相勤候處、段々御取立被遊、知行百五十石被下、稱號御改させ被成、物頭並に被仰付候由。如此之者に候故、今日不被召連かど。右之輩於御廣間御料理頂戴、尤御目見被仰付と云々。

二月二十日。前田吉徳命じて鶴を捕ふる爲め隨時放鷹を行ひ得るの準備を爲さしむ。

〔政隣記〕

二月二十日鶴居次第御鷹野に御出可被遊候間、明廿日より御精進日之外は、毎日御供爲揃候様被仰出候旨、本多頼母殿御横目中被申渡。

三月朔日。前田吉徳諸士に判物印物を附與す。

〔御年表〕

三月朔日御先代及當御代御判物・御印物、元祿六年以來不被下置處、今日可被下旨に依て頭分以上服紗小袖、布辰刻登城。上下着用。午刻御小書院に御着座、大老・御年寄・御家老・若年寄頂戴。畢て午刻御廣間へ御出御着座、御廣蓋に御判物・御印物載之、御大小將兩人持參、兩方御繪圖の所に差置退く。御奏者番繪圖の所に罷出、夫より頂戴人罷出、御奏者番の前に中座、交名御奏者番唱候と、御廣蓋の傍へ寄一・二足立寄。六日以後。御左は御縁頼。横山大和守貴林、御右の方本多安房。平士は間近き故藤行也。守政昌御判物・御印物相渡、受取御前へ向頂戴して退く。人持相濟、中川左門・富田織人重貞・庄田兵庫孝薄此人々年頭の御禮は、諸頭の次畢て。初り候へ共、今日は御座列格なり。其次定番頭・諸組頭、畢て新番組より隱居まで段々

出る。御小將横目も座列の格にて御使番の次、御臺所奉行は御小將横目の次に出る。進退何れも右の通。奏者、頂戴十人宛にて代る也。六日御隠居書院にて、奥小將御番頭支配の人々御印物被下、御家老役津田玄蕃敬脩相渡す。御奏者番勤る所、富田織人重貞人持御近習勤之。勝丸君御側小將も右の席にて頂戴。畢て重て御出、大廣間に御着座。朔日御門當番の物頭、其次表小將・大小將六組御印物頂戴。御作法朔日の通。四月四日大廣間御前に於て、先頃忌中等にて相殘候頭分并に御馬廻五組御印物頂戴、御作法前段の通。同十六日於同所、定番御馬廻五組・小松御廻・魚津御馬廻・組外三組御印物頂戴。十九日於同所、組外年寄中支配・永原左京等支配・御射手・御異風より坊主頭まで相濟。重て御出、御歩小頭以下本組與力まで御印物頂戴す。

三月七日。徳川家重疱瘡を患ふとの報金澤に達し、次いで慰問の使者を發遣す。

〔政隣記〕

三月七日江戸より早飛脚來着。

大納言様御疱瘡之旨に付、寄合神谷兵庫此御改藏人御使被仰付、九日發足、御酒湯爲御祝儀、御使御小將頭中村雅樂江戸表に而雅樂字申名御遠慮之依御禮に改五兵衛被仰付、十九日發足、廿九日江戸着。但此使に而者献上物無之。

十一日御酒湯相濟、翌十二日惣出仕、十三日爲御祝儀二種一荷、聞番御使に而御献上。西九にも御献上物等、右同斷之由江戸より申來。

三月廿二日。前田吉徳石川郡粟ヶ崎附近に狩獵す。

〔續漸得雜記〕

一、享保十三年三月廿二日粟崎に被爲入、大野にて池田清六郎与御提灯頭園田理右衛門元理右衛門大組足輕也兩人に、鶉を御打せ被遊候へ者、清六は鶉二皆頭打申候。御感被成候へ共、仕合与皆頭を打候由申上候首尾一段宜、理右衛門も二之内、一は胸を打一つは股を打候へば、立上り湯之内に入申候。投あみにて御打せ候へ共、鶉くゞり候而これ不申候。御舟足輕助丞名字失念投網上手候由被聞召、被仰付候へば、小舟に而鶉を淺みへ廻し、舟より飛下り立上る處を打、一段手際よしと御感被遊、各拜領物有之候。

〔政隣記〕

三月廿二日粟ヶ崎御放鷹之節、御異風御近習番池田清六郎に、梢に居候鳥被仰付候處、二羽打申候。二羽共斷り同所を打留候。依之翌日染物二端被下之。右同日最前御持方足輕小頭、當時御小人頭園田理左衛門にも被仰付候處、鳥二羽・鶉一羽打申候に付、金三百疋被下之。

四月六日。前田吉徳、奥村伊豫守の新郎に臨む。

本文は前掲の異傳なり

〔政隣記〕

四月六日奥村伊豫守拜領之新屋鋪に被爲入。御城内御庭に御出、夫より御立寄子申趣に而、御平生御城中御供立之通被召連、九半時頃御庭通被爲入、七時過御立、又御庭通被指歸。蓮池之上に而御馬御覽、七半時頃御還城。御供中の奥村平馬宅に而、從伊豫守殿夫々に料理被出之候。後日右爲御祝儀、伊豫守殿宅に頭並以上各相勤候事。但伊豫守殿御迎登城、并於彼宅之首尾、拜領物・献上物品之儀無記錄、不及書記之。翌七日從勝丸様、伊豫守に御樽代五百疋・生肴一折・御目錄、御使御大小將御抱守吉田清右衛門を以被下之。

四月廿二日。紫野芳春院の住僧金澤城に登り前田吉徳に謁す。

〔護國公年譜〕

一、四月廿二日紫野芳春院今般紫衣に成被罷下候に付、今日登城御對顔。竹之間屏風園之内に最初は罷溜、御小書院に而御對顔、伴僧一人御目見。御料理二汁六菜同小書院に而、伴僧も同席御敷居之外にて御料理出。右御饗應方御用主付村上傳右衛門御馬頭・宮崎長太夫御小將頭・披露御給事共御大小將勤、献上物は十帖一本也。退出之時分御縁類迄御送。芳春院退出後、押付旅宿に御使者御大小將津田五郎兵衛を以白銀二十枚包昆布・御目錄、伴僧秀首座・白銀三枚宛被下候。芳春院爲御禮、重而登城。

四月廿八日。前田吉徳河北郡太田に放鷹し湖水を渡りて石川郡粟ヶ崎邸に入る。

〔政隣記〕

四月廿八日太田邊鶴爲御鷹野、六半時御出、横山大和守・奥村内記・中川式部・津田玄蕃・玉井市正・本多頼母・今枝主水御供。且御勢子爲御用、太田邊迄、御歩之内達者成若者共相撰、廿人召連。頭も可罷出旨被仰出候に付、御歩頭富永數馬罷出候。尤所々之百姓共も御勢子に罷出候。右主水之外名前之人々等、何も太田邊御用相濟候而、金澤に歸。太田より小早御舟に被爲召、黒津舟に被爲入、社御巡見、粟ヶ崎御亭に而御膳被召上候。今日御供舟は稽古舟一艘、并御郡方之舟四十艘に而、從者迄不殘舟に而御供被仰付。御供數常御鷹野之通、御鷹數は多く有之、御餌柄數鶴五十六・鷺三。暮時前御歸。

四月。御扶持人十村・平十村及び十村並の服務心得を諭す。

〔司農典〕

覺

一、十村相談所へ罷出候儀、先達而日限觸候はゞ、右前日何も罷出、御郡方之儀諸事承合、翌日相談所に而夫々裁許可仕所、其儀心得違之者共も有之様子に相聞候。向後急度相心得可

申事。

一、相談所へは御扶持人・平十村自身罷出、諸事相談可仕先格に候所、近年外御用に懸り申者共、其儀申立、名代又は手代等指出候旨相聞候。此儀は何れも心得違に候。向後は外御用に指圖、相談所へ難罷出者共は、其時々改作所へ相窺可受指圖候。然上は、御郡中出入等之筋、延引不仕早速取可申事。

一、御收納方之時節、近年は十村中等金澤に罷在候故、御收納に不限、物每手代者調理候様に罷成候。就夫に不心得成手代共は、百姓等氣詰、末々以之外難儀仕躰相聞候。御收納吟味等閑に仕候儀は、御法有之事に候條、十村・廻口等吟味之儀は、如何様共嚴敷可仕儀に候得共、手代共其旨を心得違、品に寄おの／＼之私曲に拘り、打擲等仕族も有之躰に候間、向後は右吟味方自身相捌可申候。去共外重き御用に相懸り居、在所に有合不申者は、手代調理方等精誠綿密に、不任我意に様可申付候。其上にも惡事等候はゞ、其主人可爲越度候。

一、村肝煎之儀、村中害に罷成候者有之候はゞ、役儀取放可申候。且又持高等、吟味之上指替可申旨、先達申渡候通、猶又嚴重可相心得候。

一、御貸米割符之儀、嚴重可仕候處、不心得成仕方も有之様相聞候。向後急度此旨可相心得候。若外より仕方不宜候段相聞候はゞ、可爲曲事候。

一、十村並廻口村廻仕儀、不心得成者も有之、ゆるかせに有之段相聞、沙汰之限候。向後無油斷相廻、夫々裁許可仕候。

一、中橋村久左衛門儀、能州口郡千代町組・能登部組・荻谷組耕作方廻口申渡候。然者田島之儀出入、村肝煎代り願人等之儀者、詮議之上久左衛門承届可申儀に候處、肝煎代願人者、右三組之者共願紙面に、其御郡御扶持人・平十村奥書仕候迄に而候。且又田方は、荒起より刈取申迄之善惡、島作之様子等廻口承届、於相談所に詮議之上、書付に相調申先格に候處、右三組之者共、當三月相談所等へ、或者外御用又は當病申立不能出候に付、三組之出入田島之様子相知不申段相聞候。向後は久左衛門儀、口郡相談所等へ罷出、三組之耕作方村肝煎代願人紙面、奥書等仕候様相心得可申候。

右之通夫々相心得、向後御縮方嚴重相可申旨也。

申 四月

改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

五月五日。江守角右衛門、多田善太夫と争闘して之を殺害す。

〔政隣記〕

五月五日申刻過、定番御馬廻御番頭江守角右衛門宅に而、組外多田善太夫と致喧嘩、善太夫

は即死、角右衛門は少々手疵に付、致自害候處仕損、翌六日落命。
但、前々より喧嘩には檢使無之候得共、如何之首尾に候哉と被仰出に付、爲檢使御大小將横目大河原八郎左衛門・中村與左衛門罷越、角右衛門落命後、長瀬五郎右衛門・與左衛門爲見届罷越候。善太夫死骸は、寺西九兵衛方の引取。

〔政隣記〕

前條五月五日江守角右衛門・多田善太夫喧嘩之趣意、善太夫甥幼少代判す。角右衛門先組に而用事有之、善太夫を呼寄紙面遣候處來る。暫對談之内及刀爭、委細不知。角右衛門家來口上之趣は、呼に遣候紙面直筆、内文言不存、多田參暫對談之趣不承候。其内音高く候故罷越候處、唐紙建有之に付視合候處、切合候故早速隣家助丞方の罷越及案内候由云々。追而江守家來兩人、於公事場御吟味之上禁牢。

〔凌新秘策〕

一、戊申五月六日、江守角右衛門享保九年定番御番頭被仰付相助候へども、常々病氣不都合之儀多有之、去年成、其後半年寄中月番支配に罷成。知行高六百石。組外四組支配之内多田善太夫儀、用事之旨にて手紙を以呼に遣候。善太夫夕飯後罷越、少々及問答候處切付候。互に切結候所、善太夫脇刺のはゞきも落、目釘拔候に付、次之間に有之候刀を取候所、右之手深手にて刀難持候歟、組合候體にて式臺・座敷二間

日附前書と異なり

を始悉血に成、畢竟料理之間にて角右衛門上に成、善太夫首を半程切掛、側へ家來罷出候へば能仕廻申候旨申候而、奥へ入致自害候得共、仕損息絶不申候。善太夫は六日夜五時頃相果、角右衛門は翌七日七時頃相果申候。組外番頭之内、河野半丞・馬場三左衛門・庄田武兵衛・細井藤太夫四人罷在途見聞候。外四人堀次郎八・大橋又兵衛・奥村半兵衛・岡田太郎右衛門は、何方よりと案内無之、不承に付不罷越候。喧嘩にて打果し、善太夫其夜息絶申候旨、四人連判之書付指上候。喧嘩と有之に付、御横目中罷越候得共、不及檢使罷歸候。角右衛門實兄原田又太夫會所奉行也。同姓にて隣家に罷在、則小舅江守助丞御普請奉行也。姊賀伊崎所左衛門定番御番頭也。途見聞、喧嘩之旨にて忌引等書付出之候。六日夜御横目大河原八郎左衛門・齋藤忠太夫兩人、爲檢使從御前被遣、委細見届致言上候。翌七日角右衛門息絶候旨達御聽候所、重而爲檢使御横目長瀬五郎右衛門・中村與左衛門兩人、是以從御前被遣候事。

五月十五日。前田吉徳、徳川吉宗の日光社參を終りたるを祝し能を演ぜしむ。

〔政隣記〕

五月十五日今度日光御社參相濟、大納言様御痘瘡御平癒爲御祝儀、御能被仰付。諸橋權進に石橋被仰付、脇は竹中市郎右衛門、大土屋六郎兵衛、小糟谷宇左衛門、鼓小寺金七、笛山本市左衛門、其外御番組略之。若年寄以上御料理被下、御城に在合候人々見物被仰付。一統布上

下着用。右に付今日出仕相止。

五月十七日。御鹽裁許川副十郎右衛門等非行あるを以て捕へらる。

〔菅家見聞集〕

一、五月十七日快晴、今日宮腰引越御詰鹽裁許定番御歩川添十郎右衛門、御用之旨に而宮腰へ呼に參候而、夕方當地に罷越、定番頭御用番杉江兵助宅に參着、御尋之品有之旨に而、其夜は兵助に御預、俄に縮所出來入置。尤刀脇指も預り、番人附置申候。青地藏人・村中務・御横目等も罷越。翌十八日十郎右衛門儀公事場の相渡り致禁牢候旨に候。

一、右十郎右衛門一卷は、年々御詰鹽に私曲有之由に候。宮腰御材木并御詰鹽奉行小塚甚五左衛門、當役去年被仰付、御鹽之勘定承可申与申儀より事おこり申候。依之甚五左衛門を、十郎右衛門相手之様に存候旨に候様子により、甚五左衛門と討果し可申躰に付、御算用場奉行中心付にて、兼而年寄衆に内談も有之候哉、御用有之昨十七日朝より、甚五左衛門は松田權太夫宅に罷越、致對談申候而可罷歸旨申に付、彼是申談候事も有之、其上唯今相返し候而者根濟不仕儀も有之候間、權太夫宅に致滞留罷在候様に申聞候得共、不罷歸候而者、十郎右衛門果し申を承、はづし申候様に御座候段、一圓以埒明不申儀故、決而難成旨再三及斷候へ共、御月番にも相達置候間、夫を承候而者騒動之本、尙更相返し申事成不申旨權太夫申聞、

根濟本の儘

無理に留置申候。依之尙更急に十郎右衛門當地に罷出候様に、御用有之旨頭より宮腰に申遣候得共、氣色惡敷候間見合、連々可罷出旨返事仕、晝之内不罷出候。宮腰に而甚五左衛門御貸家へ、度々十郎右衛門より人造、いまだ不罷歸候哉と相尋申旨に候。然共甚五左衛門不罷歸候に付、もはや金澤に罷出候時刻に移り申と存候哉、夕方十郎右衛門罷越、右之通兵助宅に而御預けに罷成申候。十郎右衛門小屋もすきと仕廻、言之外きれい成仕形、其上兵助方の罷越候而之様子等、随分作法宜見事成仕形共に御座候由。十郎右衛門は深甚流劔術言之外上手故、若こだはり宮腰より不罷出候者、捕手被遣等と、御月番内記より割場奉行に内意有之候。依之俄に足輕大勢割場の召集め撰申旨に而、八時已後より退出し、年寄衆を七時より早々登城候様に、御月番内記殿より急に呼に參候故、伊豫守殿・大炊殿等も急々に被罷出、九郎左衛門殿は遅參故又呼に參申に付、途中より早馬に而被罷出候。大和守殿は行歩に被罷越、石引町之末より歩立に而急々登城之由に候。安房殿は乗物に而、供之者不揃被罷出候。是は一段尤成仕様と致沙汰候。右之趣共に而、何とも子細は不相知、年寄中急々登城。七半時過之事に候、御城中に喧嘩有之との沙汰に而、段々おくればせに承付次第、諸頭早馬に而致登城候故、言之外騒敷候。惣而小立野は騒ぎ不申候。伊藤平太夫儀者、左傳次晝番にて七半過御城より罷歸、喧嘩に而も無之、急御用に而騒ぎ申迄之趣承届候故不罷出候。割場足輕急に

觸廻り、割場の寄集中に付、喧嘩と申追々呼廻り申者も有之由に候。其内十郎右衛門も罷越、捕手にも及不申、夜に入段々事静り申候事。

但、小塚甚五左衛門は組外に而、岡田七郎右衛門・奥村半兵衛組に候。尤相手に而者無之故、甚五左衛門には何之子細も無之、此度之様子一段出来之由致沙汰候。去共若十郎右衛門、甚五左衛門借宅小塚雲平方に而観音町邊之由、此所は甚五左衛門を尋可參との詮議有之、奥村半兵衛早馬に而右之宅は見廻り候。是にも騒ぎ申由に候。太郎右衛門は忌中に而罷出候。半兵衛は此一巻に而、晝より御城に相詰罷在候。御月番内記殿は、朝より夜に、迄御城に御座候由に候。年寄衆など、加様に火急に登城有之品に而も無御座由に候處入申如何間違に候哉と世上致沙汰候。

〔政隣記〕

五月十九日御月番奥村内記殿、諸頭・諸役人の御渡之紙面左之通。

一昨夜御用有之、年寄中等指急致登城候に付、雜説等有之、御近習之面々始諸頭罷出、殊之外騒ヶ敷有之候。右之御用などは、晝より相知居申事故、前方手配りも可有之儀に候。於御城中若喧嘩口論、其外急切成儀有之候而も、罷出候人々之儀者、兼而從御城代申渡置候張紙之趣に候處、狼に罷出候故、今般之通騒ヶ敷儀有之候間、右御用番より諸頭并御横目等にも

申聞置可然候。此段伊豫守より可申談置由被仰出候事。

右騒者、川副十郎右衛門呼に遣候得共遲參に付、又紙面等遣候得共參出及延引候。其上色々之雜説も有之候故、御月番内記殿被申渡候由に而、割場より足輕六十人計、急々二之丸迄爲相揃候様、割場下役人の直に申渡有之、足輕共之組屋敷を呼集申候。其上示談之儀有之候條、急に登城候様御同席中の通達有之、長九郎左衛門殿など一騎駈に而登城。依之於御城中喧嘩有之由取沙汰有之、諸頭段々登城。又一説に者、御上御滯故年寄中急登城之由に而、夜半迄金澤中致騒動候に依而也。

〔菅家見聞集〕

一、川添十郎右衛門一卷に付、京都榮君様御賄頭木村彌五丞、同御附之御歩杉山淺右衛門儀、御用有之呼に參、京都より罷歸、公事場牢之揚り屋は入有之、先頃よりひと御吟味有之旨に候。十郎右衛門引負之御詰鹽茂、元來右彌五丞相勤罷在候時分より之事に而、此段相知申内、於京都も彌五丞・淺右衛門不宜儀共有之、御吟味之由申候。表向之吟味にては難成品共有之に付、公事場奉行之内より成瀬内匠、御近習頭より羽田傳左衛門・三宅平太左衛門・坂井甚右衛門、此人々に被仰付、公事場の罷出、不時に御吟味有之、川添茂同事之由に候。落着仕候而、川添は七月廿七日五ヶ山の流刑被仰付候。彌五丞等・淺右衛門も五ヶ山へ被遣、十郎

後文には九月廿五日とあり

右衛門・彌五丞・淺右衛門子供は能州に被遣候由。

〔政隣記〕

十六日は前
文に十七日
とするをよ
しとする

五月十六日定番御歩宮腰御鹽裁許川副十郎右衛門儀、定番頭杉江兵助に御預。翌十七日於公事場御吟味之上、牢揚屋に被入置段々御吟味處、當時京都に相詰候榮君様附御臺所頭木村彌五丞儀、先年御歩に而宮腰御鹽裁許相勤候内私曲有之、十郎右衛門に引渡候砌、十郎右衛門与申談、年々不足之分及沙汰申由。依而從京都被召下、公事場牢揚屋に被入、せがれ御歩横目木村半左衛門も御吟味之上、三人とも九月廿五日能州嶋并越中五ヶ山の流刑。右一卷に付御歩杉山淺右衛門茂流刑。十郎右衛門せがれ半太夫、淺右衛門嫡子善左衛門、二男彦太夫、三男辰之助、何も遠嶋。彦太夫は不被遣以前病身、淺右衛門四男又次郎は幼少に付、十五歳迄一門に御預也。

病身の次死
べし語ある

五月廿一日。町人の子供にして狂言を演ずる者を召し前田宗辰の觀覽に供せしむ。

〔護國公年譜〕

一、五月二十一日勝丸様御慰、町人子供狂言仕候者被爲召。當十六日之通松之間御圍縮り所御翠簾掛之、御前御見物所も出來。竹田作次郎・諸橋權進・波吉宮門、其外京都御役者被爲召、

この狂言は
能の狂言な
り

一調一管等も被仰付候。

五月廿五日。前田吉徳放鷹の歸途大槻傳藏の邸を訪ふ。

〔政隣記〕

五月二十五日泉野邊御鷹野御歸之節、大槻傳藏宅に御立寄。但、傳藏新番御歩並百三十石、御近習勤。

五月廿六日。法規を恪守するが爲士人等各自定書の文を謄寫し置くべきを命ず。

〔典制彙纂〕

従前々被仰出候御法度之品々、并御定書之趣彌堅可相守旨、毎歳組・支配に被申聞候様子に者候得共、右相守与申趣意に而、御定書等熟覽仕儀は無之躰に候故、差當り候御格之儀さへ、心得違申面々も有之様子に候。畢竟御定書之寫帳などは、人々手前に寫置可申事に候。尤其内に者當時に合不申者も多可有之候得ども、其餘之分は猥に無之様、急度可相心得儀に候。寫所持不仕者者、連々を以扣いたし候様有之可然候。跡目新知被召出候者は、其節猶更念入嚴重申合置尤候條、被得其意、頭・支配人に有之御定書寫、時々傳達可有之事。

右之趣可得其意候。且又組之内裁許有之人々は、其支配之儀も、是又右之通相心得候様可被申聞候、以上。

五月廿六日

奥村内記

六月朔日。前田吉徳今秋參觀の途中日光に社參すべきを告ぐ。

〔松雲公等御參府留〕

一、當秋御參勤之刻、倉ヶ野より日光御參詣可被遊旨被仰出候段、横山大和守殿・津田玄蕃殿六月朔日何茂に披露。

但、諸大名日光に參詣之儀御書付、三月廿八日相渡、此方様に茂、右同日松平左近將監殿に聞番御招、御書付御渡。

〔御參府留〕

一、當秋御參詣之儀、六月十一日聞番參上、御直名之御書付を以御届有之、追而聞番罷出候序に、右御書付に勝手次第可被致旨、御付札候而相渡。

一、御獻納物之儀、萬治二年十月綱紀公初而日光御參詣之節、御獻納之御先例書を以御窺之處、御宮に御太刀金馬代、御靈屋に白銀十枚致獻之候様、御付札を以被仰渡。

六月二日。若年寄今枝主水役儀を免ぜらる。

〔浚新秘策〕

一、六月二日朝於奥村内記殿宅、長九郎左衛門殿列座、御近習之御横目毛利助右衛門罷出、若御年寄役今枝主水に被仰渡候趣、不行狀に而御役儀不相應に付、御役御取上被成候。父子指扣申には不及候旨被仰出候。御家老民部殿即日より無構勤仕有之候。主水不行狀之儀品々多有之候由。就中養父民部殿へ不孝近年段々超過し、去冬家老兩人小川作左衛門、小川彌右衛門異見を申候所、兩人共追込置申候。女色之儀に付非常之仕形共多有之。第一去年八月以來、於御城中毎日民部殿へ逢被申候而無言之爲体、ヶ様之儀共にて深く御憎しみに被思召候よし。

〔浚新秘策〕

主水最初八郎左衛門と申時より、藤澤多仲太与申者近習小將奉公仕、此者姦佞至極之者にて、主水に酒色を勧め、家老以下宜敷者をば惡敷申なし、殊外致出頭候。此度も側に罷在、色々惡事巧出し候者に候。今度も主水御役儀御指除之段、從中將様有澤森右衛門を以主水方へ御使者に被下、御書も被成下候。其趣は今般其方儀如此被仰付候は、御本意にては無之候。乍然一旦ヶ様に不被仰付候而は事濟不申故、御料簡も無之候。追而又如元に可被仰付候間、必々心を古く仕間敷候由にて、主水致落涙忝がり候。此儀は主水近習之者語に而、無紛事之由、一家中取はやし、是又他所へもひゞき候て、外より參候者も咄し申候。然處重て主水御知行

被召上候後、此説は止申候。其後又申候は、備前日置猪右衛門へ、民部より主水御役儀御指除之儀及案内候所、近き頃返書到來候而、民部仕方難心得旨にて鬱憤之紙面に候。依之民部も致立腹、其紙面を取て投申候。且又其節猪右衛門より、此元御年寄衆迄捧一書、主水事を願申趣有之。如何成趣に候哉、中將様にも先きは他國者之事と申、殊之外御難儀被遊、兎角主水儀如元被仰付等に罷成候由を專申慣候。正説は近き頃日置氏より民部へ之返書に、主水御役儀御指除之事致承知候。主水様子とくより見届置候。加様之儀出來候事覺悟之前にて、只今迄中將様思召に不背事不思議に存候。此上は家續之事大切に候間、早速に願替可然存候。願上申候而、備前へ引取申度存候得ども、其段は御自分様被成御座候へば、御油斷も有之間敷候。其上御家風も難計候故指扣罷在候由申來候而、民部も同意之趣に候。

六月十七日。曩に中絶せる儉約奉行を復舊しその五人を任命す。

〔政隣記〕

六月十七日御儉約方御用、左之人々被仰付。

- 御馬廻頭より 由比五郎左衛門 御歩頭より 前田源兵衛
- 御先手御用人より 松原善右衛門 稻垣與三右衛門
- 組外御番頭より 大橋又兵衛

前掲の文には十七日に作れり

右御居間書院於御前被仰渡。誘引伊豫守。

〔加州郡方舊記〕

六月十六日御儉約奉行五人被仰付。

由比五郎右衛門・稻垣與三右衛門・前田源兵衛・松原善右衛門・大橋又兵衛。但、元祿之後中絶に而、此度改而被仰付歟。可尋。

〔袖裏雜記〕

六月十四日今九つ時過於御居間、伊豫守御直に相伺候品左之通。

一、御儉約奉行之書立一通、并御儉約之儀、御老中方等御内々御届之趣、覺書、畢竟御老中方へ御届は無之。右御老中方之覺書者御參勤之上之儀候へば、未間も有之候、とくと御了簡被遊、追而可被仰聞旨御意。御儉約奉行之儀者、段々思召をも被仰聞、畢竟江戸・御當地に罷在不申候は難成可有之候條、由比五郎左衛門・松原善右衛門・前田源兵衛・稻垣與三右衛門・大橋又兵衛五人可被仰付旨御意。

〔袖裏雜記〕

由比五郎左衛門等へ年寄中可申聞趣。

各之儀今般御儉約方御用被仰付候。御算用場奉行被申談可被相勤候。善右衛門儀者、同役示談之大概相濟候はゞ、當秋江戸へ被遣、彼地御儉約方御用可被相勤候。各下に付相勤候役人之儀は、如何躰之者被仰付可然候半哉、人數之不依多少、被遂僉議可被申聞候。猶更後御前へも召候而、可被仰含にて可有之候。

由比五郎左衛門等へ於御前可被仰含品々

- 一、何れも御儉約方御用被仰付候。申談相勤可申候。尤御算用場奉行へも遂示談可申事。
- 一、善右衛門儀は、同役示談之趣相濟候はゞ、秋中江戸へ相越、於彼表會所奉行等申談、御儉約方御用相勤可申候。

一、御近邊并御廣式方等之御用品も、存寄之儀は無遠慮相窺可申候。猶更委細之儀者、伊豫守可及演述事。

右相濟候はゞ、御算用場奉行三人共に被召出、可被仰含事。

〔袖裏雜記〕

伊豫守より可申聞趣。

各今般御儉約方御用被仰付候付、御入用方僉議之大綱者、年寄中・御家老中へも可被申聞候。御次廻・御廣式方等之儀に付、品により人多に被申聞候儀者如何と被存候。御内々へ懸り候

様成儀も有之候者、其品者伊豫守・式部に可被申聞候。此兩人に而難事濟儀者、富田織人・庄田兵庫・遠田勘右衛門等被申聞可然候。

一、各之儀、御用品により、御前直にも被罷出被申上候而可然事。

右何も宜旨御加筆あり。

〔政隣記〕

七月二日より御儉約方役人一人宛、御算用場の隔日に出候筈。御儉約方役所は、去月廿二日之御丸萩之間に相極。

六月廿三日。能登島に流されたる堀主馬を縮所に監禁すべきを命ず。

〔護國公年譜〕

一、六月二十三日、堀主馬能州嶋縮所に罷入候に付、御用番被仰渡、御歩横目兩人罷越、所口奉行長屋八太夫主馬に可申渡趣。主馬儀御先年首尾有之候付、御尤め之上能州へ罷遣蟄居被仰付置候上者、何分にも御下知可在所、御免無之候間切腹可仕旨、度々所口奉行迄申越候得共、指留置候處、いまだ得心不仕、右之所存相止不申躰。其上存念之趣を御内聽にも達度趣、上をも不憚仕形、重々不届に被思召候。依之嶋において縮所へ入置候様被仰出候。向後右縮所へ割場附足輕五人宛、三十日代に仕致勤番候筈之事。

長屋八太夫
は此の時金
澤に在りし
なり

日附前書と
抵觸す
當摩は能登
島の十村

役所は所口
町奉行役所

〔浚新秘策〕

一、享保十三年六月廿四・五日頃、所口御奉行長屋八太夫御用有之金澤に罷出候留守に而、嶋に致塾居候堀主馬儀、嶋之當摩を呼申聞候。兼々八太夫にも申達置候通、我等儀御免被遊候歟、無左候ば切腹被仰付候様にぞ存候。明日彌切腹可仕候間、見届候様に可仕旨申候。當摩大に驚き、急使を以其段八太夫迄申越、八太夫儀不取敢罷歸承届可申間、先役所迄可被參申遣、役所へ呼寄、則縮所へ入置申候。御徒横目渡部惣左衛門・渡部彌次右衛門兩人、足輕十人罷越申候。扱嶋にて召使申候譜代之家來河毛加左衛門・伊藤傳右衛門兩人は、兄弟なり。八太夫より、主馬一家に付青山隼人・永原左京迄相返し申。兩人は年寄中より申渡候は、此兩人急度御預けと申にては無之候。徘徊は不仕候様に相心得可然旨被申渡候。隼人・左京徘徊不仕様に仕候儀は、縮も仕候はねば埒明不申ものに御座候。如何相心得可申哉と重而申達候所、追而譯立可申旨候間、如何様共仕置可被申旨に付、則縮所へ入置申候。七月二日公事場へ致借牢入置申度、則大和守殿へも相達候條、入置申度旨左京に申達候。御用番富田織部、難承届候、如此もの借牢可有之様無之段再三申達、終に公事場には請取不申候。左京公事場奉行に而も古役にて、近頃難心得趣相達候事と、承候者段々申候。

六月。大槻傳藏邸の便宜を謀り新道を開く。

〔政隣記〕

六月大槻傳藏居屋敷際堂形前より仙石町之方へ新道付。

七月四日。各郡每一段歩に於ける米の産額を答申す。

〔加州郡方舊記〕

覺

能美郡

- 一、早稻一反三百歩 上二石六斗五升、中一石二斗、下一石一斗五升。
- 一、中稻一反三百歩 上二石一斗、中一石八斗、下一石五斗。
- 一、晚稻一反三百歩 上二石九斗五升、中一石八斗、下一石五斗。

石川郡

- 一、早稻一反三百歩 上二石九斗五升、中一石五斗、下一石三斗五升。
- 一、中稻一反三百歩 上二石、中一石九斗五升、下一石三斗五升。
- 一、晚稻一反三百歩 上二石九斗五升、中一石八斗、下一石六斗五升。

河北郡

- 一、早稻一反三百歩 上二石一斗、中一石六斗五升、下一石五斗。

一、中稻一反三百歩 上二石一斗、中一石九斗五升、下一石九斗五升。
一、晚稻一反三百歩 上二石二斗五升、中一石九斗五升、下一石七斗五升。
右稻出來現米、村により土地により高下御座候得共、上田所大圖出來書上申候、以上。

申七月四日

田井村 二郎 吉

御所村 長次郎

若松村 八郎兵衛

右御前より御尋之由に而、書上可申旨、御算用場小頭所より被仰渡候に付、此通相調、齋藤辰右衛門殿に上る。

七月六日。前田吉徳儉約の實行に關して諭示す。

〔政隣記〕

六月六日御儉約方之儀に付被仰出之趣、別紙之通に候條、得其意、組・支配之人々は可申渡候。重き被仰出之筋に候間、思召に相叶候様可相心得旨、長九郎右衛門殿二之御丸に諸頭御招御申渡、則左之御紙面御渡。

今般御儉約奉行由比五郎左衛門・前田源兵衛・稻垣與三右衛門・松原善右衛門・大橋又兵衛被仰付候。御入用方御縮方等之儀に付、右人々及僉議候儀、不存踈意可得其意候。且又御尋之品

有之候はゞ、具に可申達候。様子次第只今迄之致方を替、向後はケ様に仕可然と申談儀も可有之候間、任其意可申事。

但、御用之品により、様子難申聞と存儀も可有之候間、左様之品者奉得御内意候上、早速可申達事。

一、御儉約之筋諸奉行・諸役人致了簡、存寄之趣右之人々は及内談可申事。

但、御仕置の懸候筋を、貪着仕候儀に而者無之候間、此段急度相心得可申事。

一、近年別而御要脚指つかへ、御勝手御はこび御難澁に付、今般御儉約之儀被仰出候儀に候。然上者諸頭・諸奉行・諸役人者不及申に、御家中末々之輕役人迄も大切に奉存、無用之御費一圓無之様に心服いたし、御簡略之筋嚴重相立候様に心得可申事。

右之趣夫々申聞、綿密に相守候様に可申渡旨被仰出候事。

申 七月

別紙被仰出之趣被得其意、組・支配之人々も一統承知仕、役儀有之面々者猶以急度相心得候様可被申聞候。且又組・支配之内裁許有之者共之儀者、其支配にも申渡候様可申聞事。

諸奉行・諸役人々者、當月三日一役一人宛御招、右紙面御渡候事。

七月八日。大槻傳藏の養父足輕長太夫を御歩に陞進せしむ。

〔政隣記〕

七月八日左之通被仰付。

大槻傳藏養父割場附

五十俵被下定番御歩

足輕小頭より 大槻長太夫

八月朔日。今枝民部の家士多和田彌四郎、黒田次郎左衛門を殺害す。

〔浚新秘策〕

一、八朔五時頃今枝民部家老黒田次郎左衛門二百を同役多和田庄右衛門子彌四郎と申者及殺仕事。庄左衛門六十歳餘、百八十石。彌四郎二十三歳、民部近習。八朔卯刻彌四郎罷出候。次郎左衛門は六半時罷出、常家老共詰申席に罷越居申候所、彌四郎参り呼立候に付、次郎左衛門奥の方へ二間計致誘引参候へば、常々申達候趣は御失念有之間敷と存候。乍然只今まで且而何之挨拶も無之候。覺悟可有之旨申候而、脇刺抜かけ候。次郎左衛門も一旦抜合候所、如何存候哉遁出、臺所の方へ参候。追懸参候處に、二階へ之梯子有之候、其陰へ隠れ候。此所に而少々切合候よし。彌四郎父庄左衛門も其處に相見え候付、次郎左衛門又かけ出、最前之所へ罷越、中敷居に躓き倒申所を切懸、二刀めに右之腕を打落し申候旨。とゞめを指申時分申聞候は、其方覺可有之候。全く自分之遺恨は無之候。民部様御爲を惡敷仕候儀年來之事に候。夫故御爲と存如此に候旨申述、

とゞめ指候而自殺可仕と仕候所を、父庄左衛門指寄自殺を留置候。民部は食事之内にて、何事に候哉と罷出候所、右之爲体に付脇刺抜持、彌四郎不屈之仕形に候、次郎左衛門は何之意趣にケ様に仕候哉とて、脇指之むねを以二・三度打被申候。彌四郎儀脇刺を打捨、謹而申候は、御手打にも被遊候ば本望之儀に御座候。次郎左衛門は私の遺恨は無御座候。内々申上置候趣も御座候。御爲と存殺害仕候。御吟味之上如何様とも御法之通被仰付可被下候。委細は書置に相見え申旨にて一封指出候。庄左衛門儀、彌四郎自殺を留申時、手疵を得申敷、指を半切申候。

一、彌四郎は先其分に仕、給人田丸彦左衛門宅へ被預候。父庄左衛門儀如何之首尾に候哉、是又給人阿岸惣次郎宅へ被預候。彌四郎此儀存立候は、七月廿一・二日之頃より之儀に候所、其節をば相果忌中に罷成、八朔忌明に付罷出申候由。

一、八朔出仕日に付、五時より諸頭登城、年寄中も五半時頃迄に皆々登城有之候。民部は登城無之、血に穢候故遠慮に存登城不仕旨、紙面を以斷有之由。民部宅へ参會相談之人は、前田伊織・宮崎長太夫・小堀左兵衛也。

一、彌四郎父庄左衛門、助太刀仕旨之風説有之候。其趣不分明に候。但庄左衛門手に指に疵附あるも、所々に有之に付、前田修理被相尋候所、庄左衛門申候は、せがれ彌四郎儀次郎左

衛門を追懸申時分、助可仕与存拔申時分、自身疵附申かと覺申候旨申候。依之助太刀も仕事と僉議にも及申候。乍然八朔其邊に在合申者共吟味之口上書に、庄左衛門其場にて脇刺拔候を見申旨相調候者は一人も無之候。此儀不審晴不申一事に候。密に承合候所、其砌民部被罷出、彌四郎儀不届之至とて、脇指のむねにて一二度も打被申、手打之様に相見え候故、庄左衛門是は勿體なき儀に奉存候。私共に可被仰付とて脇指を抑へ申時、民部脇刺にて指を切申候。此儀を申顯し候へば不宜候故、態と助太刀も仕候様申罷在候。

一、庄左衛門儀、次郎左衛門へ意趣有之、彌四郎与申談右之仕合に候哉と吟味有之候所、成ほど彌四郎同然にかねく存寄罷在候。彌四郎右之通に不仕候はゞ、私手に掛可申心底に御座候旨申罷在候。依之被預候由。

一、右之趣を以彌四郎へも吟味有之候所、彌四郎申候は、一向庄左衛門は不申談候。庄左衛門へ申聞候儀も且而無御座候。其證據には懷中に庄左衛門宛所之書置仕置候。私死後に此趣承知仕候爲に調置申候。是に而御察可被下候旨申候。

一、家老三人之内次郎左衛門相果、庄左衛門は被預候。今一人多和田藤左衛門と申者、是も庄左衛門同姓に候へども、續き遠く罷成候故、無遠慮用事相勤申候。

一、次郎左衛門儀、父又右衛門共に、平生家中一同に憎み申者に候。便佞にて並々より様子

宜敷相見、父子共民部ことの外氣に入、無意に被召使、居宅も過分之居なし建而贈候由。八朔右之趣に取結候節、與力以下數十人有合候者共、一人もたすけ申者、又はさへわけ可申と心附候者も無之候。折節如何之儀に候哉、家内霧の込入申様におぐらく罷成、見付不申者も數多有之由。

一、子息主水一卷落着間もなき事に付、主水へ對しケ様之首尾も仕出し候かと疑敷候所、主水一卷には預不申。元來家中納得不仕此者故に、民部も人口に入被申儀居多有之由にて、彌四郎存立候由。

一、二日に民部登城、同列之中にて、彌四郎儀其身申所は一往聞え申様成所も有之候へども、畢竟分も無之事共に候旨被申候。其様子彌四郎は亂心之体に被申候様子之由。

一、六日迄は彌四郎殺害又は切腹之沙汰も無之候。六日に前田伊織へ見廻承申者申聞候は、庄左衛門父子不届至極之趣に伊織・長太夫も被存候由に付、右之趣共は表裏之様子に候間、其心得可仕旨申聞候。

右は世上之風説にて、目撃も仕候様に申者有之候付、信用仕者多有之候事。

〔浚新秘策〕

一、民部頭は奥村内記也。彌四郎父子之仕形、庄左衛門を殺害仕候首尾闇打同事にて、喧嘩

民部子息主
水のことば
本年六月二
日の條に在
り

之沙汰には及間敷ほどの内記存寄、殊に庄左衛門儀、其身乍相預せがれ彌四郎所爲之様に仕成候爲體、別而不届に候故、本人同罪たるべき事也とおもわくに候。乍然民部存寄有之、庄左衛門は一等罪軽く申付度所存に候由段々達御聽、當十二日迄に譯立、十三日に落着申付候事如左。

- 一、多和田庄左衛門は一生板さくみへ入禁錮。
- 一、多和田彌四郎儀切腹申付候。庄左衛門次男有之、是も民部召使候處此度扶持放申候。
- 一、黒田次郎左衛門子ども有之候へども、跡目斷絶申渡。

以上

八月以來民部重病不起之病にて、十二月十六日病死、七十四歳。

八月八日。前田宗辰生母の兄上坂平兵衛新に祿せらる。

〔御年譜〕

- 一、八月八日勝丸様御母公兄上坂平兵衛、百人扶持に被召出、妻は二十人扶持被下。

八月十八日。前田吉徳參觀の爲に金澤を發す。

〔政隣記〕

八月十八日朝五時前御發駕。御供御家老津田玄蕃、一日御跡より發足。倉ヶ野より日光御供

奥村内記。

〔政隣記〕

一、今般御參勤之節日光に御參詣に付、御道中日數も相増候。尤百日分中勘御扶持方代受取有之事に候得者、指支申儀有間敷候得共、日光御道筋之儀者、諸物も高直に相聞候。其上萬一御逗留等も有之候而者、指問申譯も可有之候哉。然者末一ヶ月分之中勘御扶持方代、重而相渡可然旨遂僉議、其段達御聽候間、致割符候様御算用場奉行に、御供之年寄中被申渡。

但、兼而御供横山大和守、津田玄蕃に被仰渡置候處、四・五日以前より瘧疾、御供難勤躰に付、當十五日俄に奥村内記に御供被仰付、前記之通一日御跡發足、倉ヶ野より日光御供被相勤。九月十六日御前に被爲召、御國に之御暇被下、御手自被下物も有之、發出。同廿七日金澤歸着。大和守者氣色快、八月廿四日金澤發出、直に在江戸也。

一、御發駕之節御作法御例之通。十九日大雨境川水出、境に一日御逗留。御泊所等左之通。

- 十八日 御晝 今石動 御泊 高岡
- 十九日 御晝 東岩瀬 御泊 魚津
- 廿日 御晝 浦山 御泊 境
- 廿一日 御逗留

廿二日	御晝 糸魚川		御泊 能生
廿三日	御晝 長濱	御中休 名立	御泊 荒井
廿四日	御晝 野尻	御中休 關山	御泊 善光寺
廿五日	御晝 矢代	御中休 榑	御泊 田中
廿六日	御晝 追分		御泊 坂本
廿七日	御晝 板端		御泊 倉ヶ野
廿八日	御晝 柴		御泊 太田
廿九日	御晝 佐野		御泊 柄本
九月朔日	御晝 鹿沼	御中休 金ヶ崎	御泊 今市
二日	御晝 鉢石		御泊 大澤
三日	御晝 雀宮		御泊 小山
四日	御晝 中田町		御泊 幸手
五日	御晝 粕壁		御泊 草賀
六日	江戸御着	御晝休・御中休無之。	

九月六日。前田吉徳江戸に着す。

〔政隣記〕

九月六日江戸御着。翌七日上使。十五日御禮。

九月十五日。前田吉徳登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

九月十五日臨時の朝會あり。松平加賀守吉徳をはじめ、參觀三十一人。

〔政隣記〕

九月廿八日金城に依召、頭並以上登城之處、御年寄中・御家老中御大廣間に御列座、御用番長九郎左衛門殿左之通御演述。

中將様御途中無異儀、當二日於日光山御宮御靈屋御拜禮相濟、同六日御着府。翌七日上使松平左近將監殿を以被蒙上意、且又十五日於御黒書院御參勤之御禮被仰上、殊御懇之上意、横山大和守・奥村内記御目見仕、重疊難有被思召候。右何も可申聞旨、御書を以被仰下候。

今般者別而長途、殊に洪水にも候處、無御障御參府、右之通段、結構成御様子共、誠に恐悦之儀奉存候。御祝詞御用番宅迄、今明日中罷出可申事。
一、幼少・病氣等に而、今日登城無之人々者、今般之御様子、夫々向寄より傳達、爲御祝詞御用番宅迄、以使者可申越候事。

右之趣可被申談候、以上。

九月廿八日

長 九郎左衛門

御横目中

九月廿二日。金澤材木町に火災あり。

〔御年譜〕

一、九月廿二日戌刻、材木町四十三軒焼失、火元田上屋。

十一月十一日。遊行上人金澤に着す。

〔御年表〕

十一月十一日遊行上人金澤來著、玉泉寺に宿す。如先例米百五十俵、銀五貫を遣さる。廿一日御使者御使番窪田七郎太夫秀貞を以、昆布一箱・椎茸一箱御贈。

十一月十五日。金澤東本願寺末寺の遷佛式を行ふ。

〔開書〕

一、享保十三年十一月十五日金澤東末寺移徙。先年火事後小屋懸、今般出來今日成就。廿一間四面なり。

末寺は別院なり

十一月二十日。前田吉徳幕府より領國の産馬を進献すべき命を受く。

〔徳川實紀〕

十一月二十日。三家をはじめ、前田吉徳等十五人に、先に仰下されし領國の産馬、明後戊年より四・五年に一たびづゝ、参観のついでを以て献すべしと仰下さる。

十一月。郡中諸村に勸進の徒を徘徊せしむること勿らしむ。

〔司農典〕

前々より御改作如御法、諸百姓共之儀は、諸勸進入申儀堅く御停止之儀に候處、末々之者共心得違も有之哉、勸進等に入申族有之様令沙汰候。近年夥敷御貸米も被仰付候上、勸進等を入候儀一圓有之間敷儀に候。若亦心得違之者も有之候哉、以蔭聞承届、左様之族候はゞ、十村共可爲越度候。尤是以後御貸米等有之時節、急度其組可指除候條、此段彌以嚴重可申渡候、以上。

戊申十一月

改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

十二月八日。家中の士等更にその生活を質素にすべきを命ず。

加賀藩史料 第六編 享保十三年

十二月八日左之通、於金澤者御月番、於江戸者大和守殿、諸頭・諸支配人に被仰渡有之。但東・北御文段相違、趣意同斷也。左は江戸也。

御勝手方御要脚連々指つかへ、指當候御拂方も無之候に付而、御儉約奉行をも被仰付、諸場・諸役人・手前、御國・江戸共綿密に及僉議候處、段々減少有之儀故、今更可被減少品もさして無之躰に候。江戸詰人御扶持方代之儀者、大坂御拂米代を以指越候處、御拂米下直に付過分之御かり銀に罷成、此利別而調兼申由に候。就夫來春御歸城之節、去春之通、末二ヶ月分御扶持方相渡候様御僉議有之候而も、御かり銀相調不申候得者、相渡候儀難成可有之候。然者不定成事に候間、人々其心得候而、御長屋に而も隨分質素に相暮可申候。勤方等之儀に付、同役等出合候とても、料理ケ間敷儀は一向無之筈に候。若心得違申族も有之候者、段々被仰出之趣をも忘却、萬端御儉約之御時節と申了簡も無之、思召をも不顧筋に罷成可申候。右之趣被得其意、組・支配にも可被申聞候事。

十二月

十二月十二日。代官等前に納入したる米の缺損補償の用捨を請願す。
〔日曆〕

御堂形御奉行被仰渡候。

享保十二年御收納堂形御藏古米、當十月斗立就被仰付、欠米石に付四升迄は御用捨、其餘之欠米御極直段を以御代官相辨、御土藏に上納可仕旨、御米所より御申渡被成候。享保十二年御收納米之儀、當五月堂形御奉行并御相見人御出、御代官罷出升廻し被仰付候。尤欠米有之候得者、御代官相辨申候。則御米積並右御奉行并御相見人御出御見届、御米相渡り申候。惣而御藏米之儀は、前々より毎歲五月つゆ中御米損じ、欠米相立申に付、先年より五月中御詰米升廻被仰付候。御拂殘米之儀は、秋に至堂形御奉行并御相見人御出、御藏之外にはへ出し、俵數御改被成候刻、大くつろぎ俵・大鼠喰俵有之候得ば、貫目爲御懸、減米は御代官足米被仰付候。先年より六月・七月・八月欠米之内、御用捨米之御定、御出船に被仰付候御米之儀にて御座候。出船米は堂形御藏升廻被仰付刻指除置、升廻し請不申、宮腰浦濱にて升廻被仰付。然所に出船被仰付候升廻欠米御用捨之御圖りを以古米斗立、欠米御用捨、其餘は欠米御代官相辨じ候様に被仰付候得共、斗立被仰付御米之儀は、先達て升廻し相極、堂形御奉行へ相渡申候。乍然八升より上過分に欠米有之分は、其年作毛之様子により、御僉議之上御代官辨に被仰付儀は御尤に奉存候。尤御收納今年斗立に被仰付、八升より上之欠米、御代官辨に被仰渡候儀迷惑仕申候。御相談被遊御用捨可被下候、以上。

はへ出し本のまゝ

申十二月十二日

御代官共

十二月十六日。前田吉徳その生母預玄院等を饗應し能を演ぜしむ。

〔政隣記〕

十二月十六日御前様方・預玄院様、御上邸御表に而御饗應、御囃子被仰付。御前にも御鼓被遊、津田玄蕃仕舞、奥村織部脇、大組頭茨木源五左衛門・御預地方御用菊田逸角小鼓、其外與力等之内にも小鼓・大鼓・太鼓被仰付。翌年二月六日にも御能有之、右之面々等にも被仰付。

享保十四年

正月十八日。前田吉徳その初老の祝儀を生母預玄院に贈る。

〔護國公年譜〕

一、正月十八日預玄院様へ、御使御近習頭羽田傳右衛門を以、中將様御初賀之御祝儀綿二十把・包のし鮑一箱・昆布一箱・御樽代千疋・包のし御目錄被進候。從預玄院様も、御附物頭並を以て被進物有之由。傳左衛門へ白銀二枚被下候。

正月廿七日。徳川吉宗、前田吉徳に放鷹によりて獲たる鶴を贈る。

〔護國公年譜〕

一、正月廿七日上使御使番大嶋久左衛門殿を以、御鷹之鶴御拜領。

〔政隣記〕

正月廿七日以上使、御鷹之鶴御拜領。二月廿一日御披、御一門様等御招請。

二月四日。御歩水野彌五兵衛先に江戸に於いて作法を誤りたるを以て遠慮を命ぜらる。

〔政隣記〕

二月四日里見孫太夫組御歩水野彌五兵衛、於江戸當元日御登城之節、御持太刀持參仕候處、御登城を見損、御太刀指上不申。重き御作法闕候儀不調法至極に付、同夜より孫太夫爲指扣置候。然處同月十八日御國に相返候様被仰出、今日二日金澤着之處、今日右之趣不調法至極に付、急度可被仰付候得共、私曲之筋無之に付遠慮被仰出候旨、御歩頭は御家老御申渡也。

附、翌年七月二日遠慮御免許。

二月四日。江戸に隨從したる諸士に特に二ヶ月間の扶持方を増給すべきを告ぐ。

〔政隣記〕

加賀藩史料 第六編 享保十四年

御着城より
末云々は今
年歸藩以後
の意なり

二月四日於江戸。去秋より御供に而罷越候面々、御着城より末二ヶ月分御扶持方代可被下候。御勝手御難澁に付、ヶ様之御沙汰者有之間敷旨兼而申渡置候。別而難有奉存、萬端相慎儉約を用候様、大和守殿被仰渡。

二月十日。郡奉行等牛馬賣買に關する從來の弊風を改むべきことを令す。

〔元祿享保間留記〕

覺

一、御郡方牛馬取捌候博勞共、跡々者牛馬賣買之取持仕、代銀取遣之儀、賣主・買主手前當座に指引相極瑣明申候處、近年札賣・札買与申儀を仕、牛馬賣申者に代銀相渡不申、暨牛馬望候へば脇より又札買に仕望人の牛馬相渡。右牛馬之内他國他領の賣出候時分、代銀當座に請取候得共、牛馬賣主の相渡不申。毎年二・三月頃より八・九月頃までの内は、假令宜敷馬を賣拂、替馬望候得者、惡馬に而も無是非買請させ候様に、畢竟冬に至、他國他領の牛馬賣買も無之時節に罷成候得者、替馬も口入不仕候事。

一、諸百姓所持仕候牛馬、脇之者望候へば、博勞共右牛馬所持仕候百姓之方の罷越、賣拂候様に申談候共、牛馬主拂候儀不能成由申候得者、其者方の二・三日も致逗留、無理に所望仕に付、無是非賣渡、替馬無之候而手間申に付、惡馬に而も買請申候事。

一、牛馬賣買仕候儀、向後代銀當座に取渡仕、且又難賣放牛馬無理に所望不仕、相對を以牛馬賣拂候而、替馬望申時早速爲相求、手支無之様に不仕候得者、御收納方稼茂手づかへに罷成候事。

右之通に御座候間、此旨御郡奉行等被仰渡、御領國中博勞共の急度申渡、百姓共手支不申様に仕度奉存候、以上。

酉 二月

- | | |
|-------|--------|
| 別所忠兵衛 | 木梨九右衛門 |
| 高島權兵衛 | 大塚彌五太夫 |
| 賀古助之進 | 坂井知右衛門 |
| 前波知兵衛 | 山岸七兵衛 |
| 菊田逸角 | 稻垣傳右衛門 |

御算用場

右改作奉行紙面之通に候條、各支配博勞共の急度被申付、向後牛馬札賣買不仕、且又無理に牛馬爲賣拂不申、惣而百姓之費不仕様に被申渡、尤諸百姓共も可被申聞置候、以上。

酉 二月

御算用場

右之通御算用場より申來候に付、寫指遣候條得其意、牛馬札賣買不仕様に、博勞共の急度可

申渡候。尤百姓共にも可申渡置候。披見已後判形に而、先々相廻、從落着可相返候、以上。

酉二月十日

村井安左衛門

澤田十郎兵衛

能州口郡御扶持人・十村中

二月十三日。江戸深川に在る加賀藩の土藏焼失す。

〔政隣記〕 二月十三日江戸淺草茅町より出火、北風烈敷く、越中島迄焼通、十四日巳刻鎮。

深川御屋鋪にも火入、廿間之御土藏一筋焼失、殘御藏者防留之。深川奉行御大將伊東半右衛門殊之外働候に付白銀五枚、指添候御歩横目渡邊健右衛門に同一枚被下之。其外足輕・小者にも夫々に被下之。

二月十九日。遊行上人金澤を發す。

〔御年表〕

享保十四年二月十九日遊行上人金澤發出に付、十六日御使番を以て絹を御贈、十八日御茶を贈らる。

二月。用水・地境等の訴訟に關する幕府の令を領内に傳達す。

〔司農典〕

覺

一、在々用水懸引井路之儀、川中に井堰を立水を引分け候處、堰仕方寄、川下之井水令不足候も無構、勝手宜敷様に而已仕候故及爭論、或は兩頬に井口有之場所、片頬之井口附替候時、双方不申合、一方之任自由に仕替候故、令出訴候類有之候。自今右鉢之儀に付、致相對普請仕候節は、立會無障様可致候。若滯儀有之歟、又は不法之事仕候時は、其節より十二月を限於訴に者可有裁許、期月過令出訴は不取上候事。

一、郡境・村境・山野論又は質田地等之儀、其外奉行所へ訴出候事に付、證據無之非分之儀も何角申紛し、又證據有之儀も、年經候得ば其事を申掠及出訴、相手村方爲及難儀に、其上双方村々困窮之基に成不届に候條、向後如此之筋不訴出、此類之事訴出、詮議之上巧之譯相知においては、其旨可申付候事。

以上

右之通、六年以前辰閏四月相觸候得共、いまだ不行届所も有之様相聞候に付、猶更此度相觸候間、被存其旨、御料は御代官、私領者地頭・村々名主・百姓に、右之赴相心得候様可被申付候、以上。

酉正月

右從公儀御觸之赴寫指越候條、組・支配、百姓に至迄不相洩様申渡、請書付取置、其方共より御請可出候、以上。

酉二月

改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

三月十日。算用場奉行、百姓をして改作法を勵行せしむべきを命ず。

〔司農典〕

御改作之御法急度相守候様、兼々度々申渡候得共、御郡々御扶持人并平十村心懸不宜者有之、未々支配不行届に付、肝煎・組合頭・小百姓に至迄、右御法を取失候者も有之躰に候條、向後嚴重相心得可申候。爲其有増左に記候事。

一、御扶持人并平十村、衣類木綿・紬・八講布、此外一切着用不仕、諸事右に可准事。

附り、右之者共兄弟・妻・忰・娘等衣類、向後模様等一切相止可申候。其方共仕方により、未々御縮方も相立候條、此段急度可相心得候事。

一、惣而華麗成仕形無之、儉約を相守、未々爲見習候様心懸候事專一に候。勿論不相應之買物不仕、諸事奢たる儀無之様相慎可申候。於御當地に家を買、或は借宅に而も遊樂之族有之段、取沙汰相聞得候條、實正に候はゞ承届次第曲事に可申付候。若御當地之者家名を出、借

宅はかり主を拵へ置候故、十村等之名を不顯候哉、若借名を以右躰之儀も有之候はゞ、相知次第急度曲事に可申付候。畢竟不埒之族有之者は、同役之者より加異見、承引不仕候はゞ無遠慮可申聞候。乍存其分に仕置候はゞ同類に候條、様子見聞次第右之赴に相心得、不隱置可申聞候事。

一、十村等之手代末々に至迄、不相應之仕形無之様嚴重可申渡候。尙更於御藏所に、御米納方之儀急度可申付候事。

一、肝煎・組合頭并村々長百姓、其外藏宿等相勤候者之外、木綿合羽并紙合羽堅可爲無用、蓑・菅笠或は竹子笠着用爲仕可申候。此外衣類之儀は、兼而申付置候通爲相守可申候事。

附り、傘並髪に鬢附之事、右に準じ未々無用之事。

一、百姓之子共等并頭振共、於御郡方に無用之品々致商賣、百姓之費有之候條、向後往還筋宿方等に而、十五ヶ年以前より有來候商賣人は其分に仕置、十五ヶ年以來之右商賣人は爲指止、改作奉公爲仕可申候。此段急度申付、若心得不仕申者於有之は致縮置、早速可申斷候。ゆるかせに仕置、脇より相聞候はゞ、其村肝煎・組合頭不及申に、支配之十村曲事に可申付候條、無油斷可遂吟味事。

右大概古來より御法之赴を以申渡事に候。此外萬端右に准じ急度相守、未々嚴重可申渡候。

改作奉公は
農業に従事
の意

惣而御改作御法之儀者、兼而申渡通に候條、尙更委細申渡、小百姓等に至迄請書付取置、尤其方共より拙者共請書付可指出候。右之赴山廻并新田裁許之人々々も可申達者也。

享保十四年三月

別所忠兵衛

木梨九右衛門

高島權太夫

大塚彌五太夫

賀古助之進

稻垣傳左衛門

坂井知右衛門

前波和兵衛

山岸七郎兵衛

在大阪 菊田逸角

諸郡御扶持人・十村中

右紙面之赴見届、御年寄衆々も相達候處、右之通急度可申觸旨御申聞に候條、末々可被相觸候、以上。

御算用場

改作御奉行中

三月十三日。前田吉徳就封の暇を受く。

〔政隣記〕

三月十三日御暇之上使松平左近將監殿、從大納言様上使安藤對馬守殿、御拜領物去々年御例之通。

三月十五日。前田吉徳登營して就封の辭見す。

〔徳川實紀〕

三月十五日、松平加賀守吉徳はじめ、就封の暇給ふもの四十人。

〔政隣記〕

三月十五日御登城御禮、御拜領物、上意、且又大和守・玄蕃御目見・御拜領等、都而御例之通。

〔政隣記〕

四月朔日例月出仕之面々々、御年寄衆等被謁候節、前月十三日兩御丸上使等、十五日御禮等之儀此間御書を以被仰下、恐悦奉存候、各々申聞候様には不被仰下候得共、從大納言様上使始而之儀に候故申入候段、伊豫守殿被仰聞、此儀に付當座之恐悦に而相濟。

但、去々年御暇之節、從大納言様御拜領物者有之候得共、御老中御煩に付、從公方様之上使に而、御一所に御拜領有之。

三月廿八日。前田吉徳江戸を發して歸國の途に就く。

〔政隣記〕

三月廿八日江戸御發駕、御供大和守若年寄奥村織部、一宿御跡より津田玄蕃。四月七日晝より糸魚川御逗留。八日姫川減水に付境迄被爲入。

四月十日。家老玉井市正の自分指扣を免さる。

〔政隣記〕

二月廿五日とあるは廿四日にして前田利長夫の忌日にあらざるか

四月十四御家老役玉井市正、當二月廿五日心付無之、鷹居させ泉野口の罷出、其所に而心付罷歸、大炊殿に相達候處、自分に被扣可然旨、御年寄衆御僉議之上御申談、被指扣居候處、從御道中御免被仰出今日より出勤。

四月十一日。前田吉徳金澤に着す。

〔政隣記〕

四月十一日高岡御立、御放鷹有之、申中刻御歸城。勝丸様御式臺迄御迎、御歸國御禮使山崎

庄兵衛。其外前々之通。

四月二十日。與力宮井彦兵衛若黨の無禮を咎めて斬殺す。

〔政隣記〕

六月廿日暮頃、味噌藏町九人橋下金森助右衛門屋敷際に而、御持筒頭渡邊左兵衛組附與力宮井彦兵衛御異風小頭宮井清兵衛也。儀、御使番水野次郎太夫若黨慮外之仕形有之殺害之。彦兵衛も少々手疵負、平癒之後も指一本右之手に無之。水野より、右若黨常々慮外者に付、急度可申付与存居候段御達申、其分に而相濟。

四月廿二日。大槻朝元の邸に通ずる水道の改修を命ず。

〔護國公年譜〕

一、四月二十二日千石町御用地之内、方々水溜被仰付候得共、鳥付申躰も無之に付、御用無之候。大槻傳藏居屋敷之内へかけ申水道計付直し、はき水は千石町往還之道際最前之通相通、其外水溜掘・土取穴等寄々埋させ可申候。金谷御門之外より才川大橋へ御通道のため、右御用地之内筋違道付させ可申、右之趣若年寄共へ可申聞旨被仰出。

四月廿五日。前田宗辰着袴の儀を行ふ。

〔政隣記〕

四月廿五日勝丸様御着袴、御表向御規式無之、御奥向迄有之。
廿六日勝丸様御着袴御慰之趣を以、御能被仰付。御表向今日在合候者、御歩並以上布上下、御廣式向者熨斗目。於御居間書院年寄衆等御料理被下之、頭分者檜垣之間、御横目・御抱守・御醫師・上坂平兵衛於柳之御間御料理被下之候。且又今日玉井市正を以、御腰物勝丸様に被進之。但右御料理被下候頭分と申は、御廣式懸り之五人迄也。給仕御歩。柳之御間は坊主給事。

一、右爲御祝詞、明後廿八日・廿九日之内御用番宅并奥村伊豫守宅に可參出旨、九郎左衛門殿諸頭に御申觸也。

〔御年表〕

四月廿六日勝丸君御着袴、御抱守中村庄藏を以て、干鯛一箱・御樽代五百疋上らる。公より御近習頭野村七兵衛を以て、御時服三重・御上下二具・二種・御樽代五百疋を進ぜらる。勝丸君より七兵衛へ白銀二枚被下之。且玉井市正眞衛を以て御刀池・御脇刺延壽を進ぜらる。已刻御居間書院、勝丸君御禮を仰上られ、奥村伊豫守有輝披露、御熨斗進ぜらる。

四月廿九日。大聖寺大に火く。

廿六日は廿五日なるべし
且玉井市正云々以下廿六日の事に係るべし

〔政隣記〕

四月廿九日夜大聖寺大火之旨御案内有之、御見廻御使御大小將吉田權佐に晦日申刻被仰渡、同中刻前發出、御使相勤。但早打に而罷越には不及旨被仰出候。指急候様被仰渡。翌朔日申刻歸着。御館并保壽院殿備後守様御實母也。居宅無御別條、且中新道と申所より出火、家數四百軒餘燒失之旨申上。大聖寺に者曉寅刻頃參着之由也。

五月四日。引免を請ふ村の願書を提出すべき期限を定む。

〔三百一一條舊記〕

諸那年季引免可相願村々之書付、六月廿五日切に指出可申候。詮議之上可申付候。日切相延指出村々、不及貪着候條、可得其意候、以上。

己酉五月四日

御改作奉行御連名

諸郡御扶持人・十村中

五月八日。徳川家綱の五十回忌法會を金澤神護寺に執行す。

〔護國公年譜〕

一、五月八日嚴有院様五十回御忌に付、於金澤神護寺今日一日御法事御執行。御法事奉行横山大和守。於江戸五月四日より八日迄東叡山に而御法事有之、普請・鳴物不及遠慮候。酒井讚

岐守殿御主付。御目付衆より火之本之儀彌殿重心得候様觸有。八日は御成、諸御大名豫參 供奉如例。九日御香奠御献上、御使御大小將頭丹羽武兵衛勤之。

五月十八日。各村にその高免帳を提出すべきことを命ず。

〔郡方古例集〕

享保六年に指出候高免帳相改、一ヶ村切に田島書分、來る六月中に指出申候、以上。

享保十四酉五月十八日

改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

六月六日。百姓の悴幼少にして親を喪ひたるもの、遺産管理に關して令す。

〔郡方古例集〕

諸郡百姓之せがれ幼少に而親病死いたし候者、後見を立置、二十歳に罷成候而家・高等相渡候趣、跡々及案内候得共、斷相洩候者も有之候間、向後書付を以可及案内候。此旨一統可致承知者也。

享保十四年己酉六月六日

改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

六月廿五日。藩の財政困難なるを以て諸役人に費用を節すべきを命ず。

〔政隣記〕

六月廿五日御勝手御難澁御要脚御指支に候間、諸役人御費無之様嚴重可相心得旨被仰出候段、今日諸頭・諸奉行等之御用番に、於松之御間御年寄衆御列座、月番大炊殿御覺書を以被仰渡候事。

一、聞番并御表小將等も、跡々より拜領金銀、於御國は是以後被下間敷候。御近習番・御膳奉行は、地・他國共被下間敷旨被仰渡有之。

一、御奏者番向後江戸御供被召連間鋪旨被仰出。依之役銀、知行當り之通被指出候等に相成。

七月三日。徳川吉徳奉書を前田吉徳に遣して暑中の安を問ふ。

〔徳川實紀〕

七月三日、日門、増上寺に御使して檜重をつかはされ、暑中の御尋あり。松平加賀守吉徳には奉書を給ふ。

七月七日。能登に地震あり。

粟崎とある
は粟藏なる
べし

〔政隣記〕

今年七月七日晝後、強地震申刻迄に五度、能州大に強、稻舟・粟崎・鹿野・飯田・鶺川に家二百五十軒潰、五百八軒半毀、八筋御收納藏、四筋中土藏、一筋御武器土藏、六筋御鹽藏、一筋鹽士自分藏、一筋改番所、三十一ヶ所山、但籠竹藏
御林山以上潰崩候事。

〔眞偽一統誌〕

享保十四己酉年加・能地震別而能州損所之覺

當月七日地震に而、私支配所損所有之旨、十村方より及注進申候に付、其段各々相達申候處、早速罷越候様被仰渡、同十一日發出、同十三日輪島村に致參着、損所有之御郡方相廻、委細相しらべ、左に記上之申候。

一、鳳至郡稻舟村助八組輪島村、惣家數五百九十三軒之内百十四軒、内二十八軒潰家。内一軒
百姓

廿七軒
頭振 八十六軒半潰家。内廿二軒百姓
六十四軒頭振

一、同人組輪島村、四間十四間御收納藏、但所々損申候。

一、同村四間二十間、但所々損申候。

一、同村二間三間、但所々損申候。

一、同村四間七間、但所々損申候。

收納藏なる
べし

間改の間は
まといみ港
灣の義なり

一、同村長四十八間幅二間大橋、但橋桁はなれ傾、所々損申候。

一、同人組輪島崎村、三間四間間改御番所、但所々損申候。

一、同人組谷内村、惣家數九十八軒之内三軒潰家、但百
姓同村領一ヶ所山崩。

一、同人組白米村、惣家數二十二軒之内九軒半潰家、内八軒百姓、
同一軒頭振同村領一ヶ所御林山崩。

一、同組野田村、惣家數六軒之内三軒半潰家。但百
姓

一、同組名舟村、惣家數百九軒之内十七軒、内六軒潰家、内三軒百姓、
三軒頭振十一軒半潰家、内五軒百姓、
六軒頭振

一、同村二人女、山崩に而山下に成相果申候。同村領六ヶ所山崩。

一、同組尊利地村、惣家數三十軒之内十七軒、内二軒潰家、内一軒百姓、
一軒頭振十五軒半潰家、内拾一軒
百姓、四
軒頭振

一、同組尊利地村領一ヶ所山崩、篋竹藪共。

一、同組小田屋村、惣家數五十一軒之内四十九軒、内九軒潰家、内六軒百姓、
三軒頭振四十軒半潰家。七
軒百姓、三
軒頭振

一、三人山崩に而家埋相果申候。内一人男、二人女。

一、小田屋村四間十三間御收納中出藏、但所々損申候。

一、同村四間八間御鹽藏、同村領一ヶ所篋竹藪崩、同村領三ヶ所山崩。

- 一、同組里村、惣家數不殘四十四軒、内二軒潰家、但百四十二軒半潰家。内卅六軒百姓、六軒頭振。
- 一、里村領一ヶ所笹竹藪崩、同村領二ヶ所山崩。
- 一、同組澁田村、惣家數三十九軒之内三十七軒、内九軒潰家。但百二十八軒半潰家。内廿六軒百姓、二軒頭振。
- 一、同村三間六間御鹽入鹽士自分藏、但山崩に而藏埋申候。
- 一、同村領九ヶ所山崩、同村領二枚鹽濱、但山崩に而埋申候。
- 一、鳳至郡鶉川村故六郎左衛門組跡鶉川村、惣家數百七十一軒之内十六軒、内二軒潰家、内一姓、一軒十四軒半潰家。内十三軒百姓、三軒頭振。
- 一、同村四間二十間御收納藏中出藏、但傾申候。
- 一、同村四間十間御收納中出藏、但傾所々損申候。
- 一、同組跡矢波村、長十二間三尺幅九尺寺田川橋、但橋爪橋臺損申候。
- 一、鳳至郡宇出津村源五組柳田村、長十一間幅二間としけ橋、但橋臺崩、橋所々損申候。
- 一、同組宇出津村、三間十四間御收納藏、但傾所々損申候。
- 一、同郡粟藏村彦丞組川西村、惣家數七十九軒之内二十六軒、内八軒潰家、但百十八軒半潰家。但百姓。
- 一、同郡粟藏村彦丞組桶戸村、惣家數十七軒之内四軒半潰家。但百姓。

同組の次に
村名を脱す

- 一、同組鈴屋村惣家數四十一軒之内二十軒、内八軒潰家、但百十二軒半潰家。但百姓。
- 一、同村領四ヶ所山崩。
- 一、同組惣數十八軒之内十軒、三軒潰家、但百七軒半潰家。内四軒百姓、三軒頭振。
- 一、同組大川村、惣家數三十三間之内十四軒、内六軒潰家、但百八軒半潰家。但百姓。
- 一、同組大川村、三間八間御鹽藏、但傾所々損申候。
- 一、同組時國村、惣家數二十五軒之内二軒半潰家。但百姓。
- 一、同村四間十二間御收納藏、但山より石落、藏の内へ打込、所々損申候。
- 一、同村四間十間御鹽藏、但損申候。
- 一、同組麥生野村、惣家數二十二軒之内十軒、内二軒潰家、但百八軒半潰家。但百姓。
- 一、同組徳成谷内村、惣家數二十四軒之内十二軒、内三軒潰家、但百九軒半潰家。内八軒百姓、一軒頭振。
- 一、同組東村、惣家數二十四軒之内十軒、内三軒潰家、但百七軒半潰家。但百姓。
- 一、同組徳成村、惣家數二十三軒之内八軒、内二軒潰家、但百六軒半潰家。但百姓。
- 一、同組佐野村、惣家數二十三軒之内十四軒、内四軒潰家、但百十軒半潰家。但百姓。
- 一、同組眞久村、惣家數五軒之内一軒半潰家。但百姓。
- 一、同組東山村、惣家數二十一軒之内八軒半潰家。但百姓。

- 一、同組西院內村、惣家數十八軒之內九軒、內三軒潰家。但百姓。六軒半潰家。姓。
- 一、同組東印內村、惣家數十五軒之內七軒半潰家。百姓。
- 一、粟藏村彥丞組西山村、惣家數五十五軒之內二十三軒、內十軒潰家、內九軒百姓、一軒頭振。十三軒半潰家、十二軒百姓、一軒頭振。
- 一、同組金藏村、惣家五十九軒之內十二軒、內七軒潰家、百姓。五軒半潰家。百姓。
- 一、同組牛尾村、惣家數六軒之內二軒、半潰家。但百姓。
- 一、同組寺山村、惣家數八十四軒之內二十六軒、內九軒潰家、八軒百姓、一軒頭振。十七軒半潰家。十五軒百姓、二軒頭振。
- 一、同組清水村惣家數三十九軒之內七軒半潰家。但百姓。
- 一、彥丞組寺地村、惣家數二十八軒之內十三軒、內五軒潰家、內三軒百姓、二軒頭振。八軒半潰家。內六軒百姓、二軒頭振。
- 一、同組敷戶村、惣家數二十五軒之內七軒、內四軒潰家、但百姓。三軒半潰家。百姓。
- 一、同組長尾村、惣家數三十五軒之內十六軒、內四軒潰家、百姓。十二軒半潰家。百姓。
- 一、同組舞谷村、惣家數七軒之內二軒半潰家。但百姓、一軒頭振。
- 一、同組吉ヶ池村、惣家數廿四軒之內二軒、內一軒潰家、百姓。一軒半潰家。百姓。
- 一、同組北山村、惣家數十九軒之內十四軒、內六軒潰家、內四軒百姓、二軒頭振。八軒半潰家。百姓。

- 一、同組上山村、惣家數二十一軒之內六軒、內一軒潰家、百姓。五軒半潰家。百姓。
- 一、同組南山村、惣家數三十二軒之內十一軒、內三軒潰家、但百姓。八軒半潰家。百姓。
- 一、同組宗末村惣家數十五軒之內五軒、內三軒潰家、但百姓。二軒半潰家。百姓。
- 一、同組上正力村、惣家數二十二軒之內二軒、內一軒潰家、但百姓。一軒半潰家。百姓。
- 一、粟藏村彥丞組、二子村、惣家數十五軒之內三軒潰家。但百姓。
- 一、同組眞浦村、惣家數二十二軒之內十一軒、內三軒潰家、但百姓。八軒半潰家。內七軒百姓、一軒頭振。
- 一、惣家數五十六軒之內十五軒、內二軒潰家、但百姓。十三軒半潰家。內拾一軒百姓、二軒頭振。
- 一、同組仁江村、惣家數十七軒之內四軒半潰。內三軒百姓、一軒頭振。
- 一、同組長橋村、惣家數五十六軒之內九軒、內四軒潰家、內三軒百姓、一軒頭振。五軒半潰家。但百姓。
- 一、同組洲卷村、惣家數八軒之內一軒半潰。但百姓。
- 一、同組白瀧村、惣家數六軒之內二軒半潰家。但百姓。
- 一、珠洲郡狩野村恒方組堂ヶ谷村、惣家數七十七軒之內十一軒、內四軒潰家、內三軒百姓、一軒頭振。七軒半潰家。內六軒百姓、一軒頭振。
- 一、同組下鳥越村、惣家數四十五軒之內三軒潰家。內二軒百姓、一軒頭振。
- 一、珠洲郡飯田村七郎右衛門組鶴飼村、惣家數百六軒之內六十四軒、內六十一軒潰家。內四十三軒百姓。

姓、十八軒半潰家。但百軒頭振。姓。

一、同組鶴飼村、四間二十間御收納中出藏、但所々損申候。

一、同村四間二十間御收納中出藏、但傾所々損申候。

一、同所村二ヶ所、見月嶋山崩。

一、同組金峰寺村、惣家數十四軒之内二軒潰家。但百姓。

右之内に御座候。山崩所繪圖に記、別紙三枚指添上之申候。此外支配之御郡方異變之儀無御座候、以上。

酉七月

村井安左衛門

前田近江守殿

奥村伊豫守殿

横山大和守殿

本多安房守殿

前田大炊殿

奥村内記殿

村井主膳殿

長九郎左衛門殿
津田玄蕃殿
前田修理殿
前田勘解由殿
中川式部殿
玉井市正殿

右之通帳面記、御年寄衆の指出申候。繪圖共に寫出之申候、以上。

村井安左衛門

御算用場

五組損所持寄

二百五十軒 潰家、内百八十八軒百姓、
六十二軒頭振。

五百七軒 半潰家、内四百一軒百姓、
百六軒頭振。

八筋 御收納藏。内四筋中出藏。

一筋 御武具土藏。

六筋 御鹽藏。内一筋鹽士自分藏。

加賀藩史料 第六編 享保十四年

- 一 軒 間改御番所。
- 三十一ヶ所 山崩。但篋竹藪・御林共。
- 三ヶ所 橋。
- 二 枚 鹽濱。
- 五 人 死人。一人男。四人女。

〔護國公年譜〕

一、能州先頃之地震に付損所等、公儀へ御届之趣左に記。
領分能登國珠洲郡・鳳至郡之内、當七月七日地震に而損失之覺。

一、潰家・損家 七百九十一軒 一、潰藏 十六

一、山崩此町間三十三間千七百三十一ヶ所 一、死人男一 女四五人

一、橋 三ヶ所 一、牛馬損無御座候

右之通に御座候、以上。

酉 八月

松平加賀守

七月十日。家中の諸士に儉約を守り、行狀を慎むべきことを令す。

〔本多氏舊記〕

享保十四年己酉七月八日年寄中并御家老役、伊豫守誘引に而、於御居間書院、御前召候而被渡下候御覺書寫。

年寄中并家老役被申聞趣。

家中儉約之儀、何茂詮議之趣覺書令一覽候。此通可然候條、一統可被申渡候。畢竟ヶ様之儀者、年寄中より急度相守、内外之行狀等相慎可被申候。ゆるかせに候而は、勿論家中縮不申事に候。少之儀に而も、年寄中等之手前に、猥成儀又は心得違之品有之候得者、夫を申立、とかく一統不愼之基に候間、此段は何茂別而嚴重に心得可被申候。

以上

七月八日

右之趣御口上に而被仰聞、御覺書御渡被遊候に付、大和守奉請取、先達而御上御儉約之儀被仰出候に付、御家中之儉約之儀も僉議可仕旨被仰出候故、相伺候處、紙面之通可申渡由奉承知候。夫々可申渡候。且又年寄共手前之儀に付被仰出候趣奉承知、御尤之御儀奉存候。私共儀に御座候得者、御意無御座而も萬端相愼可申覺悟に御座候。猥成儀も御座候而は、一統之縮には罷成不申儀に御座候。尙更被仰渡之趣畏候。御紙上は何茂爲見仕、追而返上可仕旨御請申上候處、伊豫守御取合申上候者、何茂被仰渡候趣奉承知候。何茂儀者家柄等に而、高知

をも被下候儀に候得者、何分相愼可申儀に候得共、壯年之者共などは、内外に付不圖心得違候儀も有之間敷事に而も無御座候處、結構成被仰渡に而忝儀に奉存候。御挨拶申上退出。右御覺書何茂拜見仕以後、大和守より何茂拜見仕候趣御沙汰、伊豫守迄申達候處、其段以織人達御聽。

一、右之趣に付、近江守には十日主税相招、大和守より御覺書之寫相渡、主税儀も奉承知候様申談、内匠へ之寫相渡申達。

一、主膳の者大炊より相達。

一、式部の者十一日大炊より相達。

〔政隣記〕

享保十四年七月十日被仰出之趣左之通。

御家中面々儉約之事。

一、衣服之儀、先年より御定有之儀に候處、近年猥に罷成候間、急度相守、別而夫よりは軽く相心得、絹・紬より宜敷品は用申間敷候。歴々之面々を初、御小將・御馬廻等も、御番所・役所抔へ木綿着用之儀可爲尤候。袴・羽織等も准之、兪服を用候儀勿論之儀に候。御徒並以下不及申に、猶以其心得可仕事。

但、有來候衣服を指止、俄に綿衣等之支度仕候ては、却而費之筋も候者、當分は只今迄之品を用申儀不苦候。連々を以、本文之通相心得可申候。當時綿衣相應之品所持仕候者、彌以今より用ひ可申候事。

一、於江戸御供・御使・御給仕等相勤候御徒並以上、綿衣着用者難成儀に候。乍然絹・紬之外は、羽二重等も一向無用に可仕事。

一、近年男向は兪服着用之人々少々相見え候得共、女中之衣類相改り不申、華麗之至に候。畢竟父・夫等不覺悟之儀に候間、男向に准じ兪服を着用爲仕可申候。召仕之女共は、猶更急度可申付事。但内證方に而は、妻女・娘等衣類に不限、惣而之爲舛殊之外分限を越、重々敷仕形共も有之様子に候。作法は宜敷様に有之候得共、左様に而は無之、僭上餘情之爲にて、おのづから召仕之女も相増申様に罷成候。一向ケ様之緩怠は有之間敷儀に候條、家内之者共は嚴重に可申付候事。

一、町人・百姓は、奉行・支配人より嚴重申渡候躰には候得共、妻女娘等衣類を初、華麗之舛有之様子に候間、彌嚴重可申渡候事。

一、饗應之菜數之儀、雖爲歴々之面々、押立候振廻は一汁・三菜・吸物一肴一色、其外者輕き一汁二菜、或は御用に付寄合候節、又は稽古事にて參會之節は、一汁一菜又は湯漬飯に可仕

候。惣而魚鳥も輕き品を用ひ可申候。酒は三篇を不可過候。押立候振廻にても、後段は出し申間鋪事。

但、菜數多は無用之段、從先年被仰出候、膳部に者省之、肴と名付、長座之内品々出し候族も有之候。假令用事有之及長座候共、本文之外馳走ケ間敷儀、一向爲無用事。

附、常之出合には、重引其外酒之肴類は一向無用之事。

一、歷々急度仕たる振廻之外は、濃茶出し申間鋪候事。

一、小身并輕き人々は、假令家督・婚禮等之重き祝事にても、一汁二菜又一菜に可仕事。

但、右祝事にて參會之節、小謠なごうたひ候儀は、左様にも可有之處、長座亂酒之上、尾籠之仕形高聲に罷成、及深更候迄退出不仕族も有之躰に候。一向侍之風俗に而者有之間敷候間、ケ様之儀は急度相愼可申事。

一、押立たる茶之湯之參會、可有遠慮候事。

一、家作之儀も前々御定有之儀に候。新宅は勿論、修葺等も輕々可仕候。新宅又は目立候修理仕儀者、頭・支配人其様子承届可申事。

一、一通り之音信贈答一向無用、祝儀等取遣不仕候はで不叶儀者、輕き于肴類用可申候事。但、親子兄弟等身近き親類は、樹木又は殺生之品などは格別に候事。

一、婚禮之支度、去辰之年年寄中申談候趣も候得共、猥に罷成候。猶以其節より者萬端輕く相心得、同身代之者等外之例を承合に不及、人々勝手次第可成程輕く可仕候。且又今以妻女を指置候家作料等遣し候約諾仕ものも有之躰に候。一向左様之風俗に而者有之間鋪事。

一、三月之雛、破魔弓、五月之菖蒲胃、龜相成を用ひ可申事。

但、雛等結構成品商賣爲仕不申様に、町奉行に申渡候事。

一、年頭之規式を初、五節句等之祝儀、家により先祖より之舊例を用來り、無用之費有之躰に候。畢竟勝手を取續可申儀專要之儀に候間、不拘舊例儀聊不及遠慮事に候間、自分之規式等萬端無用之品は相省尤に候。且又佳節祝儀物も、親子兄弟等は各別、只今迄謂有之遣來候所にも、一向相省可申事。

一、葬送・法事等も、至而輕く執行可仕事。

但、親子兄弟身近き親類之外は、香奠或は菓子類等に而も送り候儀、堅無用之事。

附、諸勸進に入候儀堅無用之事。

一、群集之邊、其外爲遊興寺社方・町屋等をかり相越候儀、堅無用に候。費而已ならず不作法之儀に候事。

一、人馬者身代相應に所持可仕儀に候得共、勝手不如意之人々者、可成程者相減申儀、御用

捨可被成候。然者御當地召連候供廻りも、隨分人少に可仕候。御城中召連候人數者、御定も有之儀に候得共、勝手取續候迄は、是又御用捨被成候間、可成程者御定より致減少召連可申事。但、他國御供・御使等之節、夫々御定之人數より相増候儀者勿論仕間敷候。然共當り之人數に而難相越品も候者、一往年寄中ね相達候上相増可申事。

一、鷹所持仕度存候者は、八百石以上兒鶴・鶴隼之内一居、三千石以上右之内一居、或者二居、五千石以上三居、一萬石以上四居、大鷹は五千石以上之外可爲無用候。八百石以下者かり鷹も無用之事。

但、山構之儀、小屋懸置候儀堅無用に候。且又假令費無之殺生にても、數度罷出候儀者不可然儀に候。若き者共などの内に者、殺生に打懸り罷在候者も有之候。一向左様之筋にては有之間鋪候間、可有其心得事。

一、陪臣は、假令高知遣置候者に而も、鷹所持仕儀一向無用之事。

一、他國往來之節爲餞別參會、又は發足前音物、且又土産之品堅く無用に候。親子兄弟等、至而事軽く取計候儀者各別に候事。

一、人持を初高知之面々、近習に召仕候輕き並之者、並一季居若黨・小者等も、主人無用之餘情を好、器量等撰候故、左様之者は高給銀を取不申候はでは難成様子に相聞候。一圓不可然

事に候。給銀之儀は、追而相極可申候條、其内は隨分可成程軽く召抱候様に可相心得事。

附、近年女奉公人高給銀に而召置候ものも有之躰に候。一向無用之費候間可有遠慮事。

右儉約之儀大綱如斯候。其品々數多有之儀に候間、右之趣に準、嚴重に相守可申候。收納米下直、一統時節柄人々困窮仕儀に候得ば、別而儉約を用不申候はで者不叶儀に候處、近年は御定も猥に罷成候。儉約之儀者去子之年も被仰出候得共、此砌御上にも御勝手御難澁に而、嚴敷御儉約之儀も被仰出事に候得者、御家中之者共當分は右之通急度相守、勝手取續御奉公仕候様に相心得可申旨、頭・支配人ね可申渡由被仰出候條、思召之趣各初奉承知、組・支配之人々の急度可被申含候。組等之内裁許有之人々者、其支配ねも申渡候様、是又可被申聞候。附、陪臣は猶以右之趣嚴重に相守候様に可申渡事。

以上

己酉七月

御家中之人々行跡不宜者も有之、第一侍に不似合、博奕に似寄候儀斷申族も有之段相聞、沙汰之限に思召候。強而御糺も被成候者、其人々も相知可申候得共、先御猶豫被成候。末々之者に而さへ、博奕仕候得者急度曲事に被仰付候。増而侍に不都合之儀に候得ば、不届至極に被思召候。相愼不申者も候者、此上は嚴重に御沙汰可有之候間、兼而此旨を存、急度相嗜候

様に、頭共指引可仕儀之旨被仰出候條、可被得其意候事。

右被仰出之趣、并別紙儉約之一件、一統被申聞候儀者、組・支配之人々、頭之宅に召寄、急度可被申渡候。且又組等之人々、内外華麗之仕形有之、此度被仰出之筋に違候歟、又者行狀等不慎之者も有之候者加制詞、其上にも相嗜不申候者、聊不及用捨、速に言上可有之候。

以上

己酉七月

七月十二日。郡方の風俗を革正すべきを命ず。

〔司農典〕

惣而御郡方之儀は、改作之御法を以被申付候躰に候得共、風俗不宜儀も有之、十村・百姓等之内には、彼等に不似合無用之學文・歌學・茶の湯、其外遊樂之儀も翫候族有之躰に候。左候はゞ諸事准之、作業之心懸は忽に罷成基子相見え候。ケ様之儀は急度被申付、華麗者勿論之儀、百姓躰に者不都合之品有之者も見聞有之候はゞ、無用捨早速相可申儀尤に候。且又御當地町續、御郡方支配之地に有之候町人共風俗も、奢たる儀無之様嚴重申付、端之外無用之所々茶屋を掛、酒肴相貯、又は神事開帳之節も茶屋を掛候而、食物等賣買仕候者も多者無之様申付、群集邊に座敷等を貸申儀不仕様、御郡奉行に可申談候。惣而御郡之儀、右之趣に准じ相

心得可被申候事。

以上

己酉七月

右今般被仰出之趣、御書立之寫相達、當春書面を以申渡置候通に候。御書立之趣等不依何事に、諸事奢ケ間敷仕形無之様、小百姓に至迄嚴重申渡、請書付取置、其方共より拙者共へ請書付可指出候、以上。

己酉七月十二日

木梨九右衛門等十一人

諸郡御扶持人・新田裁許・山廻中

七月二十日。百姓の収納米を藏納するに際し藏雀と稱するもの、手數料を徴するを禁ず。

〔司農典〕

諸郡代官并藏宿之内、御收納米御藏納之節、又町藏米納候砌、藏すゞめ或は手傳人と名付、代官より人を指出、爲手間料と百姓共より米等爲相渡候者有之旨沙汰相聞候。米并俵拵等吟味之筋に候はゞ、右之者手間料共代官・藏宿より可指出處、百姓共より手間料爲出候儀、一向有之間敷事に候。前々より申渡置候通、納米并繩・俵等は隨分念に入請取、其外百姓之費無之

様可仕旨申渡置候處、違背於有之に者可爲曲事候。右之族無之様急度可相心得候。若向後件之類有之候はゞ、百姓共より其趣相斷候様申渡置候事。

一、代官中御米納申砌者、隨分自身罷出納可申候。自身難出子細有之時は、せがれ又者儘成一家等に、手代相添指出可申候。代官所遠方に而自身難出所々、納方手代精誠致吟味、蔭聞等仕、無沙汰之儀無之様急度可相心得候。猥之儀於有之に者、代官可爲越度事。右之趣得其意、嚴重可相心得候、以上。

己酉七月廿日

御算用場

諸郡御扶持人・十村・新田裁許・山廻中

七月廿四日。前田重瀨江戸に生る。

〔謙徳公年表〕

一、享保十四年己酉年七月廿四日生東武本郷邸内、幼少稱龜次郎、生母東武芝神明神職鍋木大進政幸女と云々。或曰政幸は花下有大家給人也。享保十五庚戌五月廿六日卒、號心鏡院殿、葬東都駒込日蓮宗長源寺。或曰政幸女姉妹共に奉仕と云云。妹女は於多見と云、姉女は眞如院也、於貞と云。併眞如院は鍋木氏に非ず、本姓不詳。寛保三癸亥十二月廿一日拜但馬守、於殿中執謁賜松平氏、于時前田龜次郎、利安十五歳也。是より持鍵二本と成、登城之刻者持鍵一本也。

〔政隣記〕

花下は江戸府内の義なるべく、有る或なり

安藝守は淺野吉長、櫻田御前はそ

一、七月廿五日月次御獻上有之筈之處、御産穢七日に付、開番御用番御老中廿四日罷越。尤御出生之儀御届に而者無之、御獻上物御扣之趣申達。

〔護國公年譜〕

若子様御七夜御祝、八月朔日有之。御名之儀兼而安藝守様へ御頼置候由に而、今日櫻田御前様御名書御持參之由。龜次郎様と唱旨、御用人中諸役頭へ傳達。

七月廿七日。金澤町奉行等儉約に關し町人に令せしことを上申す。

〔坂井氏藏文書〕

今般儉約等之儀に付、町方相觸可申趣、御渡之御紙面寫、私共致添書、右之趣町中の急度申渡候様に町同心中の相渡、夫々相觸申候。猶又左之趣私共より申渡候事。

一、町人共行狀之儀、前々より申渡事に候得共、博奕并不行跡之品有之様子に候。沙汰之限成儀に候間、向後猶更相慎可申候。是以後少に而も右之族有之候はゞ、急度御仕置に可被仰付事。

一、惣而商賣物之儀、結構成品一向商賣不仕、上方より取寄申儀無用に候。吳服物等者御定直段も有之候所、近年高直成を商申候。向後者御定直段より高直なるを商申儀、決而仕間敷候。成次第龜相成を取寄商可申事。

一、町人は衣服を初、萬端前々より御定有之儀に候處、近年猥に罷成、内外奢々間敷仕形に相聞候。向後急度相慎、前々御定之通相違無之様に相心得、二日讀に委細有之儀に候間、毎月格之通爲讀聞、急度相守可申候事。

一、町人共綿衣着用可仕候。但絹・紬者前々より御用捨之儀に候間、亭主分之者并妻子は有來候分は用可申候。其外手代・下女等に至迄、木綿・布之外堅着用爲仕間敷事。

一、町人共相談事或は頼母子會などと申立、寺庵并町方等かり、奢々間敷仕形も有之候。向後左様之儀一向有之間敷候。家所持不仕もの、借座敷に而寄合不申候はで不叶節、一家共方杯に而寄合候節も、湯漬之外一向可爲無用事。

一、醫師中之儀者、服之品御定無之事に候間、前々之通相心得可申候。是以後新に拵申物は、龜服を用可然候。座頭共も可爲右之通旨申渡候事。

一、儒者・浪人等、町並に家持罷在候ものは、町人同事に肝煎申渡候事。

一、役者共之儀、藝相勤候節は格別之事に候間、有來り候服もちひ可申事。

右今般町方の申渡候趣如此御座候。畢竟先年より被仰渡候御定之通、相違無之様に相心得、奢々間敷品無之様に与申渡候。其外段々存寄僉議之趣者、先達而口上に而申上候通に御座候、以上。

享保十四年七月廿七日

小堀左兵衛

伊藤彦兵衛

本多安房守様

右紙面、御用番左兵衛二之丸に持參、安房守殿に達す。

七月。町人百姓の貸借に關する前令を勵行せしむ。

〔司農典〕

一、町人・百姓によらず、近一門貨物いたし置、其以後貸主手前衰へ、家に離れ申子細御座候はゞ、他人与者違、借物無之候而も身繼可申事に候間、譬御改作之百姓に候とも、返辨可仕儀に奉存候。左様御座候得者、かじけ申百姓に而も、一門寄合取立可申儀も可有御座候と奉存候御事。(以下各條略)

寛文二年十二月廿四日

右先年寄衆に相達、御開置之上申觸置候に付、相守可申之處、近年猥に罷成、心得違罷在候十村・御扶持人等も有之、諸百姓癖惡敷罷成候處、此趣を以嚴重相慎可申候。右先規より相觸置候儀に候故、此度別段に者不申渡候。然る處是等之儀致違背、内證に而金銀米錢等高利に取遣候者相聞候。向後右之族有之候はゞ、本人は不及申、村々肝煎・組合頭、尤支配之十村

以下は寛文
二年に出せ

に至迄急度曲事に可申付候條、夫々申觸請書付指出可申候、以上。

享保十四年七月

- 別所忠兵衛
- 木梨九右衛門
- 高島權太夫
- 大塚彌五太夫
- 賀古助之進
- 稻垣傳左衛門
- 坂井知右衛門
- 前波和兵衛
- 山岸七郎兵衛
- 菊田逸角
- 栗田源右衛門

諸郡御扶持人・十村・新田裁許・山廻中

八月二日。奥村伊豫守、先に出生したる前田重熙の爲に墓目の式を行ふ。

〔遠田日記〕

八月なり
伊豫守は右
輝
墓目の式は
金澤にて勤
めたるなり

一、二日今般江戸表若子様御誕生に付、奥村伊豫守墓目相勤、御矢被差上之候。昨日より今晝迄之内に規式被相勤、今日七時過持參被上之。御居間書院に被召、伊豫守へ有久御刀代金百貫於御前被下、息内匠に平安城小脇差被下之。式部・玄蕃披露退去。松之御間に而御吸物・御酒被下之、御用番大和守被罷在、御吸物御相伴也。御酒被祝候様に、織人罷出御意之趣申述候。相濟被罷歸、玄蕃・式部にも御吸物被下之候。尤御用に而罷出候玄蕃・式部等初、織人・兵庫・拙者布上下着用。今日中飛脚罷出候に付、幸相認、河内山等へ拙者共より指遣す。箱上認等も伊豫殿より拵被上之候。内認仕、其儘出す。

八月三日。前田利常の女龜鶴姫の百回忌法會を金澤經王寺に執行す。

〔護國公年譜〕

一、八月三日浩妙院様百回御忌に付、於經王寺御法事御執行、御名代玉井市正御家勤之老役八月十四日。家中の諸士に儉約を勵行し行狀を慎ましむる爲め横目足輕を巡行せしむ。

〔典制彙纂〕

今般御家中儉約、且又行狀慎等之儀被仰出、先達而一統申渡候付、町中の御横目足輕相廻、

家來等猥成品者相とがめ、様子により主人にも付届いたし申等に候。侍中并妻子等手前、此度被仰出に背候様成品者、御横目心を付見聞仕儀に候故、爲心得申聞置候條、同役中にも可有傳達事。

八月十四日

今般御横目足輕金澤町廻申渡候付覺書

一、侍屋敷長屋并寺庵等に、出合宿仕、博奕之類并女色事等猥々間敷儀有之候者、見分仕、其品具に拙者共迄可申聞候事。

一、御家中之面々妻娘等、華美之衣類着用仕有之、未相止不申躰たらく見請候者、其様子拙者共迄可申聞候。男女共奉公人に候者、其主人之交名相尋、并町方・御郡方之者も、男女共不相應成風躰之者見請候者、夫々家名等承之、女に候者其先々の罷越、右之妻子下女に相違無之候哉、承届而可申聞之事。

一、祭・開帳等之時分、町屋并寺庵方を借、歴々を初輕き者男女共遊興之族有之候哉、心を付相廻、其躰見請候者、其邊に而交名等承合候様に可仕事。

一、御家中侍中婦人寺社方へ遊參、并神事・開帳等に而群集之場所、又者談義・說法聽聞に事寄せ、都而不慎之様子有之候間、寺庵方も相廻り、ケ様之躰たらくをも致見聞候様可仕事。

但、寺庵方へ參詣人之内にも、僧俗男女打交、食餌等品々取披め及酒宴、不作法之儀共多有之躰に候間、相廻り候節左様之族見請候者、江戸町廻之心得を以相考、致見聞可申事。

一、夜中往來仕候者も、右等之品々に准、疑敷存候者は、付したい候而も罷越、承合候様仕可申事。

一、近年祭・開帳有之時分、出茶屋賣物、前々之趣にちがひ、或者菓子・酒等自由に調候様に仕候故、おのづから不作法に罷成候間、是以後茶屋賣物等相改、賣主名をも承候様に可仕事。

一、近年町方商賣物直段、何によらず所々に而高下御座候。町會所に而相改候得者、肝煎共い手入仕、大概平均直段一統之趣に相違候様取沙汰有之候間、所々に而是等之儀も承合候様可仕事。

一、御家中一統善惡共何によらず取沙汰在之候はゞ、此以後別而心を付承、其趣拙者共い可申聞事。

右之外にも、惣而今般御書立之品々に相違之族有之候哉、心を付見分いたし、夫々交名をも承合、委細拙者共い可申聞候。但相廻り候人々、其先に而作法宜、がさつ成儀無之様、急度相慎相廻候心得可致候。見分之品指急申儀は、二之御丸に罷出、當番拙者共い可申聞候。又者拙者共手寄之自宅に罷越候而も可申聞候。不指急品に候者、翌日二御丸に罷出可申聞候事。

右之通可被得其意候、以上。

酉 八月

大河原八郎左衛門
長瀬 五郎右衛門
樋口 次郎右衛門

御横目足輕中

八月廿七日。有栖川宮の簾中男子を生むを以て賀使を發せしむ。

〔政隣記〕

慶中は前田綱紀の孫に當る

八月十五日有栖川親王御簾中御平産二條吉忠公御女辰君様。則榮君様御子也。當十一日に有之、御男子御出生之由飛脚到來。右に付翌日新番頭青地藤太夫に、右御使被仰渡、御七夜御左右之上發出候様被仰渡。廿七日金澤發足。

八月。家中諸士の婦女子遊興の爲猥に外出するを禁ず。

〔典制彙纂〕

覺

一、御家中侍中之母・妻・娘等、行歩之ために候とて寺社方毎度遊參いたし候。往古者ケ様之風俗に而者無之候處、近年猥なる事に罷成り、神事・開帳等之群集之場は者、男子さへ至而

遠慮仕筈に候處、婦人之相越候儀は一向在之間敷儀に候。先々に而不慮之儀出來候時者、其首尾により父・夫・子弟、不得止事身上果候基にも可相成儀に候。左様之所にも不相辨、無益之行歩遊參仕候儀押留不申段者、父・夫等之不覺悟に而、一圓不可然事に候條、急度慎候様に、家内之者共相しめし可申候事。

附、親族之方は對面之ため相越候儀、且又下屋敷・請地等は相越候儀は尤格別に候。又者山野の茸狩などに、邂逅に相越申間敷儀に而者無之候。乍然食餌等も軽く相認、休息候場所にも目立候儀無之、行粧等隨分穩便に仕可申候事。

一、女中病氣爲保養行歩仕儀も候はゞ、其病婦に限り行歩爲仕候儀者格別に候事。
一、談義・說法聽聞之儀者格別之儀にも候得共、是以若き女中などは、強而眞實聽聞之ために而者無之、多分物詣に事寄候而之遊興と相聞候間、御歩並以上之者妻子等者、老母之外遠慮いたし可然候事。

右風俗不作法に相見え、又者費之筋にも罷成候間、急度相心得候様、組・支配之人々に被申談可然候。組之内裁許有之人々者、其支配にも申合候様、是又可被申聞候事。
右之趣可被得其意候、以上。

八 月

横山 大和守

〔遠田日記〕

且又爲好色
云々以下は
前掲の觸狀
と別通のも
のなるべき
すし今之を得

御家中侍中母・妻・娘等、爲行步罷出、祭・開帳場等へ罷出候儀、往古に無之處、不可然候旨。且又爲好色、扶持給銀をもらせ預け置候儀、遊女同事之者召置候儀、相愼可申事之由。將又稽古事講釋之場所、輕き師匠を上座に指置、兄弟子とて上座に差置等之儀不可在之作法之旨、紙面兩通に相調、年寄中被申渡候事。

八月。郡奉行等百姓に儉約を命ず。

〔筒井舊記〕

御家中儉約之儀被仰出候に付、御郡方男女衣服其外品々儉約之筋申渡覺。

一、前々より被仰渡置候通、御扶持人・十村・山廻人之妻子共、布・木綿・紬を着用可仕候。右之外宜敷品之物着用仕間敷事。

一、百姓・頭振共之儀、前々より御定之通、布・木綿着用可仕候。右之外宜敷品之物一切仕間敷事。

一、木綿・布より切合羽并唐油合羽等、男女共に着用仕間敷候。御扶持人・十村・山廻之儀者格別之事。

一、婚禮并養子且又元服等仕候時分、組合中一家之者共は披露之酒肴等取遣候之儀、成程輕

仕、諸事奢たる仕形仕間敷候事。

一、座頭其外之者共、婚禮・法事等之節指遣候鳥目等、輕く遣候様に可仕事。

一、笠之儀、下直成菅笠或は檜笠・竹之子笠等着用可申候。勿論妻・娘・下女等迄、笠あて・笠紐に絹之類一切用申間敷事。

一、葬禮拵之儀、布・木綿之外一切用不申、成程輕く可仕事。

一、菓子之類、酒肴杯に而も、惣而榮耀之品買調申間敷事。

一、祭禮・開帳惣而群集之場所は、遊參のため男女一人も罷越申間敷候。但祭禮之節、氏子之分參候儀者格別之事。

一、前々より御法度之博奕之儀者不及申、惣而懸之諸勝負一切仕間敷候事。

一、諸勸進百姓・頭振等罷出、家業に不構取持仕儀、一切無用に候事。

一、百姓・頭振等之家は坊主等呼、法儀等かたらひ大勢集り申旨候。向後右之族無之様に、急度末々可申渡候。

右今般御家中儉約之儀被仰出候に付申渡候條、ヶ條之趣彌無違背相守候様、百姓・頭振・婦等に到迄、急度可申渡候、以上。

十四年酉八月

村井安左衛門 印

澤田十郎兵衛 印

鳳至・珠洲兩御郡御扶持人・十村中

九月四日。變死せる百姓の跡高は之を藩に沒收すべきことを令す。

〔司農典〕

百姓致變死候跡高之儀、往古より其者粹等不申付儀も候條、享保五年に附札を以申渡候趣有之、指出候得共、今般詮議之趣有之、以後變死者は、先々之通跡高取揚申儀に候。併變死も品に寄可申事に候條、可得其意候、以上。

酉九月四日

改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

閏九月九日。能美郡小松町に火災あり。

〔御年譜〕

一、閏九月九日朝より小松出火、家數百四十餘焼失、晝頃鎮。

〔政隣記〕

閏九月八日夜四時小松八日市町より出火、類焼家百五十軒、内四軒毀家。但從金澤見分等不參候事。

護國公年譜
十月に作る

閏九月廿四日。領内に於ける今秋の風損・水損を幕府に上申す。

〔政隣記〕

閏九月廿四日當秋風損・水損三ヶ國に而四十五萬二千石餘、倒木二千本餘、崩家二百軒餘、川除損も多候由、今日公邊に御届有之。

閏九月廿四日。大槻朝元等に特に百石の加増知を命ず。

〔袖裏雜記〕

閏九月廿四日

一、先日より以織人段々被仰出之趣奉承知。就夫山村善左衛門・大槻傳藏・福嶋兵衛三人者、彌百石充御加増被仰付可然奉存候。平侍之御加増、先は五十石充に御座候得共、併御先代・御當代にも、百石或は七・八十石充被仰付候も有之段申上候處、成程其儀者御部屋住之御時分、松雲院様御意にも、百五十石より以上之御加増者平侍には有之間鋪事候。百五十石迄は御勝手次第と御心得被成可然由御意に候。旁三人百石充可然候。

〔政隣記〕

廿四日左之通被仰付。

百石御加増都合

組外に被仰付 大槻 傳藏

都合とある
二百三十
石を脱せ
るなり

加賀藩史料 第六編 享保十四年

閏九月。家中奉公人の給銀標準を示す。

〔筒井舊記〕

御家中奉公人給銀之儀、大抵者古來御定も有之候處、其以來猥に罷成、近年者別而分限不相應之高給銀を望、下々申度儘之様に罷成候得共、先其分に而嚴重之沙汰にも及不申候。畢竟頃年收納米下直、主人之入用銀格別取劣申上に、下人而已成來之通之給銀に而者有之間敷儀候。第一下々も衣類等を初、華麗之爲躰に罷成候故、おのづから給銀をも貪不申而者難成候。今般御家中儉約之儀も急度被仰出、歴々を初先年之御定より者萬端猶以事軽く相心得申儀、下々給銀萬治四年之御定も有之候得ども、其頃者收納米押ならし大概四十五・六匁之直段に候。當時者格別下直に候故、此度別紙之通給銀相極候條、家來共の嚴重に申渡、若違背之族有之候者、公事場において可遂吟味候間、組支配之人々は可被申渡候。組之内裁許有之面々、其支配にも申渡候様に是又可被申聞候事。

同十四年閏九月十八日

前田 大炊

一季居奉公人男女給銀之事。

役小者

一、九十目より七十目迄。上中下見計、此内を以可相立。

但、江戸に相詰候共、先年与違、御扶持方茂割場小者等同事に被下儀に付、不及増銀、江戸に當座歸に候者五匁、京・大阪者三匁之増銀可爲事。

鍵 持

一、八十目より七十目迄、上中下右同斷。

但、江戸其外他國詰仕候はゞ十匁、江戸に當座歸りに候はゞ五匁、京・大阪はは三匁之増銀たるべき事。附り、他國詰一ヶ年に滿不申候者、半年に五匁計之圖りを以可相渡事。

馬 捕

一、八十目より六十目迄。是より以下上中下、并他國詰増銀右同斷。

一、乗物昇小者之儀、鍵持・馬捕に可准。

草 履 取

一、七十目より四十五匁迄。

平 小 者

一、六十五匁より四十五匁迄。

あらしこ

一、四十五匁より三十目迄。

若黨或先供等之者

一、百二十目より百目迄。上中下見計此内を以可相立。
 但、江戸其外他國一年詰仕候者二十目、當座歸并京・大阪わ者十匁之増銀に限べき事。附
 り、他國詰一ケ年に滿不申候はゞ、半年に十匁計之圖りを以可相渡事。

右若黨躰より級宜敷中小將杯之類

一、百五十目より百三十目迄。

但、他國詰増銀等之儀、前段之趣相應に可相渡事。

一、はした者等之儀給銀は、當時近例出來之通爲べき事。但、是以彼等に者不相應程之給銀
 は遣申間敷候。

しんめう或物縫等之類

一、七十目より五十目迄。

右者男女一季居奉公人に渡候給銀之儀に候條、當暮者右半銀之圖候を以相渡可申候。

一、當春給銀、又者其以來召置候者之内最早給銀相渡候者は、此度之定より過候共不及指引、
 今般申渡之半給銀相渡可申事。

一、高知之面々家來之譜代之者、又者何と歎舊功之筋に依給銀相増遣度存候者は、尤格別に

級は品と訓む

候事。

一、役方之用事等申付候者杯、強而給分減少之沙汰に者及間敷儀に候得共、是以主人之分限
 に茂應じ申事に候條、猶更其心得仕、畢竟高祿之家來は召仕不申覺悟尤に候事。

一、惣而此度之定より、相對を以給銀少分に召抱申儀は、尤勝手次第たるべき事。

一、出替之時節過に而、半年又者五・三ヶ月以後召抱候者も、近年者大形年中之給銀を取申
 候。一向ケ様之筋に而者無之譯に候間、向後者半給銀、或日割等を以召抱可申事。

一、暇を出候家來請合狀、請人判形消候とも證文者相返不申、先主人之方に指置可申候。不
 埒之儀致出來候節、吟味之手懸も無之、每度支申事有之候條、向後可爲右之通事。

以上

閏九月

十月六日。舟山喜三兵衛先に江戸に於いて頭役成瀬十左衛門を害せんと
 したるを以て能登島に在郷を命ぜらる。

〔護國公年譜〕

一、四月十一日柳原御前様附御臺所頭舟山喜三兵衛、子細有之、縮乗物に而足輕指添、今日
 御國へ歸。御關所通手形は、如例御留守居衆等より取遣之。右御吟味方御用、御先手物頭高

柳原御前は
前田綱紀の
養女宛姫

島善太夫・御大小將横目青木彦太夫相勤候に付、此度右之者相返候一卷之御用も、右兩人より致支配候由。

〔政隣記〕

四月廿四日、柳原御前様附物頭並成瀬十左衛門貞政支配、御臺所頭八十石外二十石役料舟山喜三兵衛、御用筋に而異論之品有之、舟山之御貸小屋をも仕廻、成瀬方は罷越、打果可申覺悟之躰に付、成瀬取捌に縮いたし候上、御横目足輕指添昨日到着、直に宅に召連、一類共は渡之、今日支配頭笠間新右衛門高英柳原附物頭並成瀬十左衛門同役に而在金澤也。宅に而、一類共は御預之段、一類岩倉助兵衛は則新右衛門申渡之。

附、成瀬右之節取捌之首尾記録無之、成瀬取誘不首尾と迄記有之。不詳。

右於江戸御吟味方御用、御先手高島善太夫・御大小將横目青木彦太夫相勤候に付、此度右舟山御國に相返候一卷之御用も、善太夫等より支配す。

一、舟山喜三兵衛於公事場、段々御吟味有之上、十月六日御知行被召放、五人扶持被下、能州嶋之内に在郷被仰付候旨、於公事場申渡有之。同日於越後屋敷、成瀬十左衛門儀、役儀被召放、組外に被加之、急度遠慮可仕旨被仰出候由、安房守殿・内記殿御列座被仰渡。御横目兩人罷出、組外御番頭河野半丞御呼出、右之趣被仰渡、且十左衛門肩衣於越後屋敷とらせ候

事。

附、十左衛門遠慮は、享保十六年十一月十八日御免、組外之御番相勤之。

十一月十三日。郡奉行石黒彦太夫役儀取放の上遠慮を命ぜらる。

〔政隣記〕

七月廿七日新川御郡奉行御馬廻組石黒彦太夫、於公事場御吟味之筋有之、於宅一類に御預。

同年十一月十三日、御郡方御用も被仰付候處、不念至極に被思召候。依之役儀御取放遠慮被仰付旨、於公事場被仰渡。

附、翌年七月二日遠慮御免許。

十一月二十日。越中にある鳥見を毎月一次金澤に來らしめ、農民及び領境の事情を報告せしむ。

〔文化雜記〕

一、越中御鳥見等之儀に付、玄蕃殿御渡候覺書之寫。

越中に罷在候鳥見共、一ヶ月一度程宛御當地に罷出、鳥之様子等申上候様申渡候。右之者共罷出候者、各潜地御郡方之様子、十村等支配之趣、且又富山御領御境目之儀、猥成儀茂無之

哉否之趣被相尋、尤言上之儀、又者御算用場奉行に被申達儀、且品に寄、拙者共被申聞儀も可有之候。地廻之鳥見共にも折節可被承合候事。

附、越中の御鷹に指添罷越候御歩横目共、右御境目之所心付致、其より十村・鳥見等々茂、油斷不仕様可申渡旨可被申付候事。

右之紙而享保十四年十一月廿日玄蕃殿御渡し。

十一月廿四日。轉切支丹類族矢田萬六郎自殺す。

〔御家人舊條記〕

轉切支丹樋口忠兵衛忰、本人同前樋口與五左衛門同娘さく忰、矢田萬六郎儀、當十一月廿四日四十四歳にて、萬六郎於宅致自害候に付、堀平馬・河地勘五右衛門被見届、自害紛無之故、當寺旦那に付死骸御渡被成、則於寺内土葬に取置申所、相違無御座候、以上。

淨土宗金澤泉野寺町

享保十四年十一月廿五日

大圓寺 印判

富永數馬殿

十一月廿九日。德川吉宗奉書を前田吉徳に遣して寒中の安を問ふ。

〔德川實紀〕

是月は大盡なり

十一月廿九日、日門・増上寺に御使もて檜重つかはされ、寒中をこはせ給ふ。松平加賀守吉徳には奉書もてこはせらる。

十一月晦日。雲雀を賣買又は捕獲し、及び放鷹禁制の地域に於て唐網を用ひ漁撈することを禁ず。

〔政隣記〕

十一月晦日雲雀商賣御停止。天之網に而捕候儀同斷。御留場之内、堀々・俣川・不湖唐網打候事御停止觸有。

十二月十三日。多賀信濃、前田綱紀の世以來三十年に互りて蟄居せしを赦免せらる。

〔政隣記〕

十二月十三日多賀信濃直方、從御先代三十ヶ年以來蟄居之處、今日於前田大炊殿宅、奥村内記殿御列座、御赦免之段被仰渡、十五日御目見被仰付。

十二月廿五日。先に老臣中の諸大夫を補缺すべき許可を得たるを以て長九郎左衛門を甲斐守と稱せしむ。

〔政隣記〕

十二月廿五日、今日江戸より左之通申來。

出雲守は富山侯前田利隆
御居間書院は金澤城のなり

前日依御奉書、當十六日御名代出雲守様御登城之處、御家中之内諸大夫御願之通被仰出。右に付御居間書院の御出、長九郎左衛門儀伊豫守誘引に而被召出、前田故近江守代叙爵被仰渡、稱甲斐守。廿八日歳暮登城之面々の御弘、爲御祝儀年寄中不殘勤之。右御禮江戸の御使、御大小將番頭佐々木兵庫、翌正月四日發足。

十二月廿七日。米價下直なるを以て諸士に會所銀辨濟の期限を延ぶるを許す。

〔政隣記〕

十二月廿七日今年米至而下直に付、會所銀返上之儀、今年計之事は各別之旨に而、返上延引勝手次第之段、御月番大炊殿被仰渡。

但堂形米廿八匁、高岡米廿三匁餘、岩瀬廿五匁餘。十一月廿日より今月廿日迄平均御召米直段如斯也。

十二月廿七日。馬廻組堀彌三左衛門、人持組三田村監物と争ひて之を傷

つく。

〔凌新秘策〕

公家は前田吉徳

一、享保十四年極月廿七日三田村監物宅の監物は預玄院夫人の弟、公家の外男にて其秩四千石也。御馬廻堀彌三左衛門罷越、舊怨有之旨申立、打果可申旨紙面にも相調罷越候。監物三ヶ所手紙を蒙り候。怨之覺無之に付相手に不成候旨にて、彌三左衛門は家老・用人等數輩手込に仕、大小をも被支取、專亂心之爲体に仕置候而、隣家には先前田中務へ案内に及、被罷越候。其外案内にて罷越候衆中は、舊縁に付本多安房守殿・同主水・寺西市正、其外預玄院様附足輕頭小幡平三、并關屋佐左衛門・戸田與一郎等罷越候。組頭村井主膳殿は病中に付、正月之御用番奥村内記殿へ案内有之候而被罷越候。彌三左衛門頭は黒坂吉左衛門に付、是へ案内は關屋佐左衛門より夜四時頃申達候。吉左衛門相頭戸田鞆負へは、黒坂より申達罷越候。御横目は小寺市郎右衛門・津田五左衛門罷出申候。世上風説には喧嘩之沙汰に不及、彌三左衛門亂心之体に申慣し、眞偽難決存候に付、頭吉左衛門へ承合候所、見聞之趣并存寄之品具に申聞、證據明白成事共にて、亂心之体にて聊無之趣、則左に記之候。彌三左衛門は監物妻兄にて、其腹に嫡子も有之、新助と申候所、去年六にて聊無之趣、則左に記之候。彌三左衛門は病死、女子も有之候。彌三左衛門知行三百石、父は平丞と申候。

一、吉左衛門へ案内は、關屋佐左衛門紙面にて、御組之内急切之品有之候、得御意可申筋候間、早々三田村監物宅へ迄御出可被成旨、夜四時頃申來候に付、尤其儘拵候内に、組方御用

相勤候もの逸足を出し監物宅へ罷越、佐左衛門を式臺へ呼出し、如何様之急用に候哉有増承度候。様子次第相頭戸田鞆負申談、兩人にて承可申候、又は一人にても、兎角様子承度旨申遣候。其内彼宅門前へ迄罷越候所、内より右使者罷出、監物手疵蒙被申候趣を申候に付、即刻鞆負へ案内仕候。鞆負被罷出候而、可申談彌三左衛門へ逢申候。其時迄彌三左衛門をば取子に仕置、六・七人も打寄、足に兩人手に兩人、腹之上に乗かゝり居申者も有之、尾籠千萬之体に付、先いづれも家來中支不可申候旨申聞、不殘立退け申候。彌三左衛門大小は勿論無之、鼻紙袋・印籠等之品までも一色も其邊には相見え不申。暫しづめ置、口上承届申候處、口狀にて申述候趣紙面に相調、書は箱へ入之、上をふくさに包、先刻可打果と打掛候時迄慥に懷中に有之、大勢とりこに仕候後如何罷成候哉不存候。家來中へ相尋候様申候。監物家來共は左様之儀も無之旨申候。扱口上之趣は、監物へ對し遺恨一朝一夕之儀にて無御座候。但只今存立候は、去年嫡子新助病死之後は、内所へ對し疎略之仕形多有之候。妾に男子出生之後は、別而様子も違不宜候。是一つ。今年何月何日三歳之女子宮參之節、姪之儀に候へば拙宅に可被立寄之所、何之筋目も無之關屋佐左衛門宅へ立寄申候。是二つ。近年勝手困窮に及難澁仕候節、無心之儀申入候得共、一向頓着無之候。是三つ。且又年來人を慢り、過言緩怠之儀多有之候。是四つ。此等を以堪忍難仕候に付、今日は決して打果申所存に付、右之趣紙面に調致懷中候。

監物承り、一々其申開き有之。其節家老・御用人多詰掛有之、中々存分可成體に無之に付、左様に申開きも有之上は、堪忍仕可罷歸之旨申述致退出候。使者之間迄監物も送被申候。玄關に迄罷出、用人に申聞、内所へ罷越妹に逢申度用事有之旨申、立歸内所へ參り申体に仕成、居間へかけ入候所、監物は火燧にあたり臥有之候。刀を抜掛候所、火燧之臺へ切付、肩先へ僅當申候。其内にはや後よりいただき申候。二の刀にて切かけ候へば、監物之指三少々切れ、切先股に當り、此疵少々重き方に候。家來共大勢にて組留、大小も被支取、其座を退け申候。監物は脇指抜合候へども、はやく家來共引退申候。其上一圓覺も無之儀、切殺候ては相手にも仕様に相見え可申と存、抜ながら切掛不申候と被申候旨、又は右之料簡故態と脇刺をも不拔合旨被申候とも、兩説に承申候。内記殿御申渡候は、委細之首尾言上之上御下知も可有之候。其間は彌三左衛門儀自宅に引取、兄弟堀萬兵衛御小將土肥庄左衛門組・堀嘉忠次組外大橋又兵衛組指添可罷在候旨に付、其段吉左衛門・鞆負申渡候。大小を相尋候所、何方へ參候哉相知不申候。時刻言外移り候に付、先丸腰にて式臺へ迄誘引仕罷在、佐左衛門を以大小被相渡候様に申達候所、良久敷候て佐左衛門指出相渡候に付、則萬兵衛・嘉忠次へ相渡、彌三左衛門爲指可申とも、又は駕籠之内入置可申とも、其段料簡次第之儀と申合候。彌三左衛門せがれ藤馬十七・八歳に罷成旨、此門前へ迄詰掛有之候。内記殿指圖候旨にて相返し申候。彌三左衛門供之若黨は、家來を召連罷

越有之候。各退出は夜明頃に罷成候。御次は一番に及御案内候者、小幡平三申上候。泊番表御小將番頭關屋長太夫被遣、監物手疵之様子無御心元思召候條、見分仕可罷越旨被仰付候。長太夫罷越候處、内記殿いまだ御在合に候。長太夫監物に逢、手疵之様子致見分候處に、彌三左衛門との様子物語可有之と仕候に付、長太夫斷申入候は、手疵様子無心元思召被遣候御使之儀に御座候。首尾之儀は夫々御役人中承可申儀に御座候。私可承儀とは不存旨申述罷歸候。

〔政隣記〕

十二月廿七日夜、人持組三田村監物方は、小舅御馬廻組定檢地奉行堀彌三左衛門儀、監物宅に而及口論、監物少々手を負候得共、双方共存命。右に付監物宅は本多安房守・奥村内記、御横目小寺市郎右衛門・津田五左衛門罷越、且御表小將・御番頭關屋長太夫泊番に候處、監物方は以前心易參候由に而、見分に被遣之候。彌三左衛門頭黒坂吉左衛門・戸田勲負も罷越、彌三左衛門儀宅は相返、右兩頭・御横目同夜罷出言上仕候。彌三左衛門には、堀嘉忠次・堀萬兵衛御番を引指添、久々在之。右監物、彌三左衛門縁者之處、利慾之事に付及口論候由也。家來大勢左衛門を致手籠置。

前記二十七日夜一件に付、彌三左衛門者弟萬兵衛に御預置、監物者指扣被仰付。

十二月廿八日。空中に紅氣を現す。

〔可觀小説〕

一、己酉十二月廿八日夜、西北より東北まで横に紅氣現す。其色常の火色には非ず、焦色にして、初更には薄く、半夜には濃く、五更に及で漸く滅す。翌夜西北の方天鳴一二三度あつて、雷聲の微なるが如し。金澤よりは能州に當るが故に、大火ありと想ふ。然共東北の隅甚長く、且紅色の中に星耀けるが故に、火災に非ざることを知る。正月三日の曉天雷一聲す。是も雷に非ず、光物と云星變なるべし。四日に能州の百姓を算用場へ召て問之。答曰、口郡より望見に奥郡の火事と見たり。因て奥郡の人に問へば、答て曰、猶海を隔て北に當て見たりと云。氷見海邊の老人云、海火事と云て古來も有之たる事と云。猶他國よりの見分重而可記。有澤總藏勘如左。

是歲立春十二月十八日にして、二十八日は立春第三候、魚上氷の時也。發生之氣餘寒に迫て鬱積する所、天上之燥氣吸之者也。凡陰陽之偏激するもの嚴にして、水火其象をなす時は雷電となる。是雷は土氣を挾む故に象を成也。陰陽相剋する、其氣盛大にして不成象時は、夜間に紅白の光を現す。是不帶土氣之故也。翌夜天鳴する者は陰陽之氣不和之所致也。雷電に比すれば其災重く、彗孛に比すれば其災輕し。古書に或天開門、或天裂と稱する是也。

享保十五年

正月朔日。前田宗辰初めて年頭の禮に與る。

〔政隣記〕

元日年頭御規式御例之通、諸大夫衆裝束に而御禮。勝丸様御年六、始而年頭御禮於御居間書院仰上、御太刀目録披露、津田玄蕃勤之。御馬代は銀に付披露無之。御兩方様共裏斗目・御半袴被爲召。諸事御指引奥村伊豫守相勤、御太刀引御表小將。且伊豫守初伺公之面々一統、此時半袴に而勤之。

正月十二日。本郷邸類焼の難に罹る。

〔政隣記〕

十二月未下刻根津裏門通七軒町明石屋半右衛門家より出火。北風、半より東風強、御上邸不殘御類焼等之儀、十八日夜從江戸之早飛脚來着、申來候趣左之通。但在江戸諸頭等一統、十四日迄火事裝束に而相詰、十五日より常日之服に相改候趣等追々申來。

根津七軒町三町計兩類、湯嶋天神切通、新御徒町二町四方計、金助町一町計、春木町不殘二町半四方計、本郷一町目迄不殘兩類共、夫より丸山菊坂之臺四町四方計、同本妙寺坂下より

菊坂田町迄三町四方計。

八十軒侍屋敷、十七軒寺。

備後守様御上邸下小屋共不殘御燒失、表御門并靈臺院様御門者殘る。御同人様御中邸之内、同御長屋半分程燒失。出雲守様御上邸之内、下御長屋者不殘燒失。

此方様御上邸御殿者不殘御燒失。南御門續き并會所外御長屋、御居室續八筋御長屋之内二筋、御歩小屋續并谷小屋西小屋、六町目御物見、南會所之向御長屋一筋、南御通町南御門之方十四・五軒計相殘。御土藏者、中之口向之新御土藏一つ燒。其外は殘る。暮六時過鎮火。龜次郎殿并御廣式女中末々迄一所に、御中邸に御供に而立退、御用人澤田源太夫御供仕。御馬共も御中邸に牽退、火鎮後御上邸に牽戻し、御居室御長屋に繋之。

一、南御門西之方續御長屋を假御式臺に仕立、同夜より御客御使者取次候に付、組頭・物頭・御番頭・取次役・御給事役茂、御殿之通其夜より相詰。御門之内に御紋之幕を打、御長柄十筋傍之。十四日切に右御傍相止。

御用所者會所之内を圍相勤、十六日より御居室に而勤候處、從御圍御居室に龜次郎殿御入被成候様被仰出候に付、廿五日より又御用所會所之内に相成、龜次郎殿二月廿一日より御居室に御移。

備後守は大
聖寺侯前田
利章
出雲守は富
山侯前田利
隆

龜次郎は前
田重熙

十九日今度御類焼に付御尋之宿次御奉書、十五日相渡今日到着。右御禮之御使御小將頭青木新兵衛に被仰渡、拜領物被仰渡、廿三日金澤發。

一、御類焼に付御作事御用、御先手御用人松原善右衛門・御近習物頭並丹羽澤右衛門に被仰渡、二月二日金澤發。同作事奉行中村治兵衛・宮崎長太夫、右爲御用同日發足。

一、今日御用番御宅に、就御類焼爲伺御機嫌、頭以上罷出。

廿二日此度御上邸就御類焼、今年御上納米一萬石、現米に而御用捨之儀、當十四日御用番御老中御宅に、聞番被召呼被仰渡候由、今日申來。

二月八御上邸南に頃日御厩出來、今日より御馬建。

〔聞書〕

一、同年正月十二日晝八時過、於江戸下谷七軒町より出火、及大火本郷御上屋敷御殿閣不殘御類焼。其外八筋御旅宅并前通二筋残り、其外不殘。并東二筋・足輕小屋・割場・作事會所・東御門・續南御小屋不殘。但南御門御長屋は瓦屋根に付殘る、其外は不殘。但し西御徒町より山の方小屋々々は都而相殘る。今年御在國之内なり。

〔又新齋日録〕

一、享保十五年正月十八日夜五半時過江戸より早飛脚到來、今月十二日御上屋敷御類焼之旨

申來。

〔政隣記〕

一、今年正月十二日御上邸御殿御類焼に付、御造營方爲御入用、三ヶ國町方・御郡方より、御借銀都合六百貫目被仰付。御作事坪數前記之通五千坪計に而、惣御入用金高二萬四千五百兩計与云々。

一、右就御類焼、今石動等支配中黒六左衛門心得を以、支配所は銀子之儀申遣。則正月廿日に五十貫目相調上之候處、其趣達御聽、常々心懸宜敷支配仕候故、早速に銀子相調候段可申聞由被仰出。

正月十五日。德川吉宗奉書を以て本郷邸の罹災に關し慰問せしむ。

〔徳川實紀〕

正月十五日、月次例の如し。(中略)松平加賀守吉徳が邸宅焼亡せしにより奉書もて御尋あり。

正月廿四日。十村手代の郡中に出張するもの、宿賃等支給方を改めんと請ふ。

〔司農典〕

一、十村等手代御用に付御郡の罷出候節、宿賃等御用拂致候也。其始者享保十五年也。私共手代、御郡之内御用に罷出候先々止宿仕刻、一飯五分宛相渡、切手を取主人の相渡可申旨、則於相談所爲致誓詞、其通相守來申候。手代共之儀は、方々遠所懸廻り申に付、一日三飯一匁五分相拂申に付、私共御定より過分に罷成、手代に而者不相應之儀に而迷惑仕候間、是以後御定宿賃二分相拂、外飯米代之儀其所米相場を以相拂、切手を取主人の相渡候様に仕度奉存候。此外買物有之候は、代銀相拂、右切手に爲書入申様に仕度奉存候に付伺之申候、以上。

享保十五年和月廿四日

戸出村 又右衛門 和泉村 彦三郎

田中村 三右衛門等十四人

御改作御奉行所

表書之通承届候條、諸郡にも申談、手代誓詞前書相改置可申者也。

改作奉行印

二月十五日。長甲斐守先に叙爵せられしことを前田吉徳に謝す。

〔政隣記〕

二月十五日長甲斐守官位之御禮、於御居間書院被爲請、熨斗目被爲召、御太刀馬代・縮緬二卷

献上、奏者并披露之御表小將長袴着用。於御奥書院御料理被下、相伴定番頭。於御居間書院御盃御刀被下之。廿五日御馬廻頭村上傳右衛門を以、白銀三十枚・御羽織二被下之。爲御禮登城之處、御手自八丈嶋被下之、且御馬水青毛被下。翌廿六日發足江戸に被參、三月八日江戸着。駕籠乗用、鍵も先々爲持候儀御届先達而濟。同廿六日江戸發、四月八日金澤歸着之處、御使御使番津田平次右衛門被下、追付爲御禮登城。

二月十六日。本郷邸の興造に着手す。

〔政隣記〕

二月十六日江戸御上邸御普請始。

大御門・左右御長屋・内外番所・猿樂御門外柵共、富田屋六兵衛。

御式臺・御屋敷且御臺所邊、惣而御表向裏御式臺迄、和泉屋五郎兵衛。

御居間邊より御次廻御膳所等、其外御次邊部屋々々、葛之間邊より中の口迄、和泉屋五郎兵衛。

御居間書院三の間・御年寄衆席・御用所等、江戸町棟梁權十郎・勘左衛門。

御廣式、富田屋六兵衛。

東御門續御長屋、北八筋御長屋、割場南侍小屋、和泉屋五郎兵衛。

北御厩、相屋長兵衛。

南火之見櫓并火消役所、江戸町棟梁傳次郎・仁左衛門。

御作事道具置所、江戸町棟梁權十郎・勘兵衛。

南御厩、江戸町棟梁嘉右衛門・源八。

内御長屋并御廣式御門・中之口御門・裏御式臺前御門・饗應所等、富田屋六兵衛。

右人々に請負入札に而極被仰付、惣坪數五千坪計、御入用金二萬四千九百兩計云々。右御普請奉行前記正月十九日に有之四人、并外作事奉行より池田十郎左衛門・藤田三太夫、在江戸之内作事奉行國澤喜内・白江七兵衛、此兩人は御平生方御用も兼勤之、詰合之御大小將横目河地勘五右衛門、御普請半より御横目小寺市郎右衛門出府に而、勘五右衛門与代々相廻、御歩横目・御横目・足輕數人懸り相勤之。

〔寛永數馬覺書〕

一、享保十五年正月十二日本郷御屋敷御類燒。同年二月末より、御式臺・御使者之間・御廣間・上之御間より、今の御勝手座敷・竹之御間邊迄先出來。其秋御出府上使、其以後三條様御招請など迄、右之御間に而相濟申候。

二月廿一日。儉約及び行狀に關する去秋の令を恪守すべきを命ず。

〔典制彙纂〕

御家中之面々儉約并行狀等之儀に付被仰出候趣、去秋書立を以申渡候。然處不慎成面々も有之沙汰に候。嚴重可相心得儀に候條、左様之族は不届之至に候。急度相守候様頭・支配人より毎度可被申聞候。且又組等之内裁許——右之趣——以上。

二月廿一日

本多安房守 印

二月廿一日。大聖寺侯前田利章參觀の途次金澤に着す。

〔護國公年譜〕

一、二月廿一日備後守様御參勤に付、今朝大正寺御發駕、同夜五時前金澤淺野屋次郎兵衛方へ御着、爲御見廻近習頭御使被遣候。爲御禮同夜九半時前、生駒修理爲御使者登城。

一、同二十二日備後守様九時前御登城、御前・勝丸様於御居間書院御對顔。御裝束布上下、御のし御服紗小袖。

三方出、追付御料理。六菜御相伴本多安房守、御引菜勝丸様御持參。御前にも御酒之上、御着御持參被遊候。御盃事之内諸橋權進、地謠四五人罷出、小謠被仰付候。御給事御表小將。御

退出以後、御旅宿迄御使者羽田傳左衛門御近習頭を以、御纏三十筋・雁鼻一箱被進候。右御禮使生駒修理登城。

二月。藩の御鷹餌鳥指等十村屋敷内に入りて捕鳥することを禁ず。

〔上田源助舊記〕

御鷹餌鳥指爲御用、十村中居屋敷之内軒打可申付旨、御鷹匠小頭より申來候に付、十村中之儀者御様子茂有之、右居屋敷に入込候而は指支申品有之候に付、御年寄中にて相達候所、御聞届被成、以來御餌指共軒打に罷越候而茂、十村中居屋敷之内に入申間敷旨被仰渡候間、此段申達候、以上。

享保十五年二月

關屋 佐左衛門

林 源太左衛門

能美・石川・河北郡十村中

三月六日。前田利常生母壽福院の百回忌法會を金澤經王寺に執行す。

〔護國公年譜〕

一、三月六日壽福院様百回御忌御法事、於經王寺御執行。無御滯御代番相勤候由。本多安房守御法事奉行言上。

三月七日。前田宗辰初めて放鷹を蓮池庭に行ふ。

〔政隣記〕

三月七日勝丸様蓮池之上に而、始而御拳を以、セツカ四、アトリ一御羽合被遊。十六日始而

十一屋邊に爲御放鷹四時過御出、七半時前御歸也。御歸先は從中將様御菓子・交肴、御使御奥小將御番頭中村次右衛門を以被進之。御餌柄雁有之。十八日御吸物に被仰付、御近習頭等御次廻平士頂戴被仰付。十九日にも十一屋御放鷹、御拳に而鷹御羽合。廿一日御吸物に被仰付、年寄中等・若年寄中迄、於松之御間に頂戴被仰付候。先達而御意之趣、御近習頭中村次右衛門罷出申述、御酒之内御使同頭野村七兵衛勤之。於舟之間前田將監・富田織人・庄田兵庫初、御近習頭并御用人・御臺所奉行頂戴之。横山監物在合に付頂戴。將又御吸物、奥・表共平士以上當番切一統頂戴被仰付、何も布上下着用。御七等相勤候御醫師并御針醫、都合四人頂戴被仰付候。年寄中等給仕新番。舟之間かよひ坊主。

三月廿四日。前田宗辰放鷹を行ひ、歸路老臣等の邸に臨む。

三月廿二日勝丸様上野邊に爲御鷹野四時過御出、横山大和守下屋敷に被爲入、夫より奥村伊豫守下屋敷にも御立寄、七時前御歸。但大和守於下邸御菓子上之、御供中の吸物・酒被出之。

三月晦日。前田吉徳本郷邸の建築を必要の部分のみに止むべきことを命ず。

〔政隣記〕

加賀藩史料 第六編 享保十五年

上野は金澤郊外

是月は大盡なり

一、今月廿四日大御目付衆より御觸來。去月十二日燒失之所々、本郷より湯島切通の懸、小屋懸は格別、普請は見合候様、酒井讃岐守殿被仰渡候旨御書付到來に付、御普請も先相止候。是者一統瓦葺に仕候様に与可被仰渡哉与之由に付、三月二日御用番御老中の間番罷越、門・長屋者瓦に申付越候間建可申哉与相伺候處、御勝手次第と御指圖有之に付取懸る。其以後御本家も瓦可被仰付旨御指圖有之、其通に被仰付。依之御普請、最初者御假屋之趣に候處、今般不殘瓦葺に被仰付事に候得者、御假屋と申名目にては如何敷候。先指當入用之所迄、先輕く普請被申付由に可申旨、三月晦日被仰出之趣伊豫守殿より江戸に申來。

四月十三日。淺野川大橋の工事成る。

〔護國公年譜〕

一、四月十三日金澤淺野川大橋修復出來に付、今日より往來有之。

四月十五日。幕府明年以後諸侯の上米を免除し、參觀は舊の如く一年詰とすべきを命ず。

〔政隣記〕

四月廿日江戸より今日早飛脚到來。當十三日鈴木飛驒守殿より御書付到來に付、同十五日爲

御名代前田伊豆守殿御登城之處、御上米來年より御免被遊候。依之御參勤御交替も、來年より前々之通与被仰出候旨、御老中御列座、御用番水野和泉守殿被仰渡候由。則御渡之別紙到來、左之通。

但、萬石以下之面々殿中に召之、右之趣被仰渡候旨也。

覺

- 一、當三月御暇被下候面々、當秋九月中參勤之時節可被相伺候。
- 一、當三月參勤之面々、當九月可被下御暇候間、參勤時節之事者來年九月中可被相伺候。
- 一、當九月參勤之輩、來年四月・六月可被下御暇候。
- 一、來春參勤之輩者、當九月中參勤可被相伺候。

以上

戊 四 月

四月十七日。本郷邸の南火之見番所を開く。

〔政隣記〕

四月廿九日。御上邸南火之見番所、并火消御人數詰所出來。今月十七日晚方より御櫓開、火消御小將も南邊御貸小屋に移候由、今日金澤に申來。但當春御類燒之後は、西之御櫓迄に付、

火消役御小將も西小屋邊に罷在故如本文。

附、南御小屋五筋、是以後御大將方定小屋に相成、他組入交不申筈に相極。

四月十八日。本郷邸斧初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

四月十八日江戸御上邸斧初に付、頭分假御臺所に而赤飯・御吸物・御酒・御肴卷鯛被下之。かよひ坊主。

五月八日。今明日金澤天徳院に前田綱紀の七回忌法會を行ふ。

〔政隣記〕

五月八日・九日松雲院様七回御忌、兩日於天徳院御法事。御奉行奥村内記。兩日共御參詣。其外諸事如御三回忌之。

五月十日。前田宗辰初めて天徳院に詣づ。

〔政隣記〕

五月十日勝丸様初天徳院に御參詣。御往來共岩倉寺に御立寄。御供御歩六人・新番三人、御先角御大小將代共三人、御駕籠際御抱守二人・御側小將二人、御跡御廣式御横目・本御横目、

御參詣は前田吉徳

御館二本。

五月十八日。前田綱紀の法會終れるを以て菩提寺の住僧を招き能を觀覽せしむ。

〔御年表〕

五月十八日天徳院及寶圓寺・瑞龍寺・國泰寺・如來寺・玉泉寺・妙成寺・桃雲寺・芳春院・勝興寺御饗應御能あり。當九日御法事相濟に依て也。

五月廿三日。前田吉徳使者を金澤より發して水戸侯の家督相續を賀せしむ。

〔政隣記〕

五月十二日水戸様御跡御相續、今日鶴千代様御三歳に被仰出、六月朔日御禮就被仰上候、惣出仕止。

右爲御祝儀江戸に之御使、御馬廻頭中村典膳に五月廿日被仰渡。廿三日金澤發、六月三日江戸着。四日水戸様に御使勤、五日御返答有之、御料理被下。八日發、十九日金澤に歸。

五月廿八日。本郷邸の上棟式を行ふ。

〔政隣記〕

五月廿八日御上邸御上棟御祝有之、會所續假御臺所に而、頭分強飯被下之。

六月十三日。德川吉宗奉書を前田吉徳に與へて暑中の安を問ふ。

〔徳川實紀〕

六月十三日、日門・増上寺に檜重おくらせ給ひ、松平加賀守吉徳には奉書もて暑氣を御存問あり。

七月六日。今江・木場潟に於ける能美郡今江村等の漁場を侵害することを禁ず。

〔埴生氏覺書〕

能美郡今江潟・木場潟、梯川筋は佐々木伊藤之渡り限り、下者安宅水戸口に而川筋不殘、并水戸先海之内八拾間三方は、今江村・向本折村・下牧村獵場に被仰付置、先規より運上銀指上、耕作爲稼致獵業候に付、三ヶ村於獵場他所之者魚殺生不仕御格に在之候處、近年殺生猥に罷成、獵業指難儀候趣、今江村・向本折村・下牧村肝煎・組合頭斷書付に、其方共致奥書指出候に付、右獵場におゐて諸魚捕不申様、御家中一統被仰渡候様仕度旨、御月番奥村内記殿迄申

一卷はいち
まきといふ
一件といふ
に同じ

上候處、右一卷被達御聽、願之通被仰出候。依之右之趣御家中一統被仰渡候由、内記殿被仰渡候條、得其意、此段向本折村・今江村・下牧村之者共仰申渡、如先規尙又川番人等相立置、水戸口に而網打不申、惣而右三ヶ村獵場於所々、他所之者魚殺生不仕候様、急度縮り可申付候。尤向後他所之者に被頼、獵師共相對を以、川より獵場に爲入込魚捕不申様、是又嚴重縮り可申仕置候、以上。

庚戌七月六日

關屋 佐左衛門
林 源太左衛門

若杉村 八郎兵衛

今江村 源 助

犬丸村 太右衛門

追而右獵場之内、獵師共相對を以他所之者に川を下し、魚爲捕候而は、御縮方紛敷、後々獵場猥に罷成、宜有間敷与存候條、向後右下し不仕候様、是又獵師どもへ急度可申渡置候。

七月十八日。水戸藩の答禮使金澤城に登りて前田吉徳に謁す。

〔政隣記〕

七月十八日從水戸鶴千代様、今度御家督爲御祝儀、御使者就被進候爲御返禮、御使御供番頭

山森彌三左衛門昨夕到着、今晝登城。途中同道開番後藤瀨兵衛・御横目津田五左衛門。實檢間・矢天井之間暨御式臺都而目通り之御番人、且御馳走方等懸り之人々御歩並以上、布上下着用。御式臺に御馳走方主付御馬廻頭和田采女・御小將頭青木新兵衛、且御奏者番葛卷藏人、并町奉行伊藤彦兵衛出向。御大廣間二之間に藏人誘引、御茶たばこ盆出之、給事御大小將。夫より年寄中・御家老中罷出挨拶。御口上御奏者番本多主水罷出承之、御太刀目録受取。其外御進物者先達而參、御小書院右之方御下段に御大小將並置之。長松院様より之御進物者直に御次の上之、御進物左之通。

長松院様より二種・千疋・御目六。

御小書院に御使者誘引。御奏者番成瀬主税。中將様御着座之上、御馬代金臺居、御大小將持出、御太刀奏者主水持出、御着座より一尺程置御馬代と並べ置、中座。其處に御月番安房守誘引に而、御使者彌三左衛門出、鶴千代様御使者と主水唱之。于時御側は召御意有之、退出。御太刀主水引之、御馬代御大小將引之。御大廣間下段に安房守誘引に而、御使者着座、御料理二汁六菜出之、相伴定番頭村中務。御料理之内御使、津田玄蕃・年寄中・御家老中・御奏者・主付組頭、段々挨拶相濟。重而於御小書院御直答。又御大廣間に復座御茶出、退出。御式臺上御使者之間之末板之間迄、年寄中・御家老中被送。御奏者・主付組頭・町奉行并相伴之村中

務は、鏡板迄送之。

右御使者往來之節、虎之間に御大小將番頭一人・御横目一人・御使番二人、瀧之間御奏者、芙蓉之間江戸御留守居并御用人、鷺之御杉戸外定番頭、御馬廻頭・御小將頭・新番頭・御歩頭相詰。御門警固者、河北大組頭、石川御持筒頭、橋爪御持弓頭。御歩番頭御持弓頭羽田傳左衛門勤之。御使者退出後、旅宿に御使御使番を以、白銀二十枚・縮緬二卷御使者山森彌三左衛門に被下之。足輕小者にも鳥目等夫々被下之。

但、旅宿は下堤町紙屋九郎右衛門。同所相詰候人々者、御馳走方御大小將兩人・町奉行・間番・御横目・御醫師・御賄方與力三人・かよひ御歩三人・御料理人二人・足輕坊主也。昨日旅宿に爲御使、御使番進士齋宮被遣之。

七月十九日。犀川・淺野川出水す。

〔政隣記〕

七月十九日・廿日才川・淺野川高水。廿五日風雨強、淺野川小橋中程は、橋上二尺五寸程上の水上る。才川は少々出水。

八月十日。幕府先に罪人を領外に追放することを禁じたるを以てその代用刑を定む。

〔袖裏見聞録〕

御領國追放之刑之代左之通。

二ヶ年禁牢之上出牢。但二十四ヶ月。

右申渡候節、左之通可申聞置事。

不届至極之者、如此被仰付上は、重而悪事仕候はゞ、其罪之輕重に無御構、急度可被仰付事。

右刑之者赦之節は左之通。

二ヶ年禁牢たるべき者に候得共、爲赦御宥免。

右御領國追放之刑之者は、輕罪之事に付、赦被仰付候節は、爲赦御宥免被成候。左候へば御當地に而御宥免之筋有之儀に候間、右之通に被仰付にても可有御座候哉。

江戸・京・大坂御構追放之刑之代、左之通。

三ヶ年禁牢之上出牢。但三十六ヶ月。

右申渡候節、左之通可申聞置事。

重罪之者、如此被仰付候上は、重而悪事仕候はゞ、其罪之輕重に無御構、急度可被仰付事。

幕府の罪人
追放を禁じ
たるは享保
七年二月に
在り

右之刑之者赦之節は左之通。

三ヶ年可爲禁牢者に候へども、爲赦二ヶ年禁牢之上出牢。二十四ヶ月。

右申渡候節前段之趣可申聞置事。

右江戸・京・大坂御構追放之刑之者は、赦被仰付候節も、爲赦御領國追放之刑に先被仰付候。然共其内に品も輕き者は、段を越御宥免之事も御座候。尤稀成儀には御座候得共、決而御宥免之道無之と申に而も無御座候間、右之通被仰付にても可有御座候哉。

一、只今迄斬罪之者赦之節は、命御助、三ヶ所御構追放之刑に就被仰付候。今般茂右之趣に而命御助、前段に記候三ヶ所御構追放之代り之刑に可被仰付儀に御座候。乍然右罪之者は至而重罪之者故、前々大赦被仰付候節に而も、死刑一等御宥免、三ヶ所御構追放被仰付、とかく御當地には不被差置候處、只今本刑三ヶ所御構追放代り之刑之通に被仰付候而者、年限立候へば御當地に勝手次第に徘徊仕儀に御座候故、前々之趣よりゆるみ申候。其上元死刑に被仰付程之いたづら者共之儀に御座候得者、後々又悪事も可仕儀に候。旁以此分は三ヶ年禁牢之上出牢、五ヶ山等之内に被遣置候様にも僉議仕候得共、外之流刑者などは違ひ、縮り等も不申付候而者成不申候。左候へば牢屋に罷在候同事之儀故、右之所之百姓共下人に仕、尤扶持は御上より被下趣被仰付可然哉とも遂僉議候付、猶更御算用場奉行にも示談仕候處、此

儀者百姓共難儀仕事も可有御座候故、差つかへ申旨申聞候。左候へば外に可被仰付様無御座候間、死刑与申所を爲赦御宥免之趣に而、先牢屋に被指置にて可有御座候哉と奉存候。

一、先牢屋に被指置候者之内にも、たとへば苗字も有之者死刑に被仰付候時は、其せがれ罪は無之候而も、父同事死刑に被仰付候。然其父儀落着不相濟内、於牢屋病死仕候時は、せがれ死刑御宥免、三ヶ所御構追放之刑に被仰付候者杯御座候。ヶ様之類之者、其外死刑に當り候罪と申迄に而、後々指而害にも成申間鋪族之者は、尤本刑三ヶ所御構追放代り之刑之通に可被仰付儀と奉存候。

先牢屋に被差置候者は、左之通可申渡候。

大罪至極之者に付、尤斬罪に可仰付儀に候へ共、赦被仰付御時節故、命は御助、先牢屋に被差置。

卷目之上に享保十五庚戌年とあり。

〔袖裏見聞録〕

一、八月十日御用日、大和守御前へ罷出候處、追放之刑之儀に付相伺候紙面等、先刻被渡下候通にて、公事場奉行紙面之趣に候へば、只今迄之通に被成置候事も如何敷被思召候。書立之通とく宜敷共不被思召候得共、先日伊豫守に被仰聞候通、外に可被遊様も無御座候間、

先書立之通と思召候。御參勤之上、猶更脇々之御様子も御聞合、追而何とぞ被仰付儀も可有之哉と被思召候旨御意に付、委曲奉承知候、此儀者去年以來再往遂僉議候得共、書立之通より外に可被仰付様無御座候。尤後々障り申事も無御座候間、右之通被仰付候段、公事場奉行に申渡にて可有御座段申上候處、其通可申渡旨御意之事。

八月十六日。本郷邸竣工し、前田重瀨等之に移る。

〔政隣記〕

八月十六日御上邸御普請出來、御廣式に龜次郎殿御移徙也。御表向も諸役所之分は今日引移。今日之御祝、斧初・御上棟御規式之通、夫々於御臺所頂戴之。江戸御留守居品川主殿初頭分は、於御料理間頂戴、かよひ坊主。平士は頭分御賄之席、かよひ同心。御歩小頭等は平士御賄之席に而同心かよひ。一統白粥・御吸物・御酒・御取肴被下之。

八月廿四日。前田吉徳金澤を發して參觀の途に就く。

〔政隣記〕

八月廿四日五時金澤御發駕、勝丸様御玄關迄御送、御作法前々之通。九月十日晝過江戸御着。但六日御着府之筈に候處、信州犀川・千曲川満水御逗留、其上少々御風氣被成御座、十日御着に相成。

九月朔日。本郷邸の大門を開き、來客を大式臺より通行せしむ。

〔政隣記〕

九月朔日卯刻より御上邸大御門被開、御出之御方等御大式臺に而取次、裏御式臺御歩番所勤番等も有之。御勝手座敷上之間に者、跡々御小書院等御大書院溜の御通之御方々様御通り、御廣間上之間に者、跡々御大書院の御通り之方御通り、御廣間上之分者同二之間、御勝手座敷二之間も、跡々御通之御出入衆者御廣間溜御通、如此段々繰々に成。御給事人勤格者、御書院有之時分之趣を以、右席に相勤之。

九月十日。前田吉徳江戸に着す。

〔政隣記〕

十日御着に相成。此節以之外風邪流行、御供人多分不殘風邪相煩。尤輕重有之。十一日上使御老中酒井讃岐守。

九月十五日。前田吉徳登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

九月十五日、臨時の朝會あり。松平加賀守吉徳はじめ參觀廿七人。風の心地により表に出給

はず。大納言殿朝會にのぞみ給ふ。

〔政隣記〕

九月十五日御禮。御供御家老前田勘解由・玉井市正御目見初而御例之通。

九月廿九日。前田綱紀の女節姫逝去す。

〔政隣記〕

九月廿九日櫻田御前様御所勞之處、今曉より御差重に付、朝六半時御供呼、御早馬に而被爲入。遠田勘右衛門伺之上常服之儘御先乗仕。同日御逝去、御法號源光殿。愛宕下青松寺に而十月五日御葬送。御中陰御法事於青松寺、六日より二夜三日御執行。八日御四十九日、御百ヶ日御代香御家老役。御七日々々御代香組頭勤之。

〔續漸得雜記〕

一、松平安藝守殿吉長の御内室は、加賀宰相綱紀卿の御息女也。生得武勇の心ある女性にて、乗馬・打物に達し、殊に長刀鍛錬の聞えあり。被召仕女まで皆々勇氣たくましく、誠に一騎當千の女ともいふべし。御弟中將吉治公、器量健に、頬骨高く色黒く、是も馬上の達者也。武勇第一の大名にぞありし。されば仁慈あつて姉弟睦しく、毎日の見廻誠に孝弟也と思はぬ人もなかりし。此御内室、安藝の御前と申ては、日本に隠れなき勇氣第一の女性也。吉長朝臣

櫻田御前は
安藝御前と
いふ淺野
安藝守吉長
の妻

吉治は前田
吉徳の初名

と御中よく、御子兩かたおはしける。嫡女は松平肥後守の嫡男正甫の室と成給ふ。次男岩松とて、いづれも器量よく成長し給ふ。然るに吉長は、いか成所爲にや新吉原へ通ひ給ふ由。晝夜酒色におぼれ給ふ故、しかく異見し給ひ、しばしば止め給へども止む事を得ず、終に遊女花紫・歌野といふ兩人を請出し玉ひける。又いか成もの、進めにや有けん。野郎陰間に心を動し、是又同じく身を忘れ給ふ。又々御内室吉長朝臣に向ひ、か様に申上る事全く嫉妬と思召玉はんなれども、弓矢神かけ奉りさらく左様に御座なく、世上の聞え、其上彼場所は賤しき者も入込申由。若不法のもの御座候て、御名を出し申事にやと、様々異見し玉ひけるに、吉長朝臣更に用ひ玉はず。剩へ芝神明前のかげまを兩人まで請出し、夫のみならず歸國の砌、國許へ遊女・かげま召つれ玉はんとの事也。御内室又吉長朝臣へ對面して、尤大名の遊興の餘り、遊び者を請出し玉ふ事は有まじき事ならねど、國元まで御供とは餘り成事、第一上様へ聞え參らせて宜からず御事也と、様々異見し給ひけるに、吉長大きに立腹ありて、國元へ立玉ふ時暇乞もなく發足し給ひければ、御内室は物見より恨めしく見給へば、遊女・陰間は美々敷、歴々の諸士より我儘にさんざめきて立にけり。御内室は局に向ひ、是程成事を諫る事、家中に一人もあらざるはいか成事ぞや。又みづからを踏付にし給ふ殿の仕方と宣へば、局を始女中共、皆々御尤の御道理やと申上るに、其後御内室は一間に立入玉ひ、御弟加賀中將吉

治卿へ細々被書置、をしむべし五十一歳を一期として腹一文字にかき切伏し給ふ。有合女中を初て、驚きうろたへまはる折からに、局に外山・澤井、中老豊田はだきか、え、醫師に氣付と申ける。御内室聞給ひ、そち達は日頃の程もなき有様や。切腹をする程にて生べき程に切べきか。兼て覺悟の事ぞかし、必さわぐ事なけれ。いかに豊田介錯と有しに、外山・澤井・豊田三人、外山・澤井・豊田追腹切らんといひければ、御内室是を聞玉ひ、追腹は天下一統の法度也、其上また岩松が行衛見届くれよかしと、返すくも宣ひける。三人の女詞を揃へて、たとへ御勘氣を蒙とも、御供まうさで有べきか、是非々々御免下さるべしと、思ひこみて申ける故、御内室息の下より、日頃みづからが目がね違ひなし。嬉しくも今の志かな。然ば外山・澤井は供いたせ、豊田は残らず介錯して、三十五日過ての後は勝手次第と宣へば、三人の女難有次第とて、同じく外山・澤井は切腹すれば、豊田介錯申、甲斐々々敷執行ふ。哀と云ふもおろかなり。此由を急に告げれば、加賀中將吉治卿も早馬にて只一人駆付給ひ、是は々々と宣ひ、急ぎ吉長朝臣呼戻せ、事の理非を糺さんと大きにいきごほり玉へば、家中は上を下へと返し、急ぎ道中へ注進す。其夜は戸塚の泊にて、此驛に吉長朝臣は宿する所へ、早打の注進到來して、吉長朝臣大きに驚き給ひ、先非を悔給へども返らず。かくて豊田は三十五日過て、菩提所において見事に自害して果たりける。誠に一人の心より不慮の大變起りて、い

たましき事とはなれり。男女ともに慎べきは色欲ぞかし。殊に人の上に立つものは、萬に心懸て慎べき事ぞ。

九月。藩の鷹匠等郡方に於いて放縱の行爲あるを戒む。

〔國事雜抄〕

御鷹匠・御鷹役御歩・同足輕・御餌指・御猿牽寄小者・御鳥見共に至迄、御郡方においておごりたる仕形、并不縮之儀無之様に、急度夫々頭・支配等より爲申渡候。若猥成族有之候はゞ、其人々役名等承合、各より拙者共まで被申達可然候條、夫々被申渡、右之品承立候様に可被相心得事。

附、馳走ケ間敷儀堅無之様、夫々所々御奉行并御郡奉行より可被申談候。御郡方に而馳走ケ間敷儀有之候はゞ、拙者共迄可申聞旨、御鷹方之者共の申渡置候。

右之趣御年寄衆被仰渡候に付、寫相越候條、被得其意、各支配切急度可被申渡候。當場において遂會議、大概別紙書立相渡候條、末々嚴重に相心得、若おごりたる仕形之者於有之者、被承届、各より當場可被及斷候、以上。

庚戌九月

御算用場 印

金森助右衛門殿

十月二日。曩に幕府の上使本郷邸に臨みし際、朝倉武太夫・豊島權左衛門不作法なりしを以て譴責せらる。

〔政隣記〕

十月二日御參勤上使之節、御馬廻組表御納戸奉行朝倉武太夫・豊島權左衛門、御香爐に御香次不申、段々不調法之仕方有之候。武太夫儀、御前上使御先立被遊、御間之内御通り之節相扣候様御意之處、承付不申、御前とすり違罷通、其節之様子御前にも御難儀被遊候。不調法至極に被思召候。急度被仰付様も有之候得共、御新宅初而之上使之儀に付、其段は御用捨被遊候。御目通は相扣、役儀は無構可相勤候。權左衛門も同事之趣と被仰出。權左衛門は致交代罷歸候處、御暇之御目見は不被仰付。

十月三日。星、月輪中を貫く。

〔護國公年表〕

一、今茲十月三日より五日迄之月に星貫候。一夕は月輪之内に兩星入候。諸人見者多有之候。十月五日。前田綱紀の女節姫逝去の報金澤に至る。

〔護國公年譜〕

上使の事は
九月十一日
に在り

一、安藝御前様御卒去之儀、十月五日夜金澤へ告來、六日年寄中不時に越後屋敷へ御寄合。右に付爲伺御機嫌、頭分以上七日・八日之内御用番宅へ可相勤候。不押立普請は三日、鳴物は五日より七日之日數十一日迄、諸殺生は十九日迄遠慮可仕旨、御家中へ觸出る。
十一月十二日。前田宗辰金澤に於いて麻疹に罹る。

〔政隣記〕

十一月十八日、勝丸様當十二日より御麻疹之由申來。御近習頭野村七兵衛御使被仰渡、今日江戸發、白銀十枚・御羽織一、御内々金十兩被下之。廿七日金澤着。

十一月十五日。本郷邸建築に關して盡力したる諸吏に賞賜す。

〔護國公年譜〕

一、十一月十五日御居間書院三の間御着座。今般當御屋敷御普請方御用相勤松原善右衛門御先手・丹羽澤右衛門物頭・小寺市郎右衛門本御御目見、御意有之。右被召出候前、善右衛門・澤右衛門、於御家老中席白銀十枚并御羽織一充、御廣蓋に而被下候。市郎右衛門は染物五端右同事被下候。御大小將御横目河地勘右衛門も、御普請中骨折候由、染物五端追而被下候。其外御歩横目以下、夫々被下物有之由。

十一月十六日。徳川吉宗放鷹によりて獲たる鶴を前田吉徳に贈る。

〔政隣記〕

十一月十六日御鷹之鶴、上使御使番高木酒之丞殿を以御拜領。翌年二月廿一日御披、御客有之。
十一月十八日。耕作損耗等の見分は御扶持人十村・平十村・新田裁許相共に之を行ふべきことを命ず。

〔司農典〕

御郡中耕作損毛并檢地等相願候刻、内見分仕候はゞ、御扶持人并十村・新田裁許申談、罷出途見分可申候。御扶持人迄罷出候御郡も有之由に付、改而申渡候條、向後一統右之通相心得可申候也。

戊十一月十八日

改作奉行

諸郡御扶持人・十村・新田裁許中

十一月十九日。前田宗辰の麻疹癒ゆ。

〔政隣記〕

十一月十九日勝丸様御順快、御酒湯被爲召候に付、爲御祝儀廿一日・廿二日之内、御月番并伊豫守宅の頭以上參出。

十一月廿八日。前田重瀨江戸に於いて麻疹に罹る。

〔政隣記〕

十一月廿八日より龜次郎殿御麻疹、十二月八日御酒湯、爲御祝儀千鯛一箱・御樽代五百疋、御使丹羽澤右衛門御近習也。を以被進之。

十二月二日。徳川吉宗使者を前田吉徳に遣して姉節姫の死を弔せしむ。

〔徳川實紀〕

十月二日、松平安藝守吉長が室うせしに、吉長封地にあるにより、宿老の書翰もて御弔慰あり。其子岩松に、奏者番松平備中守正貞してとはせらる。松平加賀守吉徳には姉なるをもて、奏者番松平玄蕃頭忠曉して御弔慰あり。

十二月五日。老臣奥村伊豫守麻疹に罹り金澤に卒す。

〔政隣記〕

十二月十二日奥村伊豫守有輝麻疹に而當五日卒去之旨告來。十四日迄御邸中鳴物遠慮。右に付御使御大小將村田三郎左衛門被下、廿七日金澤參着、晦日金澤發足。

十二月十五日。大槻朝元知行を加増せらる。

〔護國公年譜〕

一、十二月十五日御加増百五十石丹羽澤右衛門、百五十石坂井甚右衛門、百石大槻傳藏、百石山村善右衛門被下候。

享保十六年

正月十三日。中御門天皇の麻疹治癒し給ひしを以て使を遣して天機を奉伺せしむ。

〔政隣記〕

一、禁裏御麻疹御酒湯御祝儀之御使御先手大村傳藏、正月十三日金澤出足、二月十五日歸着。正月十六日。十村等疱瘡・麻疹の妙薬として牛糞を用ふべきことを告ぐ。

〔元祿享保間留記〕

牛糞、疱瘡・麻疹可用。

右何毛之牛に而も、糞を黒燒にし、粉にして用ふべし。兼而拵置には、芥を食せて其糞をとり、干粉にして用ゆるなり。白牛・黒き牛・あめ牛は猶よし。

一、疱瘡・麻疹出かぬるに用ひ、おもき病躰には度々用ゆべし。惣じて疱瘡・麻疹に而なやむ

大村傳藏名
は長好、御
先弓頭

に用てよし。

一、疱瘡・麻疹之後、腹中下り、又は熱さめ兼而氣色おもく、痰咳止かぬる様子も用てよし。

一、疱瘡・麻疹之餘毒、又はかさ被りたるには、黒焼にして付ればよし。

右用ひ様者、五・六分程宛さゆにかき立用ゆ。或は口にさわりのみにくき時分、布切れに包振出して用ゆべし。おもき病には、濁たる酒にて用てよし。

疱瘡・麻疹に用る妙薬、公方様より一統被爲仰出候に付、御年寄様方より御紙面御渡に付寫取、末々迄可申聞旨、今御場に而御改作所より被仰渡候に付、相達之申候間御承知被成、落着より御返可被成候、以上。

正月十六日

田井村 二郎 吉

村井村 與三右衛門

諸郡御扶持人・十村・新田裁許・山廻衆中

正月廿六日。前田重瀨髮置の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月廿二日龜次郎殿今晝初而御獨立、二三御足御運之由言上。廿六日御髮置、御白髮鷹柄左門差上候に付御時服二、妻は白銀五枚被下之。龜次郎殿は御時服二重・干鯛一箱、御使御近

今は今日な
り

習頭坂井甚右衛門を以被進之。從龜次郎殿も干鯛一箱・御樽代三百疋、御抱守明石源兵衛を以被上之。

〔遠田日記〕

一、廿六日天氣好。今日龜次郎様御髮置、御白髮鷹柄左門上之。晝頃御廣式は被爲入、富田織人・拙者・左門誘引、織人御取合等申上る。御白髮御廣蓋に入、勤右衛門持出、左門御白髮奉爲召退出。追付又罷出、御時服被下之。御次に而左門妻へ御目錄銀五枚被下。御廣式惣様熨斗目着用。

二月十日。今江瀉御臺所島の葭を苅り運上を納めんことを請ふ。

〔今江組主細掌記〕

私共主附今江瀉廻り新開所御臺所嶋与申候者、惣廻り水付之所に、運上之葭出來仕候。其餘り草・茅原等之所々、田地開立申候。夫に付運上之葭造用に仕候故、殊に請負人御座候而者指支申趣、去々年新開方御しらべ之時分御聞届被下、重而年季明申節者、御詮議之上運上葭、私共より指上候様可被仰付旨被仰渡、則御付札に茂御書記被下候。右年季今年切相濟申候間、今年より運上葭私共は可被下候。此所濱下故、近年砂吹込、葭出來之場所茂相減申候得共、私共より指上申儀に御座候間、去年迄之通九百十八貫上納可仕候。願之通被仰付可被下候、

造用は雜用

以上。

享保十六年二月十日

若杉村 八郎兵衛

今江村 源 助

御改作御奉行所

右付札

本文運上葎九百十八貫、今年より其方共請負相願候に付、令詮議候所、新開出來之たそくに罷成趣に相聞候に付、願之通申付候條、猶更無油斷開所情に入可申者也。

辛亥二月

改作奉行

覺

一、九百十八貫 葎上納高

但、長さ穂先懸て八尺以上之葎、根元より二尺上三尺繩を以候而指上申等。

右臺所嶋上納葎、今年より私共指上申度趣奉願候處、御付札を以被仰渡、新開たそくに茂罷成、難有被存候。然上者前々御定之通、右書上申員數、毎年十月よりすぐり立、翌年三月迄之内御用御手支なき様上納可仕候。且又年により葎出劣、右之尺に合不申候はゞ、百貫に付十貫宛相増、穂先懸て七尺以上之葎上納可仕候。爲其御付札書付寫繼立、御請上之申候、以上。

享保十六年二月

若杉村 八郎兵衛

今江村 源 助

御改作御奉行所

三月朔日。金澤小立野に火災あり。

〔政隣記〕

三月朔日金澤小立野大火事、巳の刻一本松がけ下た前田大炊家來宅より出火。天徳院下馬左右、如來寺并番所、經王寺門番所・鐘堂、波着寺御預之八幡宮共、寺院十一ヶ所、山伏等二十軒、土藏廿一六軒、頭以上九軒、平士八十一軒、與力十四軒、御歩二百三十六軒、足輕・坊主・小者、外陪臣・町家等都合千參百十一軒餘。土藏前記之通。百々女鬼橋燒失申。中刻鎮火。一、右頭分以上と有之内、人持組永原式部・永原大學、頭分者永原勘左衛門・永原治左衛門・永原權左衛門・松尾縫殿也。右火事に而死人男二人・女二人。

一、同月廿九日、佐藤久右衛門今度類焼に付假小屋建有之處、今日出火燒失。四月廿二日與力上條彌次右衛門假小屋よりも出火燒失。

一、五月朔日右類焼之與力士七石宛、坊主・小頭等五石宛、足輕三石宛、小者一石宛依願御貸米被仰付、町方之内にも御貸米被仰付。且類焼人役・出銀御延上納。永原式部家造出

役出銀は役銀と出銀

來迄、火消役御免許之事。

〔御年表〕

- 一、三月朔日金澤小立野一本松がけ下より出火。
- 一、天徳院下馬左右腰懸。 一、如來寺并番所。
- 一、經王寺門番所・鐘堂。 一、波着寺御預之八幡宮共。
- 一、寺十一、内三ヶ寺禪、二ヶ寺眞言、六ヶ寺一向。
- 棟岳寺 眞行寺 慶恩寺 波着寺
- 岩倉寺 等願寺 永順寺 仰西寺
- 實成坊 長周寺 獻珠寺
- 山伏二十軒
- 一、門前家二百六十七軒、内百三十七軒支配違。
- 一、地子町家數六百四十軒、内二百九十二軒支配違。
- 一、土藏五つ。 一、どぶめき橋一つ。
- 一、町番小屋十。 一、頭分六軒。
- 一、九軒平士。 一、與力八十一軒。

- 一、御歩並十四軒。 一、坊主八軒。
- 一、足輕二百十六軒。 一、小者十二軒。
- 一、又家中二十軒。
- 一、千三百十一軒燒。町番所一ヶ所、廿一土藏、四人死人男二人・女二人。
- 一、當朔日類燒之與力士へ七石充、外於御林山。坊主小頭等は五石宛、
廿三本。松木廿本。御歩並は五石宛、外於御林山。坊主小頭等は五石宛、
廿三本。松木廿本。足輕は三石宛、小者は一石充、願之通御貨米被仰付。町奉行支配にも御貨渡被仰付。

〔聞書〕

一、享保十六年辛亥三月朔日朝四時過、小立野一本松に而前田大炊家來足輕平田十兵衛宅より出火。折節風強、段々燒募り小立野へ出、七八町四方燒失、家數千三百七十三軒、同日七半時鎮る。天徳院惣門迄、如來寺表門迄、此外寺御坊略之。松尾縫殿・永原左京・與力町不殘、永原大學・永原權左衛門此外侍家略之。山崎庄兵衛は不思議に殘る。割場支配、足輕小頭共人數九十四人、同小者・小頭共九十六人、都合百九十人。

三月。米價大に下落す。

〔聞書〕

一、同年春三月下行米御召米直段左に記。

廿二匁二分六厘五毛 小松藏

廿一匁七分五厘 寺井藏

廿三匁 金澤堂形

但石動は石十九匁と云。

石には如此也。三月九日より同十一日迄之直段大下りく。

右之通に付而、知行被下人々は勿論、下行取不興なり。

三月。家中諸士に命じて儉約を勵行せしむ。

〔典制彙纂〕

今般從公儀、別紙寫之通萬石以下御旗本の儉約之儀被仰渡候。就夫御家中之面々儉約之儀者、去々年被仰出之趣委細書立を以申渡置候。公儀表さへ右之趣候得者、御家中之人々猶更先達而申渡候通嚴重相守可申候。衣服之儀は、歴々之面々たりとも烏類又は綿布勝手次第着用可仕候。輕きものごもは、佳節朔望に而茂、烏類・綿布勝手次第着用尤候。向後江戸表に而も御國之通相心得、龜服を用可申候。惣而之儀、歴々之人々急度相愼候者、末々者おのづから相縮可申候條、頭・支配人得其意、夫々指引可仕旨被仰出候事。

亥三月

右前田勘解由・玉井市正より到來之紙面寫指越被申候條、被得其意、組・支配可被申渡候事。公儀より出申御書付には、三ヶ年可相守旨在之候得共、御家中之儀者、其所に無差別申渡候様にと被仰出候旨、右兩人より申來候。
一、於江戸被仰出候通、去々年委細以書立申渡候處、次第忽せに罷成候條、急度可被申渡事。右之趣被得其意、組・支配之人々わ可申渡候。且復組等之内裁許有之面々にも、是又可被申候、以上。

四月六日

本多安房守 印

四月朔日。幕府諸侯に命じ江戸・大阪に於いて買米を實行せしむ。

〔政隣記〕

四月朔日松平左近將監殿より聞番被招呼、左之御書立御渡。

米穀下直に付、公儀に而買上米多被仰付候。廿萬石以上之面々も、於江戸・大阪買米被申付候様可有留意候。時節之事者追而可相達候。買米致方之儀者、大岡越前守・駒木根肥後守・稻生下野守内わ可被承合候。

四月

〔政隣記〕

近年米至而卑し、國主以下諸士及難儀、御旗本方困窮也。是者江戸參勤、享保七年より半年詰に相成、東國の廻米少く、自分諸國に米多ゆゑ共云へり。依之歎、去年被仰出御大名方、跡々之通一ヶ年詰、御上米にも不及段被仰出候得共、今年春も米下直に付、三月末に江戸町々米賣買之者共藏に封を付点檢被仰付、四月初米以外高貴に相成。

四月十八日。前田重熙江戸駒込の富士社に參詣す。

〔政隣記〕

四月十八日、龜次郎殿茶屋町富士の御宮參、四時過御出、直に御中邸に被爲入、八半時頃御歸。於御中邸從預玄院様、御供中の御雜煮・御酒、其上御料理被下、御祝儀物も被下之。騎馬御供御近習頭中村治右衛門、御用人湯原甚右衛門、御宮御待請御近習頭野村七兵衛。右に付龜次郎殿の御時服二重・干鯛一箱、御近習頭坂井甚右衛門御使に而被進之。右御祝赤飯等、年寄中新番通ひ、御近習頭等坊主かよひ、御次向平士も頂戴被仰付。

五月廿六日。前田吉徳の側室某歿す。

〔政隣記〕

五月廿六日御産婦之方御臨月之處、今日御流産之上死去。龜次郎殿御母公に而、御産婦之方と稱し申候。依之御前三日御遠慮、御登城者五日御扣之筈。龜次郎殿御母儀与御届有之候。

茶屋町は江戸駒込

夫に付人々心得も可有之儀、急度觸申譯に而者無之由、前田勘解由殿御申候由、頭々の御横目より申來。六月二日駒込於長光寺葬之。朔日・二日於同寺、從龜次郎殿中陰御茶湯有之。心鏡院殿与被號。右兩日并四十九日・百ヶ日、御近習頭并奥御横目一人宛代々相詰。三日より謠杯諷申心得之由、勘解由殿御横目迄御申聞之由頭々の申來。

〔遠田日記〕

一、廿六日龜次郎様御袋之方懷孕、來月臨月之處、先日も腹痛在之候而被催様に在之處、追付宜、又夜前より疝氣之様に服痛在之、晝頃より彌催之躰之由。八時少過御生産之所、御胎死与申に而は無之候へ共、いまだ御形躰も全く無御座候故、早御死去被遊候。御産婦崩血之症、無程死去在之候。

一、右御流産御穢五日に而も、其上御産婦死去、御子様御出生之御産婦に付、三日御遠慮之趣に付、其段御用番の明日御届在之筈也。

一、廿七日御産婦宗旨親元に被居候時分浄土宗に在之候處、近年日蓮宗に改宗在之、いまだ寺も不被相極候。依而最初之寺、親元鐫木内膳方へ、河内山半左衛門等より紙面を以此段申達、寺へ届有之、構無之哉之旨申遣候處、寺より返書構無之旨申來候。夫故長元寺へ相移可申旨に達御聽に候事。

一、廿八日御産婦之方今夕葬送、寺長元寺、暮六時被相移。尤御代香と申に而は無之候へ共、到而御内々に而河内山半左衛門御香持參焼香す。自分之焼香候様に相勤候様に申談す。

五月廿七日。本多安房守の用人大津重郎左衛門、足輕木村久平の爲に害せらる。

〔浚新秘策〕

一、辛亥五月廿七日晝前、安房守殿用人大津重郎左衛門、本役徒頭兼帶算用人二百五十石。上屋敷用人之詰所當番に付一人相詰、諸場より之書付等見届罷在候處に、茶堂附相勤候足輕木村久平と申者、刀を密に携へ罷越、入口之戸を閉候て、入口に立置候屏風之陰にて刀を拔ねらひ寄、常々之儀覺候哉と聲をかけ、重郎左衛門右之手を切候。脈所半分計切候。重郎左衛門脇指半程抜かけ候所に、二の刀にて首を打落し、尸に向ひ段々存寄を高聲に申候。右用人詰所奥へ近く候故、近邊に人無之候。近習横目役平野幸左衛門と申者承付罷越候所、戸閉有之。引あけ見候へば、右之通戸に向ひ存寄申述候に付、如何之儀仕候哉と相尋候處、拙子儀亂心にては無之候。御爲に仕事に候間、疎忽不仕様に申候。先座を引立、外へ召連罷越候所、御酒一つ可被下旨呼はり候。人を害し御酒給可申とは如何之儀申哉と叱候所に、御爲に不可然ものと存切殺し、御家中一統に可喜候。然れば御酒可被下事と申候由。其所へ家老以下役人共立合、段々途吟味、

拙子は青地
藤太夫

口狀書爲致候。書置等は無之候。扱口狀書之趣は、私儀大津重郎左衛門の、代々意趣遺恨は無御座候。第一御爲又は御家中之爲と存打果申候。其子細者、去暮御勝手御不如意之旨にて、中小將以下末々に給銀不相渡候に付、飢に臨申者も有之、私も已に今朝一飯も不被下候。ケ様之事皆重郎左衛門一人之所爲と存候。御家老其外役人中も有之候所に、重郎左衛門一人迄ケ様之事存寄、御前にも直に申上候事と奉存候。依之如此仕候旨に候。其外横目共の申聞候而書附置候趣にて、大様此趣に候。本多主水、同伊織、且又溝口太左衛門及拙子も其當座に罷越候處、安房守殿右口狀書并横目中書附、いづれも一覽仕候様に被申聞候。其上にて被仰聞候は、足輕式殊役所の忍入、ねらひ切に仕候事不届至極に候故、即時に殺害も可申付儀に候へ共、此者老母有之、妻子も有之者に候所、ケ様之大儀を存立、しかも拙子爲と存仕候旨申立候へば、とくと詮議も極め、吟味之上に如何様共落着可申付儀と存候故、先其頭佐藤甚太夫の預け置可申と存候。牢舍も可申付者に候得共、假初ながら忠節之様に申立候者には、實否不相極内は牢舍も如何敷候。旁如此可申付哉と存候。亂心同事仕形も有之候得とも、實は亂心に而も無之候。扱重郎左衛門儀は、各御存知之趣、其節示談にも及申候。終に無之儀ながら不及是非申付候。其外儉約等之儀、不殘家老共・用人・算用奉行等へ申渡、一々詮議之上に申渡候。第一拙子家督之砌より、詰役所等役人共申渡置候者、近習心安召使候者共にても、

都て押立候用事を口上にて申渡候事は有之間敷候。すきに自筆を以可申渡候間、其心得可仕旨申聞、今以其格違不申。ケ様之仕合故、重郎左衛門一人之料簡を以取計申儀は罷成不申候。扱又内々を以重郎左衛門を迄信用仕諸用申付儀、且又傍輩中のさへなど申儀は一向無之もの、其段は誓言を以主水殿へ申上候。却而此者給銀延引仕候儀を事外苦に仕、借用之道も可有之候、何とぞ才覺も相調候様に仕度候旨は兩度申聞候。如此には御座候得共、雙方共に吟味仕、決定之上に落着之儀御示談可及旨被仰聞候。御年寄衆へは、廿七日晚景太左衛門を以有増被仰達候。翌日より段々久平手前被相尋、目附・大目附并其頭、終には家老ども直に承届候處、申所何之證跡も無之、只不料簡にて一圖に重郎左衛門一人にて仕候儀とのみ存寄候。一味同心之者有之候にても無之、被頼候て存立候儀にても無之候。若勝手困窮無爲形存立候哉与、老母・妻・子等へも相尋候所、不勝手にて少々借銀は候得共、今日難過仕形にては無之、家財等相應よりも宜敷所持仕、衣類等は舅方へ預け置候。廿七日食も不仕罷出候と申儀は偽と相聞え候。依之家老以下重立候役人共存寄は、久平并重郎左衛門手前之儀、人々存寄人別に書付を取立、拙子共へも不殘爲御見被成候。早速殺害も可有之儀に候所、五月廿六日於江戸、中將様御召使之女中小産御胎死之後、其女中病死に付、龜次郎殿御忌中同事之儀に付遠慮可然旨にて延引。依之久平預り人手前より揚屋へ入置、八月六日殺害被申付候事。

六月六日。能美郡吉原釜屋村の荷物改役人の勤務に關して令す。

〔日 曆〕

吉原釜屋村荷物改役人勤方覺

- 一、一人宛毎日晝之内番所々相詰可申事。
- 一、船積荷物津出津人之砌、早速罷出荷物改可申候。右荷物改に罷出候跡、番所明き申儀不苦事。

- 一、何品によらず荷物指通り候者、改所々不相越、直に相廻り候躰程遠く見付候はゞ、則刻罷出見届可申候。右見届罷越、跡明き申儀不苦事。
- 一、夜中は前々之通り、改人宅より罷出、濱筋相廻り縮り可仕事。
- 一、當番之者食事之儀、爲持給候歟、又は人々宅に給に罷越し、其代り人相立置可罷越事。右之趣遂詮議、今般相改申候條、令承知、改番所明き不申、急度相守候様に夫々可申渡候、以上。

亥六月六日

林源太左衛門 印
關屋佐左衛門 印
犬丸村 太右衛門

此御紙面、享保十六年亥十月吉原釜屋村荷物改人共御渡被成候處、今般盜賊改方御奉行坂野帶刀左衛門殿より、所々荷物改所先年より相渡り居申定書寫指出可申旨、一統被仰渡に付、改所有之御定書相しらべ候處、右吉原釜屋村に相渡り居申御定書、外之改所には相渡り不申候哉相見不申候。

未は寶曆元年なり

改作所

諸郡

六月晦日。家中の諸士に各自の由緒一類附帳を上る。

〔政隣記〕

六月晦日、御家中面々由緒一類附帳御用候間、増減改之、御歩並に而も遺書指上候者は、人別一冊宛之帳面、今日之日付に而可差出旨、五月廿九日御用番奥村内記殿被仰渡、一統今日切に上之。

六月。藏宿の取締方に付改善の方法を議す。

〔郡方古例集〕

所々藏宿共邪に利欲に迷ひ、手廻給人預り米拂方相濟候切手を質入致、米切手又者銀子等借り請、七月に至濟證文取申時節に者外より銀子借り替、右質屋手前相濟切手受出し、濟證文

是月は大盡なり

切手直段の次下直脱か

當前之家風以下本のま

取、不埒之品不相知様に仕、翌年に至及拂米、切手を質入にいたし、銀子借り出、前年借り替置候銀主に返濟いたし候。ケ様にくりくりにいたし候内、米直段上り下り之くるひにて浮沈有之、畢竟不仕合相續き、借銀高に罷成、取揃成兼候得ば、藏拂指つかへ、渡り方も募々敷無之、又者渡り方之間を合申ため、密々平米買替相渡申品も有之様子に而、旁以米買人相泥、おのづから右之族成所々は、切手直段に罷成、曾而給人のために不罷成候。其上ケ様に成行、必至与藏拂指支、又質入之切手請出し兼、無了簡手を開及騒動に、大勢之難儀に成候。尤當時身上宜敷ものにて、賣買之家業に付、身上之浮沈不珍儀に候得者、當前之家風曾而頼に罷成棒を以手薄く成候得者、結句ケ様成厚き身上柄之者は、脇より常々心を不付候に付、手を開申節は都而莫大之及銀高に申品可有之候。然者當時身上之厚薄に限申事に而無之、都而藏宿手前縮方嚴重に申付、難澁之品出来不申候得者、給人之爲にも宜敷、且又大勢難儀之筋も相止可申候。此上たとへ萬一不埒成儀出来候而も、左之通縮方申付候は、其年限及露顯申に付、一端之輕き儀に而、過分之引負等出来仕間敷候。依之存寄之趣左に書記候。

一、米買人藏宿方に切手致持參候は、給人預り米高并判印見合、相違無之候者、其趣支配之十村に充所に藏宿致副書付、切手与一所に相渡可申候。左候は、買人取、十村方へ持參可申、則十村方に而右添書付取置、拂方相濟与申文字を印に彫、十村方に致所持罷在、其印を

右持參仕切手之裏に押可相渡候。其上に而藏宿切手請取、米藏出いたし候様に可申付候。
一、濟證文毎年八月十五日切に取揃可指出候。自然其節藏拂相濟不申、殘米在之候者、何十何石何之誰、何十何石何之誰、何百何十石、右誰組藏宿何村誰預り米之内、米藏拂相濟不申候に付、誰々罷出有米員數相違無御座与、十村添書付相認取揃申、濟證文と一所に可指出候。

易本のま、
手度本のま

一、十村右之通残り米相改申上者、龜抹儀在之間敷候得共、今般縮方易嚴重に可申付候。依之兩御郡之内に而役人兩人相立、誓詞申付置、濟證文指出候以後、右役人手度、藏宿何村誰、何村誰方に未拂方相濟不申、残り米可有之候間、其方共罷出、有無員數見届、一藏切に米高書記可指出旨申付、畢竟役人共書出候表と、先達而十村指出置候添書付米高与見合可申候。且又役人折々相廻、右残り米拂方承届、在米与渡り方切手引合、藏勘定可仕候。
一、右役人所々相廻り候造用失脚、是又爲骨折、藏宿預り米一石に付三厘宛之圖りを以、應米高藏宿共より相渡可申候。
一、藏宿共只今迄每春給人中へ年禮相勤來候得共、右之通少々失脚も有之筋に候條、向後年禮に罷出候儀相止可申候。尤音信物等茂指止、書狀を以年禮可申通候。
右之通拙者共心付候趣に候條、面々遂熟覽、若指據申品有之候はゞ、觸紙面名書之所、指據

申趣有之段相記、追而書付を以可申開事。

亥 六 月

藏宿縮方之儀に付別紙書立指遣候條、面々致熟覽、指據申品無之候者、右書立之趣を以連判紙面早速可指出候。羽咋・鹿島兩御郡之儀者、向後改役人相立申趣に候得共、與郡之儀者藏宿數茂少、其上少米之儀、旁以別に改役人相立申に不及、其所々之肝煎爲加役相勤させ可申候。尤骨折銀等之儀、藏宿手前より及貪着申間敷候。當收納前最早間茂無之候間、遅々無之様に可相心得候。披見以後判形候而、早く先々相廻、落着より可相返候、以上。

享保十六年亥六月十六日

村井安左衛門 印
不破忠太夫 印

鳳至・珠洲兩御郡御扶持人・十村中

右御書立請左之通。

私共組下藏宿共御米請拂之儀に付、縮方之筋左に記奉願候。

一、御給人米買人、藏宿方御米切手致持參候はゞ、御給人預り米高并御判印見合、相違無御座候はゞ、其趣支配之十村宛所に而藏宿添書付いたし、右御米切手与一集に買人の相渡可申候。左候はゞ買人、十村方右御米切手并藏宿添書付共持參仕、則十村方に而右藏宿添書付

を受取置、御米切手に者拂方相濟と申文字を印に彫、十村方に所持仕罷在、其印を右御米切手之裏に押可相渡候。其上に而藏宿方へ右之裏印仕、御米切手請取、御米藏出仕候様に仕度奉存候。

一、濟證文毎年八月十五日切に取揃可指上候。自然其節御米拂相濟不申、残り米在之候はゞ、何十何石何の誰様、何十何石何之誰様、何百何十石、何村誰組藏宿何村誰預り米之内、未藏拂相濟不申候に付、肝煎誰罷出、有米員數見届、相違無御座候旨、十村添書付相認取揃申、濟御證文と一集に指上申度奉存候。

一、十村方に而右之通残り米相改候得者、藏宿手前龜抹成儀御座有間敷と奉存候。尤令般改方役人之儀者、其村々肝煎加役に被仰付、誓詞御申付可被下候。勿論濟御證文指上候以後残り米之儀、右役人罷出、藏宿何村誰方に未拂方相濟不申、残り米有之候間、其方罷出有米員數見届、一藏切に米高書記可指上候旨、御紙面を以被仰渡、畢竟役人共書出之表与、十村指出置申添書付之米高与、御見合被下候得ば、藏宿手前紛敷儀御座有間敷与奉存候。尤右役人折々相廻、藏宿手前残り米拂方承届、在米と渡り方切手引合、藏勘定仕候様に仕度奉存候。右之通被仰付被下候得者、藏宿共手前縮方宣敷可有御座与奉存候に付、書付を以奉願候、以上。

享保十六年七月

- 粟藏村 彦 丞
- 飯田村 七郎右衛門
- 馬場村 喜右衛門
- 宇出津村 源 五
- 稻舟村 新 七

村井安左衛門殿

不破忠太夫殿

先達而相願候所々藏宿縮方之儀可申渡候條、左様に可相心得候。給人拂米買留人、藏宿方に切手致持參、藏宿添書付を以、支配十村裏印取候趣に而者、米主及難澁、畢竟米直段等不宜、給人之爲に不能成候條、右之節藏宿有之所々肝煎・組合頭之内一人罷出、致相見米相渡、右拂切手を藏宿封じ候而、肝煎・組合頭に相渡、十村裏印取候様可申渡候。前々より之縮方、彌以入念龜抹之儀出來無之様可相心得候。藏拂相見人、藏宿有之所々之肝煎に申付、龜抹之儀在之候得者、相斷候様に誓詞申付候之間、得其意可申渡候。右肝煎邪欲之筋、又は改方致油斷候はゞ、早速可相斷候。右之縮方嚴重に夫々可申渡候。唯今迄申付置候趣、尤相違之儀無之候。披見以後判形候而、早々先々に相廻、落着より可相返候、以上。

享保十六亥十一月

七五二

村井安左衛門 印
不破忠太夫 印

栗藏村 彦 丞

飯田村 七郎右衛門

宇出津村 源 五

稻舟村 新 七

馬場村 喜右衛門

七月七日。前田吉徳幕府の用金借上の命を奉ず。

〔政隣記〕

七月七日御用御頼之細井佐次右衛門殿、昨今御出、御内用与云々。是者米下直に付、御召米被仰付候得共、御入用指支候故、金十五萬兩御借被遊、來年・來々年兩度に御返済可被遊との御儀。御受之御首尾も宜旨に而、今日當り御登城、御下に松平左近將監殿の御勤被遊候。八月廿八日右御用に付、京・大阪の御かね被遣候御用主付、組外御番頭長瀬五郎右衛門・御横目津田五左衛門に被仰付。右御かね九月より十月迄に、十九駄宛九度に被遣候筈に付、御馬廻・組外・定番御馬廻より二人宛指添、足輕都合三百廿人宰領之筈也。

七月二十日。羽咋郡一宮村に火災あり。

〔政隣記〕

今日廿日能州一宮、雷火に而三十六軒焼失之由告來。

七月廿七日。前田吉徳就封の暇を受く。

〔政隣記〕

七月廿七日上使御老中松平伊豆守殿を以御歸國御暇。從大納言様も上使安藤對馬守殿を以上意。從兩上様御拜領如御例。

七月廿八日。前田吉徳登營して就封の辭見す。

〔徳川實紀〕

七月廿八日月次なり。松平加賀守吉徳就封の暇給ふ。

〔政隣記〕

翌廿八日御登城御禮上意・御拜領、前田勘解由・玉井市正御目見拜領物等、都而前々之通。

八月五日。前田吉徳本郷邸に象を観る。

〔御年表〕

今月は七月なり

八月五日本郷御屋形へ象を引寄せられ御覽。是は文昭院殿御代より異國へ仰遣され、二・三年以來江戸へ到着、只今濱の御殿に居ると云。諸侯望の方は引寄見物ある也。御徒並以上望の者へは見物仰付らる。象の寸法高さ七尺四寸、胴太さ一丈三寸四步餘、前足三尺七寸餘、長さ一丈一尺。右今年七月廿一日改取尺。此以後次第に大に成由。

八月十六日。前田吉徳江戸を發して歸國の途に就く。

〔政隣記〕

八月十六日江戸御發駕、廿七日御歸城。御供市正并若年寄西尾隼人、一宿御跡前田勘解由也。御歸國御禮御使者青山將監、同日發足前々之通。

市正并玉井氏

八月十八日。石川郡泉野村の刑場を米泉村に移さんことを請ひて許さる。

〔前田貞直筆記〕

一、石川郡泉野村領町端に、先規より之礫場有之候得共、新家願之通被仰付候に付、みまんだ堂橋のあなた米泉村領に被仰付候様に仕度旨、林源太左衛門・關屋佐左衛門亥の八月十八日之紙面、算用場よりもつかへ申儀無之趣に付、願之通可申付旨、御用番御列押札に而之紙面入御覽、其通被仰付趣也。

九月。百姓の上納する米穀の仕上及び包装を完全にすべきを令す。

〔司農典〕

享保十五年御收納米、今年大阪爲御登米に罷成候處、去年納方不宜、薄實米・粉米・糶・粃等有之、御拂直段過分下直に有之由、大阪御役より申越候。米納方之儀、前々當場より定有之、則藏所々に御定之趣委細看板に書記懸置、其段相違無之筈に候處、近年猥に罷成、御收納米惡敷、剩百姓にも過分之費有之由に候。ケ様之儀、米納下代共之内私之筋より事起り申儀与相聞候に付、享保十一年別紙之通相觸置候處、于今不埒成儀有之躰故、御代官中にも油斷成儀に相聞候。右別紙之趣於不相守者、御改作御法にも背、其上件之通大阪表御拂直段、以之外下直に有之候而は、莫大之御損失に罷成、大切之儀に候條、今年より米撰方念を入、尤薄實米・粉米・糶・粃等無之様納可被申候。薄實米・粉米有之候得者、御詰米に罷成候而、薄實米より損早く、御廻米に罷成候而も減米多、旁以無際限御損失に罷成候事。

一、繩・俵等之拵も近年不宜内、去年者別而不宜旨、是亦大阪御役人より申越候。此儀も度々申觸候儀有之候故、不念之至に候事。

一、新川郡去御收納米、諸郡よりは別而納方不宜、薄實米・粉米・糶・粃等多有之、米撰惡敷、繩・俵等迄も不宜旨、右役人よりは又申越候。前にも申觸候通、新川米之儀於大阪表に御拂直段格別高直之所、近年加州米并川西米同事之直段に罷成候所に、又候哉去年格別下直之旨申

來候。左候得ば右之通米撰惡敷、納方等不宜故に候。畢竟下代共不心得に候條、嚴重可被申渡候事。

一、今年より代官中、御收納藏初より皆濟迄、御藏所へ罷出見届可被申候。相代官有之面々は、仲間代りに所々藏所へ罷出、右之趣嚴重可被相心得候事。

一、本役有之、兼役に御代官相勤被申面々は、數度相廻、納方見届、嚴重可被申付候事。

一、本役御代官に而、加役無之面々は、御收納藏初より皆濟迄、所々御藏所へ罷出、納方見届、紙面之通嚴重可被申付候。申入に不及候得共、御代官所々何日に罷越何日に罷歸候段、其度々以紙面當場へ可被及案内に候事。

一、御收納藏初前、繩・俵見本を見届相極置、皆濟迄違無之様可被申付候事。

一、御代官中一統半口米殘置、藏仕廻に組合代官相封附候砌、右半口米見届候様可被致候。但相代官面々は、右之趣嚴重可被相心得候事。

右之趣被得其意、納方之儀嚴重下代共可被申渡候。尤米撰様并繩・俵拵之儀、今年より別而念を入可申旨、百姓中へ急度可申付旨、諸郡十村共可被申渡候條、被致承知、油斷無之様可有支配候。猶更此度右之趣に相心得可被申候。若違背之下代共有之、御爲にも不罷成儀に百姓費之筋於有之に者、百姓共より直に夫々相斷候様申渡置候條、可被得其意候、以上。

辛亥九月

御算用場

諸代官中

右之趣諸代官中へ申渡候條、其方共尙更急度相守、尤手代共へも嚴重可申付者也。

辛亥九月

御算用場

諸郡御扶持人・平十村・新田裁許・山廻り共

〔司農典〕

覺

一、百姓御米斗り様之次第、斗榭之上米盛上、斗榭かたげ不申、其外斗様方便無之様に爲致候儀、古格之通有躰に爲斗可申事。

附り、升取之者人々米主に爲斗可申候。若米主斗候儀不得仕者有之候はゞ、其村之百姓に爲斗可申候。米斗杯与申立外之者を雇、藏所へ入申儀有之間敷候。此外老若男女共無用之者、一切藏所へ入申間敷旨堅可申渡候。

一、下代共米見届候時分、態与米をこぼし、目拂米与名付、下代共手前へ引受申儀相聞候。此儀は一向無之筈之事に候。目拂米と申ものは、斗立候米俵拵候時分、自然に少々充俵之目をくゞり候、米一石に付五勺歟七勺有之物之由に候。終日米爲斗、仕廻に集候得者、千石斗候前

に而は五斗歟目拂米有之候。くゞり申米に付、元來斗り米俵へ詰候内よりぬけ候と申筋に付、百姓人々へ返可申様も無之、於其藏所に右目拂米は拂立、代銀は諸方御土藏へ上申儀、前々より之格に候、是に事寄せ、下代共米見届候時分に、折敷之内より簸こぼし、又は百姓共俵を並置候處、折敷持廻り候而、一俵々々之處に而指を入簸こぼし、残り米箕ね入候時分も懸与こぼし、自ら敷筵之外にもこぼれ候様に仕成候。此米莫大有之由に候得共、其段百姓申立候得ば、宜米も悪敷様に申立、又は米可受取時節も、兎角百姓へ難澁を申達候故、無是非右損失之儀申立候儀も不仕、下代共存分之通に爲致候段無紛相聞。右存分之通猥に仕上は、古例より之格式に違候悪敷米に而も受取候段、是又無紛儀に候。向後米請取候時分改様之次第、左之通可被申渡候。

一、米善悪見届候時分、折敷へ米一升程宛入、簸出候時分下代共前に箕をあて置、箕之内に而簸たて、こぼれ米も箕之内へこぼれ候様にいたし、善悪途吟味候以後、折敷之内殘米箕之内簸出米共、百姓へ返可申事。

一、二枚とち斗筵之儀、前々より下代共方より相渡上筵を以、二枚とちにいたし、聊米筵之目を通し不申様仕等に候處、近年は至極之倉相成筵を以繼立、態与米通り候様仕立申由に候。向後如古例上筵指出、少も米ぬけ不申様可仕事。

一、斗り米俵へ入候時分、箕に而入候に付米こぼれ申由相聞候條、向後者籠に而じやうごを拵、斗り米俵へ詰候様十村代官共へ申渡、於右籠に者、代官共より指出候様に申渡候間、十村手前被聞合、各手前に而も右之通可被相心得候事。

一、別紙に相見候懸番之次第、彼是不埒に相聞候條、綿密に相心得候様可被申渡候事。

一、百姓共藏所々々へ米指出候而も、下代共請取申儀相滞候故、數日町宿に大分之米積置申由に候。此儀者寛文中之定書にも有之通、若火事等逢候はゞ、品六ヶ敷儀与相見申候。第一宿主之者与下代共申談、數日宿々に米を指置、宿賃銀其外百姓物入を懸、下代共宿主之德分に仕圖之由沙汰有之候。此段實正に候へ者、御改作御法に懸、急度曲事に可申付筋に候。彌向後聊無遲滞早速米納候様、下代共の嚴重可被申渡候事。

右之通急度可被申渡候。前條にも相記候通、相違之儀有之候はゞ、百姓より及注進に候様申付候。左候得者各不念に罷成儀に候間、嚴重被申渡尤に候、以上。

亥 九月

右之通侍・代官中へ申渡候條、其方共急度相守、手代共へも嚴重可申付者也。

亥 九月

御 算 用 場

諸郡御扶持人・平十村・山廻り・新田裁許・代官共

十月二日。能美郡辰口村に温泉を開かんことを請ふ。

〔加州郡方舊記〕

乍恐申上候。

一、能美郡辰口村領に温泉御座候に付、先年御當地町人奉願被爲仰付候所に、指水多出候而、水はき方便不得仕、成就不仕候由承及申候。今般私罷越見分仕、水はき工夫仕候に付、温泉に仕立申度奉願候。

一、温泉に仕立候はゞ、私儀彼地へ出村に罷出申度奉存候間、温泉之通り幅三十五間・長百間計、辰口村・湯屋村領之内御田地御渡可被下候。此内に而水はき取を掘、湯ざやを建申度奉存候。右御田地御年貢米之儀、御格之通差上可申候。右温泉奉願之通被爲仰付被下候はゞ、御運上銀毎年銀三枚宛差上可申、尤湯入人も多御座候はゞ、御運上銀相増指上可申候、以上。

享保十六年十月二日

河北郡淺野村 十兵衛

御所村 長次郎殿

右淺野村十兵衛書付出候に付上之申候、以上。

御所村 長次郎

林・關 屋殿

能美郡辰口村領温泉仕立申度旨、淺野村十兵衛願候に付、御年寄衆に相達候所、被達御聽、願候通被仰出候旨被仰渡候條、此段可申渡候。湯連上之儀、來子の年より毎年三枚宛指上、尤湯入人等多有之候はゞ、運上銀相増爲差上可申候、以上。

亥 十月

林・關 屋

御所村 長次郎

十月二十日。河北郡小坂村に於ける刑場の由來を上申す。

〔加州郡方舊記〕

就御尋申上候。

一、下口はりつけ場、五十ヶ年計以前は、百坂村領往還道際東の山手に御座候處、往還並松之脇往來に程近く御座候故、御家中御侍様方御難儀被爲成候。且又往來人も殊之外難儀仕由に而、金くさり橋之下河原に暫く被仰付候。然共此所者場所惡敷由に而、小坂村領山之根只今の所に御替被爲成候。年數五十ヶ年計由、小坂村年罷寄候者共申候、以上。

亥 十月 廿日

御所村 長次郎

林・關 屋殿

十月二十日。毛利助右衛門その兄太兵衛の爲に斬殺せらる。

加賀藩史料 第六編 享保十六年

下口は金澤のなり

〔政隣記〕

十月廿日定番御馬廻御番頭毛利助右衛門儀、致厄介置候兄太兵衛、昨夜助右衛門を切殺候旨、定番頭村上傳右衛門及御斷候に付、御横目檢使小寺市郎右衛門・樋口次郎右衛門被遣見届、太兵衛者一類に御預、廿四日より岡島内膳に御預。廿五日定番頭・御横目内膳宅に罷越御吟味有之、廿六日太兵衛親類遠慮被仰付。翌年二月廿七日より横山圖書に御預、同年閏五月廿一日於圖書宅切腹被仰付、定番頭二人・御横目二人出座見届之。遠慮之一類六月八日御免。

十一月十二日。大槻傳藏初めて能の仕舞を學ぶ。

〔政隣記〕

十一月十二日大槻傳藏、今日より諸橋權進に仕舞稽古初る。其外御居間方亂舞稽古、於御次被仰付。

十一月晦日。浪人梅村宗榮希有の高齡を以て歿す。

〔政隣記〕

前月晦日金澤荒町に居住する梅村宗榮と云者、百三十歳にて病死仕候。元和元年出生也。竹田市三郎殉死之時、介錯之手傳仕候者に付、竹田掃部より茂扶持とらする。去十三年以來從御上も御扶持米を被下置。附、元和元年出生に候得者百十七歳也。然れ共右宗榮は予政隣家

是月は大盡なり

前月は十一月なり

に代々召仕候、當時文化三年也梅村小十郎先祖也。外療を心得、應需施療、百三十一に而死与小十郎家之傳有。同人菩提寺卯辰日蓮宗蓮昌寺に左之通懸物、予一見之處、能筆壯強之筆勢也。

爲

あらたまの年たちかへるあしたよりまたるゝものはうぐひすのこゑ

百十七歳梅村宗榮翁書之在印

〔國事雜鈔〕

私共支配浪人梅村宗榮と申者、享保十三年九十歳に罷成候之旨肝煎及斷、同年より御扶持被下候事。

一、右宗榮儀、今年百十七歳に罷成候旨取沙汰在之に付難心得、肝煎を以様子爲承候處、成程今年百十七歳に罷成候。浪人に而手跡致指南罷在候故、極老と申候而は渡世に障り申儀共御座候故、數年歳を隠し罷在、享保四年本新保新町に家を持罷在候時分、組合より歳を改、百四歳之時八十歳と披露仕候。夫故今年九十三歳之圖りに候へ共、實は其節百四歳に而、今年百十七歳に罷成候由申候事。

一、宗榮儀竹田故市三郎家來に而、知行百二十石取罷在候。竹田五郎左衛門代迄相勤、其後致浪人候由之事。

一、宗榮儀私共宅に茂呼寄、様子見申候處、指而老衰仕躰も無御座、今以手跡等相調申候事。
 一、右之趣其身申分迄に而、外慥成證據無御座候。尤一家等茂無御座候。獨身に而相暮申候。
 竹田掃部方の茂内々に而承合候得ども、様子相知不申。市三郎以來五郎左衛門代迄相勤、延寶年中に暇出し候儀は、承傳候由に御座候事。

右紙面享保十六年九月朔日、町奉行御用番長屋將監二の御丸に持參、遠田勘右衛門迄相違す。但右宗榮儀、今年十一月晦日病死いたし候事。

〔温知齋漫録〕

梅村宗榮与申老人は、初作平と申候。作平父忠右衛門は、竹田市三郎殿家臣に而、知行百十石給、家老役相勤、慶長十九年大阪御陣之節市三郎殿に従ひ出陣仕。其後忠右衛門死去、遺知百十石作平相續、後に十石加増、百二十石給相勤候。市三郎殿追腹被成、二代目五郎左衛門殿代に所存之趣申立、一生浪人仕、有髪之法躰に罷成、名宗榮与改る。死去年號等、古き帳に享保十三年百十七歳に而死去与申候得共不詳。小堀殿日記抜書に而は、享保十六年百十七歳と有之。是本文ならば元和元年出生之人也。

一、荒井仙左衛門渡邊多宮殿給人、荒井作平の父也。先々代より荒町に久敷居住之家之由に而、先々代より承傳は、大阪御陣之節宗榮二十歳に而陣之旨、夫に付色々咄之儀共聞傳候儀を、仙左衛門より十太

夫に被咄候。慶長十九年二十歳なれば文祿四年出生之人、享保十六年は百三十七歳也。廿歳の相違也。萬治元年六十四歳、彼是不審多し。

一、調筆之一幅、蓮昌寺に先代より納置分は、

新玉の年立かへるあしたよりまたるゝものは鶯の聲

百六歳 梅村宗榮翁書

一、十太夫致所持候二幅共百十七歳齡付。

一、荒井仙左衛門所持之一幅は、老梅逢春開と云題に而和歌之由。菊池公御家臣田中和左衛門所持之一幅は、壽之字。荒町居住之町人室屋善兵衛も一幅所持、右何茂直に承る年齢不覺。右作平子梅村長兵衛、後改十郎左衛門、明暦二年津田先々故玄蕃殿に被呼出、近習相勤居。萬治三年津田故半丞殿別家被仰付候節、給知に被申付、右半丞殿附人に罷越、享保八年十一月致死去候。右長兵衛以來は、代々蓮昌寺に墓所致連續候。往古は蓮昌寺旦那に而は無之、致改葬候墓所之由承傳仕候。右宗榮牌名等無之は、合葬之内に而も有之哉、傳來不委。

一、宗榮より七代之孫當梅村十太夫幼名小十郎迄、代々知行四十石給附人に罷在候處、當主家先々代寺西故九左衛門秀一後改宗山より、同苗故七兵衛殿を以預所望故、玄蕃殿左近右衛門殿承知之上、文化九年七月被呼出、知行六十石給相勤候。右宗榮より當時迄荒々調上申候。小堀殿日

記拔書は、到來之儘懸御目申候間、御一覽之上早々御戻可被下候、以上。

五月十三日

十二月廿四日。深雪なるを以て道路の往來を安全にせしむ。

〔護國公年譜〕

一、十二月二十四日金澤深雪に而往來指間候間、道廣仕候様一統觸有之。且又來年頭禮二月へ掛可相勤旨、是又一統觸有之。

享保十七年

正月朔日。前田吉徳金澤城に元日の儀を行ふ。

〔護國公年譜〕

一、元日御規式御例之通。勝丸様當春初而御長袴被爲召、御禮被仰上。御居間書院。御太刀披露前田修理御家老役

一、當年禮、御年寄中を初、頭・支配わ茂、十五日以前は一向相勤申間敷旨、於御式臺諸頭御帳に付候時分、御横目申談有之。是は深雪故也。

正月四日。前田直躬金澤に於いて叙爵を命ぜらる。

〔政隣記〕

正月四日奥村故伊豫代諸大夫、御願之通舊臘廿三日被仰出候旨御飛脚今晝着。依之前田主税直躬叙爵被仰付、改土佐守に。江戸わ之御禮使番氏家内藏允八日に發足。七日出仕之面々わ御弘有之。右御祝儀、來月御用番奥村内匠わは同日、外年寄中わは深雪に付〔 〕迄之内勤候様、御横目を以被仰聞。

正月九日。追儼の儀を行ふ。

〔護國公年譜〕

一、正月九日追儼之御規式、會所奉行津田林左衛門のしめ、暮合前御本丸相仕廻、御次へ罷出、遠田勤右衛門御近習達御聽、同人誘引に而、暮六時頃御居間・同二の間・御居間書院・御膳所、夫より御表向御規式有之。御居間御規式之内、當番御近習頭等常服。御祝指上候時分、御給事人服紗小袖・布上下着。右御規式之内、御前御のしめ・御半上下被爲召候。御城方本多安房守・定番頭・同御番頭・御留守居物頭等、如例罷出、林左衛門御紋付御小袖一被下。於江戸も會所奉行此御規式勤。

正月十六日。大槻傳藏知行を加増せらる。

〔護國公年譜〕

一、正月十六日御加増百石大槻傳藏御小將組被仰付。奥小將御番頭支配御加増百石兒玉彌次組外被仰付。支配同上御加増五十石丸文太夫、御近邊數年全相勤候に付御加増被仰付、御小將組奥御納戸奉行被仰付。三浦二郎兵衛只今迄奥御納戸奉行に而組外。御大小將組被仰付候。

正月十六日。年寄奥村内記等に儉約方御用を命ず。

〔護國公年譜〕

一、正月十六日近年御勝手御指支に付、御儉約方御用、年寄奥村内記・前田修理御家老役・玉井市正上。

正月廿五日。徳川吉宗の前田吉徳に贈與したる鶴金澤に着す。

〔政隣記〕

正月廿五日御鷹之鶴、十九日宿次を以發、今日到來。御禮使御馬廻頭伊藤彦兵衛廿九日發足、二月十四日江戸着、廿八日登城御目見、拜領物有之。三月十九日歸着。右御披三月七日有之、出仕以上御料理被下、御能見物被仰付。御作法前々之通。

〔護國公年譜〕

一、三月七日當春御拜領之御鶴、今日御披に付、例月出仕以上之面々、於竹之間二汁五菜御料理被下之。御大小將新番御能見物被仰付、御能始前并相濟御目見被仰付候。熨斗目・半上下着用、六

時登城、暮前御能相濟。右御禮後登城并年寄中不殘勤之候。年寄中等は御居間書院に而御料理被下之、御前御出御挨拶被遊候。御近習頭前後勤無之、御用勤之、御席へ出御禮申上候。

正月。領内九十六歳以上の長壽者七人を算す。

〔田平氏雜記〕

享保十七年正月、本藩九十歳已上御扶持米被下候内、別而長壽之者如左。

九十九歳	能州珠洲郡笹島村百姓與十郎母	つ	る
九十七歳	同國鳳至郡總又百姓九右衛門母	い	わ
九十六歳	同國鹿島郡四柳村百姓與三郎母	と	ら
同	同國羽咋郡古江村百姓仁助母	い	わ
同	同國鳳至郡堀越村百姓權兵衛母	い	わ
同	同國珠洲郡熊谷村百姓仁助母	ふ	く
同	加州河北郡南森下村百姓頭振	吉	兵衛

二月廿五日。越中境奉行を命じ今後食祿八百石以上のもの五ヶ年交代たることを定む。

〔政隣記〕

二月廿五日越中境奉行、生駒八郎右衛門御馬頭被仰付。但向後は、八百石以上之者五ヶ年代に相極候由。境奉行者先奉行金森助右衛門六百石、御普請奉行に轉役被仰付。年頭御禮之節境奉行は、小知にても長袴着用、鳥目百疋献上仕候。御普請奉行者知行當り之御禮錢に而、長袴不相成。此儀に付僉議有之、助右衛門者一生長袴着用、鳥目百疋に而御禮申上候。依之右之通、向後八百石以上五年代に相成候由也。

三月。收納藏の米穀拂切となる後も尙代官の封印を施し置くべきを命ず。

〔司農典〕

所々御收納藏、御米拂切明藏に而も、戸前に代官切封附可申旨、先年申渡候處、今以其通仕者も有之、又鎖迄おろし置、封付不申者も有之候。一向鎖おろし不申、其儘に仕置候者も有之由に候。不縮成事不念千萬に候條、向後者御米出切、明申藏に而も、御代官中請取切に早速罷出、戸前に鎖おろし封付置可申候。尤藏人にも申渡、是又爲封付置、戸前に代官誰封明藏と名札に記置可申候。且又人々裁許米段々御拂切に成、明藏に成候共、右之趣に封付置可申候。若是以後不縮成儀有之候はゞ、可爲不念候事。

一、御收納之砌、藏廻申付置十村共、是以後御藏所へ折々相廻、明藏封付候儀見届、若封無

請取切に本の儘

之明藏有之候はゞ、急度御藏番人相改、様子委敷可有注進候、以上。

享和十七子年三月

改作奉行

諸郡御扶持人・十村等御代官中

四月八日。十村等石川郡泉村の刑場移轉に伴ふ納租に關し意見を上る。

〔加州郡方舊記〕

石川郡泉村領上口御仕置場近邊、家出來仕候處程近く罷成、人家之者共迷惑仕候故、場所を末に送り、米泉村領に被仰付候様、先達而泉村より奉願上置候。然者替地之趣如何可被仰付候哉、僉議仕可申上旨被仰渡候。末に送り、泉村領に付替地之所引地に被仰付、只今迄之場所者、家出來次第、所免を以御納所相勤可申儀と、私共僉議仕候。引高之儀難被仰付候はゞ、地送りに可被仰付候哉と奉存候、以上。

子四月八日

田井父子 村井 野々市
四人連名

御改作御奉行所

四月十二日。前田吉徳の女喜代姫江戸に生る。

〔政隣記〕

加賀藩史料 第六編 享保十七年

享保十七年八月十八日
参照 上口は金澤の
泉村は米泉村歟

四月十二日於江戸御廣式御姫様御出生、御名喜代姫様与預玄院様より被進。産婦之方翌十三日死去、於廣徳寺葬、被號清月院殿与。鳴物等之遠慮、急度相觸儀に而は無之、人々心得可有之事と御横目所より通達有之。同月廿日より不及其儀旨、前田將監被申候由、是又同所より申談。

四月廿一日。喜代姫生れしを以て奥村温良に命じて墓目の儀を行はしむ。

〔政隣記〕

四月廿一日御姫様御誕生に付、墓目之御規式奥村内匠温良に被仰付。今日於私宅相勤、七時登城、御矢三本箱入被上之。追付御居間書院に御上下に而御出、御意有之。御腰物御家老役持出被下之。御次は退、帶之罷出御禮、御取合御家老。畢而御奥書院下段に而御吸物・御酒、御家老役相伴に而被下之。御給事新番。御意之趣、遠田勘右衛門布上下着用罷出申述。右席に懸候人々迄布上下、御刀持且御近習頭常服。

四月廿九日。徳川家繼の十七回忌に當るを以て法會を金澤如來寺に行はしむ。

〔護國公年譜〕

一、四月二十九日有章院様十七回御忌に付、於如來寺今日一日御法事御執行。奉行奥村内匠。於江戸は増上寺に而、四月二十五日より二十八日迄御法事有之。爲伺御機嫌、同二十五日公方様へ胡麻餅一箱御献上。二十九日には増上寺へ御成被遊。供奉豫參諸大名、前々之通御香奠御献上、御使組頭。五月朔日月次出仕之時、御法事相濟候儀一統被仰述。分而惣出仕は無之御事。四月。前田吉徳命じて前侯の發布したる法規命令等一切の書類を提出せしむ。

〔政隣記〕

一、今月於金澤、御先代御定書等、其外被仰出之品、御親翰又は相伺候品、被仰出等之趣、惣而御心得にも被爲成候品、委細相しらべ、御親翰は封之可上之候。其外留帳等之内、自分覺書に致置候儀にても、御扣も御座候間、御見合可被返下候間、不苦品之分者、其儘差上可申候。御軍役等之品は、猶更御用に候間、同役中申談、追而可差上旨、諸頭は遠田勘右衛門申渡有之。追々帳面に仕立上之候事。

五月廿八日。金澤附近の道橋方の處務規程を上申す。

〔金澤廻道橋方毎日罷出勤方帳〕

一、御參勤被遊候御往來御道筋御用、兩人共罷出相勤申候。御寺方御參詣被遊候節者、一人罷出相勤申候。

一、備後守様御往來被遊候節、并御寺方御參詣被遊候節、御道筋一人罷出相勤申候。他國衆往來之節茂罷出相勤申候。

一、惣構御堀之内水指搦申候節、草取とうじ仕候。水指搦不申様、度々大工棟梁・杖突相廻申候。御普請仕候時分、私共罷出相勤申候。

一、惣構竹卷仕候節、町夫請取、竹卷秋中に仕候。御徒中又者與力にて茂、加人に罷出申候。町足輕四人請取申候。春ほごき申候節者、町足輕出申候。

一、惣構土居屋敷相渡申候節者、御普請御奉行衆被罷出候時分、惣構境相見に私共罷出申候。御堀淵境土居境之儀茂、見分に罷出申候。

一、惣構枯竹并人家にあやうき木御座候得者、爲伐申候。道橋破損修理御用に相立申候。御用に無御座分御普請會所、ひゞり竹御作事所、非人小屋に相渡申候。

一、惣構并道橋破損修理仕候節、私共兩人罷出御普請申付候。少之繕、并役所迄に而大工・木挽・人足召仕申候節者、一人宛罷出相勤申候。惣構道橋、常々棟梁大工・杖突相廻申候。

一、大水・火事之節、不依晝夜兩人共に役所に罷出申候。往來難成所承付次第早速罷越、往來

竹卷とは雪害を除く爲に十竿を繩にて結束するをいふ
淵は縁なり

指搦不申様に申付候。下役人不殘指出申候。

一、惣構竹御作事所爲御用受取可申旨申來候節、御作事所より切手次第に何時に而茂爲伐相渡申候。見分に私共罷出申候。

一、公儀御普請橋并橋臺、往來惣水樋、所々御堀淵惣水樋、江溝橋、用水川筋川除修理仕候。才川・淺野川々除并橋指除、往來先行拔之所道橋共修理仕候。二町・三町先行留之所者、御材木被下、人足并外入用分其町より出、自分自分に仕候。所により往來行拔之所に而茂、先格より普請に仕來候所茂御座候。其所より願之品有之候而、御僉議之上公儀御普請に相極候得者、町御奉行衆より押紙面請申候。

一、割場小者一人請取置、役所并御普請所小遣に召仕申候。小者無御座候時分者、役人又者日用に而茂、割場より相渡次第請取置、誓詞役所に而申付候。

一、町足輕一人、町會所より請取置申候。

一、町夫三人割場より請取、役所・御普請所杖突、御道具番人、釘遣申付候。町會所に而誓詞仕候。私共役所に而茂申付候。

一、御材木并鐵物・荒物品々、御作事所より私共切手に、町御奉行衆裏書取、御添印申請、御用次第に渡奉行より請取申候。

先格よりの次に町字脱

- 一、御普請御道具品々、割場御道具渡所、私共切手に御添印申請候。普請申請取召仕申候。御用相濟次第返上仕候。
- 一、持籠、割場御道具渡所、私共切手に町奉行衆裏書御添印申請、御用次第請取申候。
- 一、土・砂利・栗石、爲御用買上申候節者、毎年町會所に而御定直段買上申候。代銀賣上人切手に私共奥書仕、町御奉行衆裏書御添印申請、賣上人、過料銀に而爲請取申候。過料銀無御座候節者、小拂に而爲請取申候。
- 一、棟梁大工一人、町御奉行衆に相達、御作事所より請取置申候。誓詞御作事所に而仕候。私共役所に而茂申付置候。役所并御普請所々に御座候時分は、御作事所に申遣、大工・木挽御用次第に請取召仕申候。手間料銀之儀者、御作事所如御定、棟梁大工・同肝煎・木挽肝煎并大鋸肝煎請取、切手に私共奥書仕、町御奉行衆裏書御添印申請、過料銀無御座候節者、小拂銀に而爲請取申候。
- 一、道橋破損修理仕候取分、割場小者并役人受取御普請申付候。小者役人無御座候得者、日用人足請取御普請仕候。日用賃銀、日用頭切手に私共奥書仕、町御奉行衆裏書御添印申請、過料銀に而爲請取申候。過料銀無御座候節者、小拂銀に而爲請取申候。
- 一、金澤廻道橋往來、侍町并町屋之外、所により病人・死人等有之節、私共早速罷出見届、町奉行衆に相達、公事場檢使請、先々承届相渡申候。病人之儀者住所承届、先々相渡申候。非人跡之者に御座候得者、非人小屋に申遣相渡申候。
- 一、新道橋出來に付、私共相渡申候節、町御奉行衆より押紙面請取申候。新出來橋掛直之橋之節者、御作事所に相達、見圖請、御普請仕候。繕之橋者見圖請不申候。
- 一、料紙・筆墨・綠取、道橋方御用之時分、町會所より請取申候。
- 一、道橋方御入用帳、一年切に御檢約御奉行衆に指出申候。
- 一、道橋方御入用御算用帳、一年切に帳面に仕立、町奉行衆に奥書會所入帳、御作事所判帳、其外所々渡奉行より入切手請取、算用仕候。
- 一、御鷹野御行歩御出被遊候節者、棟梁大工・杖突指出申候。
- 一、道橋修理仕候節、古鐵御用に相立不申分、町會所に而入札に仕、拂代銀町會所に爲上之置、私共役所修理御用相立申候。

右金澤廻道橋方、私共勤方如此御座候、以上。

子五月廿八日

山田喜八郎 印判
三嶋伊太夫 印判

小堀左兵衛殿

五月。火消番の處務規程を修正す。

〔火消番勤方覺書〕

- 一、火消役被仰付即日、同役中の持案内廻狀遣候事。
- 但、組合之儀中の及示談候事。
- 一、役人之儀用意出來次第、同役中の廻狀遣候事。
- 但、組合之儀極、右廻狀に相調候事。
- 一、役人并組合之儀一紙に相調、御用番の使者を以紙面指出候事。
- 一、纏并長柄・持柄等之模様書記、役入以前紙面を以相達候歟、出仕之序有之節者致持參、御横目所の相達可申事。
- 一、同役中の案内使は、出馬時分相廻可申事。
- 一、火事場の罷出候節、於途中同役之先の乗抜候儀、先は可令遠慮候。併先の乗候者何ぞ故障有之、遅々の様子に見請候者無遠慮乗抜可申候。但先非番・跡當番に候者、相互に及斷、時分の可爲首尾次第事。
- 一、先達而同役之纏揚申家は、追而罷越候纏等、家大小によらず致遠慮揚申間敷候。併其

時分の首尾次第、双方纏奉行申談、纏等揚候儀は格別之事。

但、先達而纏揚置候而も、主人不能越内人數不足之内、人數召連罷出候主人指圖有之候はゞ、尤無違背任其旨、申談防可申事。

一、火事之節非番にて遅く罷出候歟、亦是取懸り可申處も無之候はゞ、先達而防居申同役之後の相扣罷在候節、防居申家の火移り手に合不申引候はゞ、其時之様子次第、次之家に罷在候者と申談防候而も可然事。

一、町續在郷出火之節、防可申候。町外れより少間有之在郷に而も、風筋惡敷町之方危候はゞ、主人は町端に相扣、人數迄にて茂遣打消可申事。

一、非番之内行歩に罷越候節、非番より罷出候程之火事有之候者、尤人數指出、近邊に相見え候同役中の申達、行歩に罷出候に付人數迄指出候、御指圖請申度旨可申達候。尤御横目中に茂、行歩に罷出候段可申達候事。

但、上下屋敷危火事に者、火本の人數不及指出候事。

一、御横目・御徒横目等無構階子の揚可申事。

但、雖爲同役之家來、主人より之使者格別、無左者相斷揚申間敷候。若不承分上り懸り候者、致其儘置、揚候上に而承届、主人又者役人等指圖致、相おろし可申事。

- 一、於御寺方御法事有之節は、春にも不限、御法事中、非番茂當番も同事に相心得可申事。但、櫓開きに不及事。
- 一、遠近に不限、御使に罷越候節、前後共に同役中不殘以廻狀案内之事。
- 一、煩指合等にて致役引候砌、助番入不申候時節は、引人より以紙面御用番并頭わ及斷、且同役致廻狀候。助番入申時分は、助先之者より御用番わ助番相勤候段、以紙面御案内申入候に付、引人より御用番わ之不及案内候事。
- 但、助先之者兼而相知居申、致役引候者より廻狀其方わ先達而相廻、名之下に助番勤候段相調候得者、追而助人より之不及廻狀候事。
- 一、忌引之時分、何日迄忌中、何日より可相勤旨、初度之廻狀に相調候得者、重而不及廻狀候。將又助番之廻狀者、助を勤候者より可致廻狀候事。
- 一、助番之儀は、輕重共に助先之者相勤可申事。
- 一、御寺方請取番之節、請取本役并御寺わ可及案内、尤御用番わ以紙面及相斷、同役可致廻狀候事。
- 一、持病者又は輕き痛等にて難致出仕候而も、役儀押而相勤候節は、其段同役中わ可相達候事。

一、先祖遠忌且又婚禮等に而助番相頼申候節、御用番わ不及案内候。同役可致廻狀事。右勤方帳面、元祿年中以來之覺書之趣を以致拔萃、今般同役九人示談之上加今案、大概如此相極候也。

享保十七五月

- 寺 西市 正
- 成瀬内藏助
- 前田 兵部
- 山崎庄兵衛
- 篠原縫殿
- 松平大膳
- 生駒監物
- 多賀典膳

閏五月十四日。大聖寺侯前田利章江戸城虎之門の修築を命ぜらる。

〔政隣記〕

閏五月十四日前日依御奉書、備後守様御登城之處、虎之御門御普請御手傳被仰付。廿二日より御普請始、十二月朔御引渡。但十一月朔日出來切。但御材木本庄御藏に御納、小屋不殘御

届有之御引拂。

右に付同月御時服十御拜領、御家人六人も殿中に被召出、白銀三十枚・御時服三・羽織一野口兵部、白銀二十枚・御時服等同斷宛菅谷平太夫・稻垣與右衛門、白銀十枚・御時服等同斷宛寺西甚左衛門・杉山勘右衛門・和田甚五右衛門に被下之。

但十月十四日増上寺に御成之節、御普請場虎御門に備後守様御出被成御座候處、毎々罷出大儀之旨上意有之。御家來五人御目通に罷出候由、爲御吹聴御邸に御出。

閏五月廿一日。毛利太兵衛その弟を殺害したるを以て切腹を命ぜらる。

〔浚新秘策〕

毛利太兵衛儀、享保十七年閏五月廿一日御預人横山圖書宅にて切腹被仰付。檢使は定番頭村上傳右衛門・黒坂吉左衛門、御横目樋口次郎右衛門・板野藏人罷越候。太兵衛に被仰渡候趣左之通。

毛利太兵衛に可申渡趣

毛利太兵衛

太兵衛儀、弟助右衛門に異見を加へ候處、承引難仕旨にて、うしろに有之脇刺を帶し手向申體に付、切殺之段、先以助右衛門儀は御知行をも被下置、重き役儀をも被仰付置所、太兵衛

儀先年之首尾も有之、御勘氣之身として、殊助右衛門厄介に罷成居申儀に候へば、左様之處を存付候者、假令助右衛門切懸候とも、如何様にも仕押留可申所、理不盡に切殺候段、御上をも不憚、其上弟之儀に候得ば、不慈之至不届至極に被思召候。依之急度可被仰付候へ共、助右衛門仕形も不宜候に付、一等御宥免之趣を以切腹被仰付。

右御書立之寫

圖書宅庭上に假屋^{二間}を設け、白縁之疊敷之、白布之蒲團淺黄縁取之。太兵衛は下着白帷子、淺黄無紋之帷子、淺黄上下着用仕候。三方に天目水入之、又三方に小脇指、數珠相添出之候。介錯は給人大脇彌三丞相勤候。右介錯并給仕人共に、白帷子・淺黄上下着用勤之候。介錯人之側へ杉桶に水入出置候。其水を刀に灑ぎ候て首を打候よし。三方に數珠を添候事、刀に水を灑ぎ候事不承及儀に付記し置候。

辛亥は享保十六年

辛亥十月十九日暮過、定番御番頭毛利助右衛門を其兄太兵衛令殺害候。其首尾は、助右衛門儀妻へ對し立腹之筋有之、叱有之聲高に相聞候。太兵衛部屋にて承付、罷越候而制し留候。如何様之譯にて候哉、助右衛門を切殺し、近所之面々并不遁もの共へ、急用有之條可罷越旨、太兵衛より呼に差越候。助右衛門同役三宅平太左衛門、隣家に付早速罷越候。太兵衛致對面申聞候趣は、助右衛門儀拙子へ手向候故、致殺害候旨申候。其前家來共へ、弟として兄へ手

取もは捕も
なるべし

向候故打切候。指而替品にては無之候。驚申間敷候。食事可仕旨申間、湯漬三椀給申候旨。扱其頭村上傳右衛門・村中務罷越承届候所に、申間候は、助右衛門儀妻を叱申聲高候故、鎮めに罷出、色々申間候へ共止不申候。女童故左様に申候哉、男に向候ては左様には成申間敷と申間候へば、夫にて憤候哉、脇刺を扱懸手向候故、其儘に打切申候。取も可仕事と存候へ共、火燧・行燈等も有之、油斷仕候は、妻子共に障可申敷と存、右之仕合にて候旨申候。爲檢使、御横目小寺市郎右衛門・樋口次郎右衛門罷出候。手疵改候へば十ヶ所有之候。二間之内、こゝかしこと仕切倒候體に候。扱脇刺を改見候所、太兵衛申とは違、且而扱候様子無之、つめ木迄も其儘有之候。側には妻罷在、次に老女一人罷在、此外に人は無之候。妻は組外御番頭長瀬五郎右衛門娘に候。其夜中五郎右衛門宅へ引取申候。何方へも相届申趣は無之旨也。妻申趣も右同斷。但助右衛門脇刺扱懸候儀は見請不申候。側に有之候脇刺を取候てさし候儀は見申候。老女は肥太成もの、氣息喘れ、申譯も不相聞候旨也。太兵衛儀、二十年計前其兄毛利半太夫へ對し存念有之由、御當地を致出奔候て江戸へ罷越、淺草寺院之内へ入出家之望有之旨也。主僧より御屋敷へ及案内候。松雲院様御聽届被遊、助右衛門并毛利伊平太等被遣、御屋敷へ引取、助右衛門の差副御國へ御返し、一家中へ御預置被成候。亂心同前之仕形に付、世間も不爲致候。然所助右衛門近年自宅に引請、急度致養育之、實に亂心も不仕候故、願に

て公界も仕候様に罷成、僕一人相添、屹度兄あしらひに仕置候。然所此度之仕合に候。追而太兵衛は岡嶋内膳へ御預け被遊候。若助右衛門妻と密通之不義も候哉と、御吟味と申にては無之、内々を以詰問有之体に候得共、其体も無之由。拙子承及候趣は右之通りに候事。

六月三日。徳川吉宗驛使を以て前田吉徳の暑中の安を問ふ。

〔徳川實紀〕

六月三日、東叡・三縁兩山に御使して、檜重をつかはされ、暑中の御尋あり。松平加賀守吉徳には驛使もて尋させ給ふ。

六月廿四日。石川郡笠舞村にある非人小屋裁許與力の處務規程を上申す。

〔非人小屋裁許與力格帳〕

一、御小屋願罷越候者、病人・極老之者・懷婦・幼少者等者、様子見分仕、早速入申候。左様に茂無之、年若成者、達者相見え候へ者四五日見合、御小屋入人に申付候事。
一、非人小屋入人之儀、以前者毎日町中の足輕并非人之内相廻、非人・大病・飢人等吟味仕、入人に申付候。毎春御郡方者十村に申付、高持之親類有之者爲引取申候。町方之者は町會所に而吟味之上、ゆかり有之者は引取申候。但只今者足輕相渡不申に付、非人迄相廻申候事。
一、非人小屋數最前者四十五筋御座候。只今者二十七筋御座候。小屋并詰所・足輕番所等、都

懷婦は妊婦
なるべし

而御修葺之儀、御作事所に申遣被修理候事。

一、惣構下苧竹請取、小屋廻垣爲結申候。竹不足之時分者、御作事所に申遣致修理候事。
一、古着物、毎年十一月太布帷子、毎年五月御算用場より請取相渡申候。近年者太布帷子者、役儀爲相勤候者迄被下候事。

年來は年頃

一、非人小屋に罷在候もの共、飯米男者一日二合半、女者一合八勺宛被下候。幼少之者年來に應高下御座候。且又於非人小屋役掛り之者共之儀者、飯米段々高下御座候。普請等に召仕候節者、晝飯たべさせ申候事。

一、他國者病人等入置候節は、男一日五合、女一日二合五勺被下候事。右飯米堂形御藏より、私共通を以請取、町人に相渡爲搦申候。先年は非人小屋にて爲搦申候得共、搦減多御座候に付、其段先御奉行に及御斷、近年町人に爲搦申候。明儀者小屋入用に仕候處、近年御詮議之上搦減米減候に付、明儀、繩共に搦屋に相渡申候事。

一、鹽、宮腰御藏より請取、一人に一日一勺五才宛相渡申候事。

一、五斗味噌、一人に一日二勺五才宛相渡申候。右味噌町人請負責上申候。産婦或者大病人有之刻者、本味噌少々宛被下候事。

一、薪、町人之内請負責上申候。一人に一日柴二百目宛、十一月より二月迄者二百五十目宛

相渡申候事。

一、私共相詰候處、燒炭爐一つ分、油行燈一つ分、如御定御薪所より請取申候事。

一、非人之内、御家中之面々被下人に願申者御座候得者、幾人に而茂遣申候。去共病氣に罷成、先より相返候得者小屋に入置申候。惣而達者に相見え候非人者、出人申付候事。

一、小屋に而亂氣に罷成候非人者、小屋屋敷に板柵仕置入置申候。御郡方并町方共に、亂心躰之ゆかり無之者茂、各御指圖を以右柵へ入置申候事。

一、非人之内小屋より晝罷出、及暮申迄罷歸者者、欠落帳面に記置申候。一兩日過候而罷歸候者有之節者、様子見届、出人申附候儀茂御座候。出人欠落人共に、病氣に罷成、先に而及飢行倒有之者は、尤吟味仕、入人に申付候事。

一、捨子之儀、非人小屋廻又者介抱可仕者無之所に捨置申分者、小屋に入置申候。

一、非人之内職人有之、外より誂物等有之候得者、爲致細工候。畢竟出人に罷成候様申付候事。

一、惣非人共宗門之儀相改置候。去共言語不叶者、幼少之非人者、宗旨相知不申者茂御座候。非人之内死去仕候はゞ、且那寺に遣候様に仕度旨、常々相斷候者は、死去仕節寺より書付を取、死骸相渡申候事。

相の次渡字
脱敷

- 一、切支丹類族之者、非人躰に而ゆかり無之者、一圍に入置申候。且又江戸より參候流浪者は、惣非人並に入置申候事。
- 一、非人共小屋之門出入之儀、先年者其品吟味仕出候得共、近年者草履など賣に罷出候に付、小屋一筋に札二十枚相置、門出入爲仕候事。
- 一、非人小屋夜中火を爲燒不申候。去共病人には火爲燒申候事。
- 一、他國他領之非人送遣申時分、冬者着物一つ、夏者帷子一つ、簀・笠相渡遣申候品に候。路銀并新敷木綿着物・帶・股引・脚半・簀・笠相渡遣申儀茂御座候事。
- 一、先年非人共繩并すさ・苧かせ等所作仕候付、爲本銀御納戸銀十貫目請取、御郡打銀所御土藏に預置、年中少宛私共請取所作爲仕候。一年切に利潤之銀子指引、算用相極、本銀不殘右御土藏に預け置候。年々之利潤銀二十一貫五十二匁六分御座候に付、延寶九年其段御算用場御奉行・町御奉行へ相達、右本銀十貫目者御納戸に返上仕、利潤銀二十一貫五十二匁六分之内、十貫日本銀に除置、右御土藏に預置、殘銀は非人小屋入用拂方に仕、天和元年迄に拂切申候。右御土藏に預置候銀子、今以御郡方に御算用場より被貸渡、右利足銀之内に而、非人小屋入用之品々相調申候。於御算用場遂勘定申候事。
- 一、右之所作、足輕等之御費有之に付、其以後すさ迄所作仕候。右本銀之内を以、宮腰より

年數とある
は人數歟

- 附寄申候駄賃銀等に、すさ代銀を以本銀に相返申候。すさ賣兼申年者、右駄賃銀等不足之分者、小拂所より代銀相渡申候。すさ之儀茂、二十ヶ年計以前より相止申候。鹽駄賃之儀、當時小拂所より出申、右利足銀之内に而相渡申候事。
- 一、元祿十三年三月より、非人共自分仕苧かせ、松任町人買請申度旨相斷、爲運上銀二十枚年中兩度に出申に付、すさ拂代銀共非人小屋入用に仕、殘銀一貫九百七十九匁九厘、右御土藏に預置申候得共、段々非人小屋入用に取遣申候。且又只今苧かせ買請申者無御座候故、運上無之候事。
- 一、會所・町會所・御作事所より請取申候品々御座候得共、品多御座候に付書顯不申候事。
- 一、年中非人小屋御入用之儀、帳面に記、毎年御算用場に出之、遂勘定申候事。
- 一、非人相煩候節、町醫師之内被仰渡、療治申付候年數相改書上申候。御醫師之内罷出申儀茂御座候事。
- 一、毎度小屋々々相廻、非人數相改、毎月三度宛人高増減之趣書記、御算用場并町會所に出之申候事。
- 一、割場足輕先年者三十人請取、夫々役儀申付候得共、近年者二人に而相勤申候。非人之内書算茂仕者有之に付、見計役儀申付候事。

一、小遣小者先年者七人請取、夫々召仕候得共、近年者一人茂請取不申、非人之内に而相勤申候事。

右於非人小屋、前々より格に立申品々書上申候、以上。

壬子六月廿四日

小田傳太夫
松原新五右衛門
加藤七郎左衛門
土田孫左衛門
榊原市郎左衛門

横山兵庫殿

奥村彈正殿

松原善右衛門殿

小堀左兵衛殿

稻垣與三右衛門殿

右非人小屋裁許與力中、格に相立勤申品如斯御座候、以上。

稻垣與三右衛門

小堀左兵衛
松原善右衛門
奥村彈正
横山兵庫

七月二日。前田利政の百回忌法會を京都に行ふ。

〔護國公年譜〕

一、七月二日福昌院様百回御忌御法事、於京都執行に付、今日前田土佐守宅に御使者御馬廻頭和田采女、御香奠白銀五枚被遣之。

七月六日。前田吉徳金澤を發して參觀の途に就く。

〔政隣記〕

七月六日辰刻金澤御發駕、十四日上州松井田御泊之處、申之刻より大風雨、安中川・高崎川洪水。十五日松井田御逗留、同夜より水落、十六日朝御立、十八日未刻江戸御着。

但暑氣御尋之御奉書御禮使、御馬廻頭入江八郎右衛門七月五日江戸發、十日夜信州荒井御泊に罷出、御奉書等指上候處、即刻御目見、御懇之御意有之。

附、羽織・立付に而御前に罷出候先例御尋に候得共知れ兼、今度之儀者先布上下に不及旨

被仰出。

右御參勤御供奥村内匠・若年寄本多頼母、一宿御跡より御家老前田修理也。十九日上使松平右京大夫殿御出。

七月廿一日。前田吉徳登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月廿一日臨時の朝會あり。松平加賀守吉徳はじめ參觀五人。

〔政隣記〕

廿一日御禮。西丸にも御登城。内匠・修理御目見等如御例。

八月十日。靈元法皇崩御の報江戸に達す。

〔政隣記〕

八月十日夜法皇御名識仁、御法名素淨、奉號靈元院号、御寶算七十九。御所崩御之由當六日江戸に申來。十一日惣御登城。十日より十四日迄普請鳴物遠慮。京都に御使大組頭氏家主馬、女二宮様の御使御馬廻渡邊五太夫、九月二日從金澤被遣。

八月二十日。前田光高夫人の忌日に自今精進を廢し遊獵を行ひ得べきこと。

とを告ぐ。

〔護國公年譜〕

一、八月二十日左之通御横目中より觸有。

毎月二十三日御家中之面々、向後諸殺生不及遠慮候。御鷹は御祥月迄出不申候事。

但御家中之面々は、御祥月共不及遠慮に候。

但當七月二十三日清泰院様御忌日表向御精進之儀、最早輕め候而可然旨被思召候。内匠・

修理僉議仕可申上旨御意に候。依之月次二十三日は朝計、御忌日は終日御精進可申談由、

右兩人衆被申上候處、先其通申談置、追而又詮議次第輕め候様被仰出、重而御近習頭より

申達候。

但此儀今日申渡し候はゞ、拵置候事仕立直申様に成可申候間、明日に而も申渡可然旨御意に付、翌日申談。

八月廿四日。前田吉徳丹頂の鶴を飼ひ老臣以下に之を觀覽せしむ。

〔政隣記〕

八月二十四日丹頂之鶴御取寄、御用所前於空地、年寄中始御殿在合之人々に爲御見被遊候。

八月廿八日。幕府加賀藩より先に借上げたる金子の半額を返濟すべきを